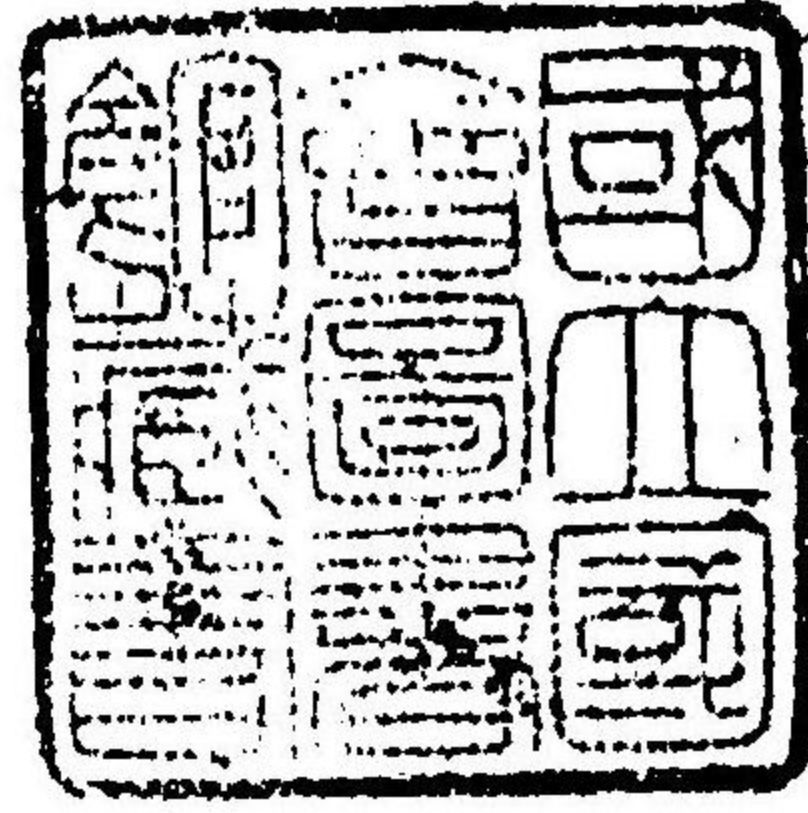


三國名勝圖會

十九

291.97
G56s
W



261483

三國名勝圖會卷之五十五目錄

日向國諸縣郡

綾

總說

綾の名義

山水

小森嶽

箭筈嶽

綾川

錦原

神社

三宮神社

佛寺

法音寺

綾光寺
嶺崎觀音

西光寺

佛寺合記

傳德寺

佛像寺

舊跡

龍之尾城 内屋敷城

物産

布帛類

器用類

飲食類

藥種類

蔬菜類

果實類

竹木類

飛禽類

走獸類

鱗介類

高岡

山水

去川山

北山

去川

諸川合記

深浦之八代川の二綾北川

綾南川

居處

去川關 關外四箇所

神社

粟野神社 粟野社寺

稻荷七社神祠 稻荷神社合記 平賀神社

伊勢宮 熊野社

佛寺

龍福寺

高福寺

本永寺 什寶本永寺 將軍他

傾末寺

法華嶽寺 木野

和泉式部 身投岡式部 掛柱掛松式部

式部谷 和泉式部

法華嶽寺 木野

香積寺 月知梅

善哉坊

增長寺

光孝寺

大日堂

天夕城 稻津亂略

内山城

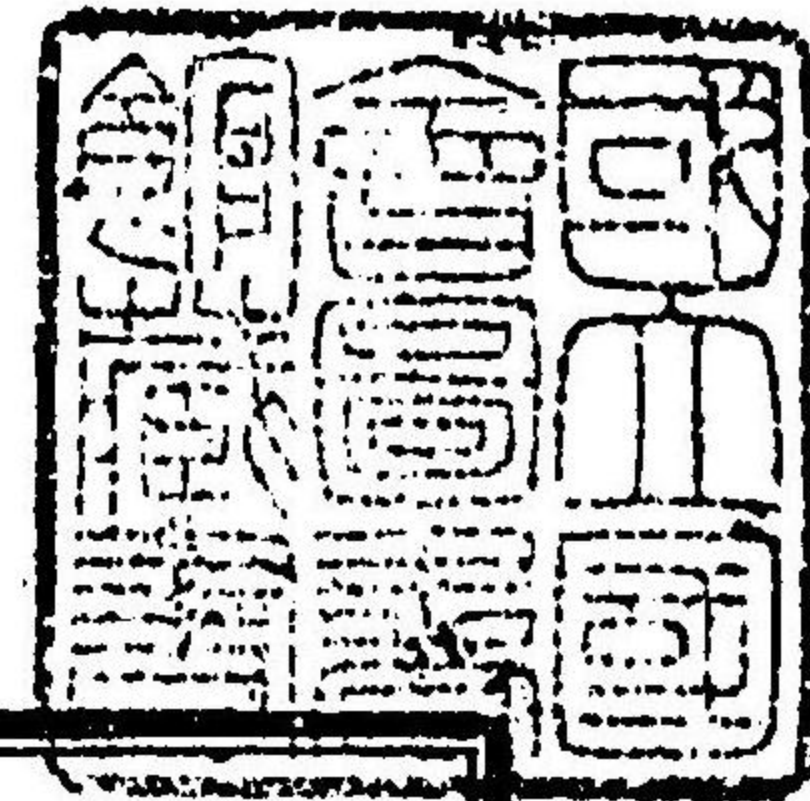
八代城

古城合記

總陣

物産

- 土石類
- 布帛類
- 器用類
- 藥品類
- 蔬菜類
- 果實類
- 樹木類
- 飛禽類
- 走獸類
- 鱗介類



三國名勝圖會卷之五十五

日向國

諸縣郡

綾本府より地頭館北の方村に十里にあり綾郷は當邑及ひち高岡郷の内

總説

綾の名義 當邑の説に地名を綾といふは和泉式部油菜花の發するを見て綾を布たるが如しと賞稱せられしより名とすといへり式部の履歴は高岡に詳なり

山水

小森嶽地頭館より成 南方村にあり當邑の西北山林崇重にして此嶽其上に挺起し山脊を中尾といふ須木の山巒に接す

箭筈嶽子地頭館より一里、北方村にあり、衆山の中に突起して、其嶺箭筈の狀の如し、故に其名を得たり、山上北の方、高岡の法華嶽に分界す、

綾川 綾川に、南北の二川あり、北川の水源は、肥後國求麻領、白髮嶽より出て、須木の山中をすぎ、當邑に入り、高岡に出、大府の直隸當郡本庄村に至て、南川と合流す、其下流は、倉岡にて去川と合流す、南川は須木より來て、當邑に入り、高岡に出て、大府の直隸本庄に至て、北川と合流すること、前文の如し、此綾川は山水にて、水勢甚清潔なり、所産の諸魚、上品なり、又物を濯へは鮮白となる、奇水といふべし、

錦原地頭館より西方凡八町、南方村、北方村の中間にあり、平地にて、百穀常に植ゑざることをなし、其花五彩をなして鮮なり、故に土人其原野を錦原といふ、是篇首、綾名義の條に記せる、和泉式

部の語より出たりとかや、

神社

三宮大明神社地頭館より西方七町許、南方村にあり、祭神三座、足仲

彦天皇、氣長足媛尊、譽田天皇、是なり、當社は、今の社

司宮永氏の先祖、宮永神祇太夫實益なる者勸請して、三宮大明神と號す、實益は、諸縣郡、本庄村、神馬峯八幡社の權祝子職なりしが、本庄を去り、綾に移て後、三神を崇むといふ、本社、本

幡宮は、座す、本庄の惣廟にして、八年、豊前宇佐宮より、彼地に飛來て鎮座す、初め同村五ヶ所といふに安置せしを、天和元年辛酉の春、故ありて今の地に遷宮し、舊の社地には、小祠を立て、故宮といへり、當邑の惣鎮守とす、祭祀十月十八日、

佛寺

龍智山無量壽院法音寺地頭館より西方七町餘、南方村にあり、本府大



綾光寺



乘院の末にして、真言宗なり、開基の僧名傳はらず、本尊阿彌陀如來、當邑の祈願所なり、

嶽王山綾光寺地方四町餘、午 南方村にあり、本尊福昌寺の末

にして、曹洞宗なり、本尊藥師如來、開山潭州守龍和尚第三十寺

世、初め天台宗なりしに、荒廢せしを、歳屋長奕和尚遷化、年、月、

再建し、潭州和尚をして開山とし、自から第二世の住持とな

る、當邑の菩提所なり、境内一叢林の中に觀音閣あり、聖觀音

二軀を安して、雙悲閣の額を掲ぐ、下は水田に臨み、眺望豁然

たり、世に嶺崎の觀音といふ、

嶺崎觀音閣 前文に見ゆ、

金峯山西光寺地方二里餘、二十町、 南方村にあり、當邑綾光寺の末

にして、曹洞宗なり、本尊阿彌陀如來、音、勢、至、共、行、基、善、隨、作、觀

養老元年の開基にて、天台宗なりしに、廢せしを、綾光寺第三

世丹翁和尚、再建して、曹洞宗とす、本尊阿彌陀如來の像は、養

老元年、高岡法華嶽寺の藥師の像と同じく、山茶樹にて作る

といふ、當寺阿彌陀は、行基の作とす、前注の如し、高岡法華寺

は、邑北の山中、川中嶽に在て、人境を距るとこ三里、當寺の西

南には、綾南川廻流し、東南は、原野を望む、林壑幽邃にして、雲

靄常に几席を濕す、實に清淨の禪刹なり、俗に川中嶽寺と呼

べり、當寺の阿彌陀、靈佛の聞にありて、當邑は言ふに及ばず、

他封高鍋、延岡等の諸方より、參詣する者甚た多し、

佛寺合記 芝原山安養院傳德寺 本尊阿彌陀如來、立像、運開

山覺阿上人、初め同村芝原といふ所にありしといふ、△望

南山竹林院佛像寺 本尊阿彌陀如來、開山誓阿上人といへ

り、以上二箇寺、南方村にありて、相州時衆宗藤澤山清淨光寺

の末なり、

舊跡

龍之尾城地頭館の後にあり 北方村にあり、往古當邑は綾氏の人所領なりといふ、綾美濃守義門、綾に居住せしこと、舊記に出つ、義門本庄に一寺を建立す、義門寺といふ、義門が弟義福、亦本庄に一寺を營む、是を義福寺といふ、今秋月領にあり、當邑近古は伊東氏に屬す、天正五年十二月、松齡公兵を引て當邑に入り、地を畧して都兒島に至る、貫明公も續て進み玉ふ、伊東義祐恐懼して、支ゆることあたはず、狼狽して遠く豊後に遁るといふ、於是當邑我に歸す、慶長五年九月、關ヶ原役の後、伊東氏が將稻津掃部、兵を擧て穆佐院を侵さんとす、松齡公關ヶ原より歸て、日州を過ぎ、綾の守將に戒めて、守備を修せしめ玉ふ、時に新納勘解由守將たり、十月十二日、稻津が兵、須木を侵す、綾の兵赴き救ふ、敵兵敗走して、殲ぬ。

○内屋敷城 北方村にあり、龍之尾城より十町許、未の方に當る、龍之尾城の砦なりといふ、

物産

布帛類 麻 弓弦漁網の類に用て、最佳とす、世俗に綾麻と呼て、稱賞し、本藩麻産の第一とす、

器用類 紙 種々の製あり、本藩の内、名品に係る、

飲食類 煙草

藥種類 柴胡 △紫根 △金銀花 △枳殼 △半夏 △茯苓 △車前子

蔬菜類 香薷 △丁薷 △天花菰

果實類 乳柑 △朱欒 △橘 △金橘 △柚 當邑の土性、

柑橘の類に宜しく、他境の産より早く生長し、多く實を結び、其味も甚美なり、故に土人多く是を植て産業を資く、

川と號す、去川、當邑をすぎ、穆佐を経て、再び當邑の内を流ること五里二十五町、倉岡に出つ、下流は、那珂郡赤江津大府直隸にて海に入る、此倉岡の本末總狀、故に他領にては、赤江川といふ、當邑にて、濶さ八十間、深さ一丈許、舟楫往來す、日向國の大川なり、此川、急流にて、水勢迅奔する、箭の如し、津渡の上下には、自然の石ありて、激流を支ふ、故に其盤石の間を船フネ涉とす、倘此盤石なければ、舟楫を運らすべからずとぞ、去川は、延喜式に去飛フキに作る、其名義、高城、東霧島神社の下に詳なり、

○寛陽公去川口號

仰瞻ウツミ雲外、有人家、日上丹霞、染水涯、

迢遞、去川來、湛々、年々流出、洞中、花、

諸川合記 浦之名川 上流は、野尻邑より來て、當邑に入り、去川に注ぐ、 △綾北川 上流は、綾邑より來て、當邑に入り、大

府、直隸本庄村へ出て、綾南川と合流す、 △綾南川 上流は、綾郷より來て、當邑に入り、大府直隸本庄村へ出て、綾北川と合流す、其下流は、倉岡にて去川と合流す、 △深年八代の二川 深年川の水源は、當邑法華岳山より出て、去川に入る、又八代川、米良領より來て、當邑に入り、去川に注ぐ、

居處

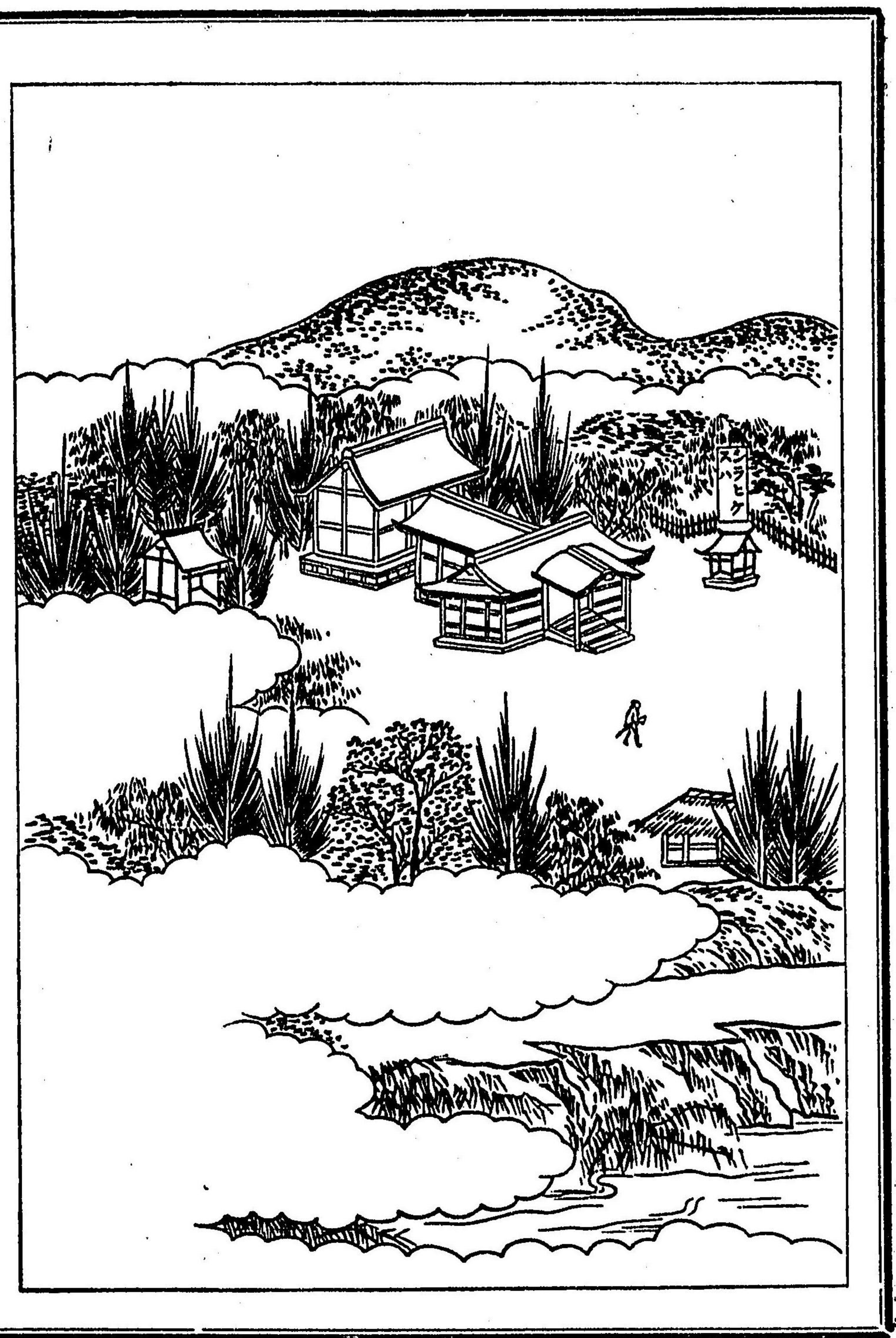
去川關地頭方三里餘未 去川村にあり、此地、去川流がれ通り、重嶺復岡相連なり、要阨の地なり、故に川に臨んで關を置かる、此關以外に、高岡、穆佐、綾、倉岡の四邑あり、此四邑を本藩に於ひて關外四箇所と號す、

○關外四箇所 前文に見ゆ、

神社

栗野大明神社地頭方十町八辰 高濱村にあり、祭神八座、大己貴

粟野神社



命、都味齒八重事代主神、下照姫命、味鋌高彦根命、少名彦名命、高照光姫命、御井神、健御名方神、是なり、勸請の年月詳ならず、應永中、義天公穆佐城に在し時、崇敬ありて、穆佐院三百町の總廟と崇め、神領七町を寄附せられ、且神殿を新建し、祭式までも改らる、其後伊東領になりて、星霜を経しに、天正五年、貫明公、伊東氏を平定し玉ひし時、義天公の舊例に復し、神領七町を寄附せらる、義天公、貫明公等、神領御寄附の文書、並に諸什寶、及び當社縁起等も所藏せしに、天正十五年、豊關白西侵の時、敵軍侵掠し、彼諸品悉く失ふ、故に天正以上の棟札なし、既にして、寺社領毀破の時、神領も官に收入す、慶長五年、松齡公、當邑を建置し玉ひ、當社を當邑の總廟に崇らる、華表に粟野大明神五字の額を掲ぐ、神代系圖傳に、少名彦名命は、高皇彦靈尊の御子にて、大己貴命と力を戮せ、天下

を經營せし神なり、淡島に至て、粟莖に縁しかば、彈渡て常世の郷に至り在と云々、當社の祭神少名彦名命に、大己貴命、御子六神を合せて、八體とす、粟郷の號は、是より出しにや、土民に玉ひし、當社の神、昔し粟の穂に乗て、去川に流れ、祭祀六月廿七日、十月初午日なり、六月廿七日は、祓祭とて、神輿濱下の式あり、宮崎郡、延岡領、上野町、當社を去る四里、小戸之渡の上松原に、彼土人行祠を建て、濱下の所とす、當社は、去川に臨める故に、神輿船、別當船、其外數艘の從船を、去川に浮べ、別當祠官及び當邑の諸官吏も、舟に乗り、流れに順て、上野町に至る、舟中にては旗を立、鼓樂唱和をなし、先を争ひて川を下る、上野町に至れば、神輿を行祠に安し、神樂を奏し、御酒を供ふ、本社に歸船の時は、上野町の人民、神船に數尋の綱を付て挽上る、是を強力の綱と名く、其神船は、上野町より上流に隨ひ、村次にて挽

上る、大凡二十七日晩に至て本社に歸るとぞ、此祭式、古代よりの式にて、改るとなく、自他領共に、參詣の徒、遠近肩摩して、商賈群集し、甚だ鬧然たり、高濱村、飯田村、五町村、浦之名村、花見村、五ヶ所より神馬を出し、鑄流馬の式あり、往昔は穆佐の宗廟にて、彼邑よりも同じく鑄流馬を行ひしに、何の比に歎、穆佐邑内に粟野社を新建し、別に祭式を行ふとぞ、慶長十一年、同十六年以來の棟札あり、社司外山氏、別當寺粟野寺、

○什寶 普門品一帖 文政四年、今公御寄進、

○末社 白髭大明神、諏方大明神合祠 當社の庭東にあり、
△川上大明神、大將軍合祠 當社の庭西にあり、

○神留山文殊院、粟野寺 粟野神社の別當にて、社の左にあり、當邑高福寺の末にして、眞言宗なり、本尊聖觀音、開山快譽法印、

稻荷七社大明神祠方、頭館より近し、内山村にあり、慶長五年、松齡公、當邑御建置にて、一邑鎮守の爲に、魔府の稻荷を分神し、當邑天ヶ城山に勸請せらる、且其別當とて、稻荷寺を建玉ひ、忠助法印を伊集院より伊集院に於て、某寺の僧なり、移して、稻荷寺の開山とす、祭祀も魔府稻荷と同じく、毎年十一月三日に修すべきを命ぜらる、元和元年、大坂の役に、慈眼公、軍を發し、當邑に留り、當邑を發し玉ふ時、稻荷社より白狐赤狐出て、白杵郡細島までの中途に、毎日軍前に見ゆ、既にして大坂の敗聞にしかば、衆人は當社の嘉護とす、寛永十五年、肥前國島原の役に、當邑の兵士を調發す、軍行の先に、赤狐見ゆ、然るに其先に行し赤狐、忽ち歸り來る、又第二軍發する時、地頭仁禮藏人、當邑の士衆を従へ、首途に稻荷社へ參詣せしに、白狐赤狐見ゆ、兩軍共に出水米之津に至りしに、島原城破れし報來

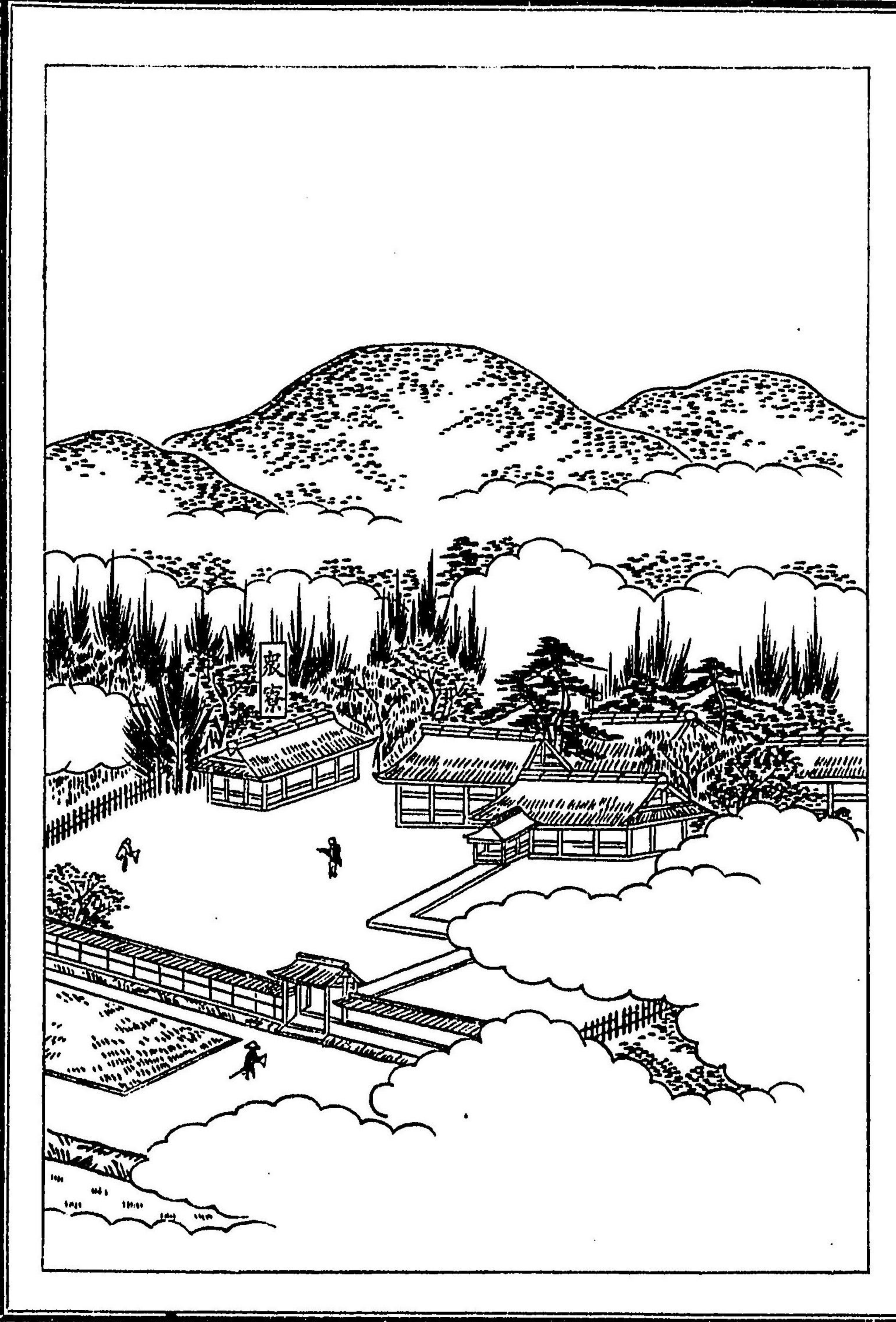
て、皆歸軍す、初め前軍の發せし日、赤狐中途より歸るや、藏人
今度の軍は、中途より歸軍すべしと云ひしが、是に至りて果
して然り、衆皆稻荷神の靈感とす、社司富山氏、
○城守山稻荷寺 内山村にあり、稻荷社の別當にて、社より
卯の方一町許に丁る、當邑高福寺末なり、開山忠助法印とい
ふ、由緒前文に見ゆ、

神社合記 平賀大明神社 五町村横岩にあり、祭神天津兒屋
根命、天津太玉命、底津少童命、底筒男命、中津少童命、是なり、當
社の前に一池あり、鏡池と呼ぶ、往古は當邑高福寺の末に、鏡
池山平賀寺といへる別當寺ありしに、今廢す、祭祀二月彼岸
中日、十一月十八日、社司富山氏、△愛宕山權現社 内山村
中尾にあり、往古修驗の徒、日向の靈山を、和州大峯に比して、
修入せしが、其時中尾山の池之尾峯を初入の山とし、繁榮の靈

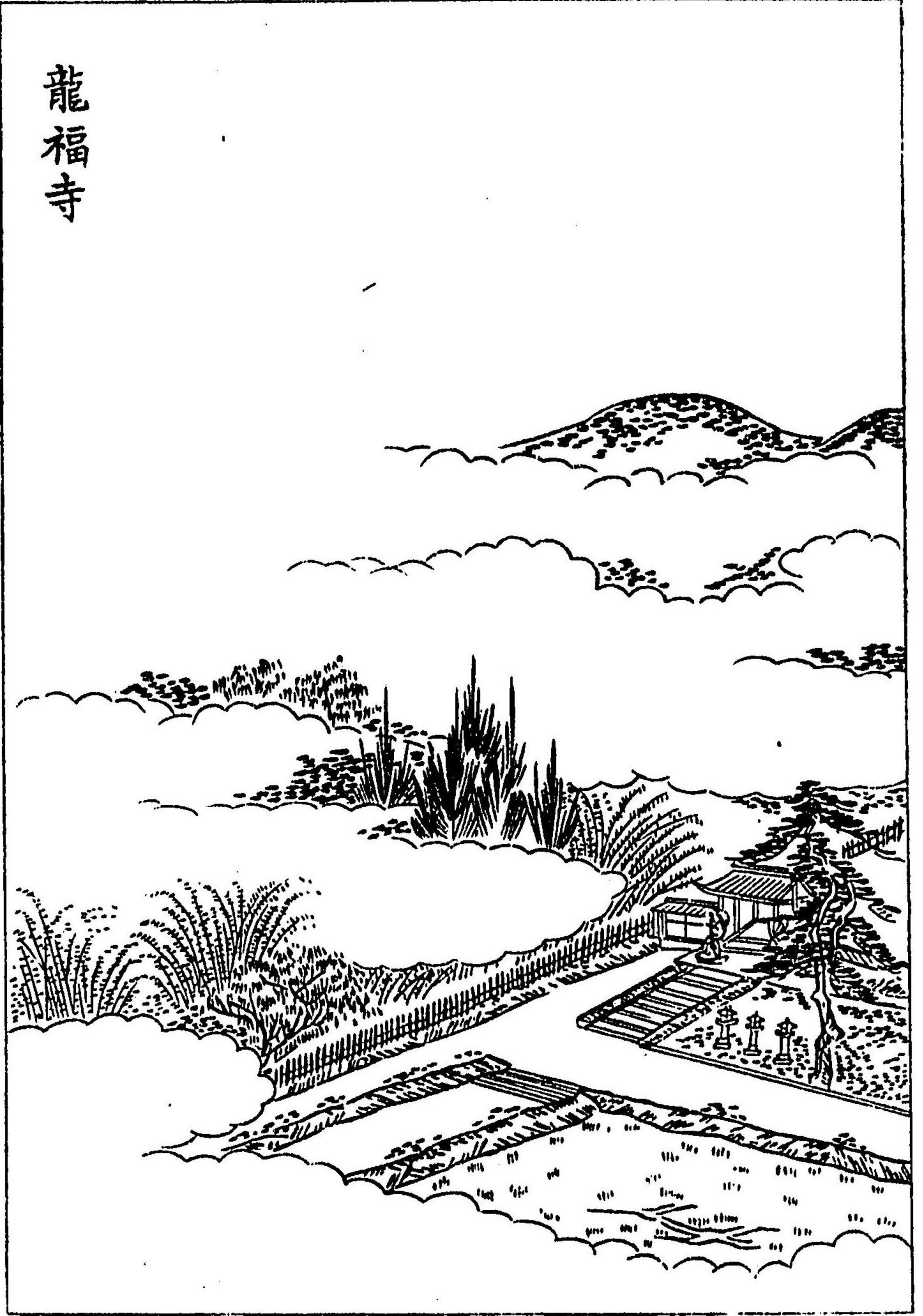
地にて、寺院も建立せしが、星霜を歴て廢す、當邑建置の後、地
頭比志島紀伊守、治城守護の神とし、別當を愛宕山中尾寺と
號し、並に當邑高福寺の所管とす、多く高福寺住持退老所と
なる、其後廢し、今は十一月廿四日祭祀を修するのみ、○伊
勢大神宮 浦之名村にあり、慶長九年の棟札を藏む、大檀那
藤原義久と記す、△熊野權現社 五町村にあり、永祿九
年九月の棟札を藏む、大檀那藤原義益、代官小野良平と記す、
義益は、伊東氏系圖云、義祐の嫡子なり、又永正二年の棟札を藏む、
なり、山城國山崎にて、早世とあり、△霧島權現社 樋渡村にあり、大
永二年、永祿六年の棟札を藏む、光孝寺住持紹貞と記す、

佛 寺

高岳山龍福寺 地頭館三町より 内山村にあり、本府福昌寺の末に
して、曹洞宗なり、本尊聖觀音大士、座像、開山天室鷲豚和尚、福昌寺



龍福寺

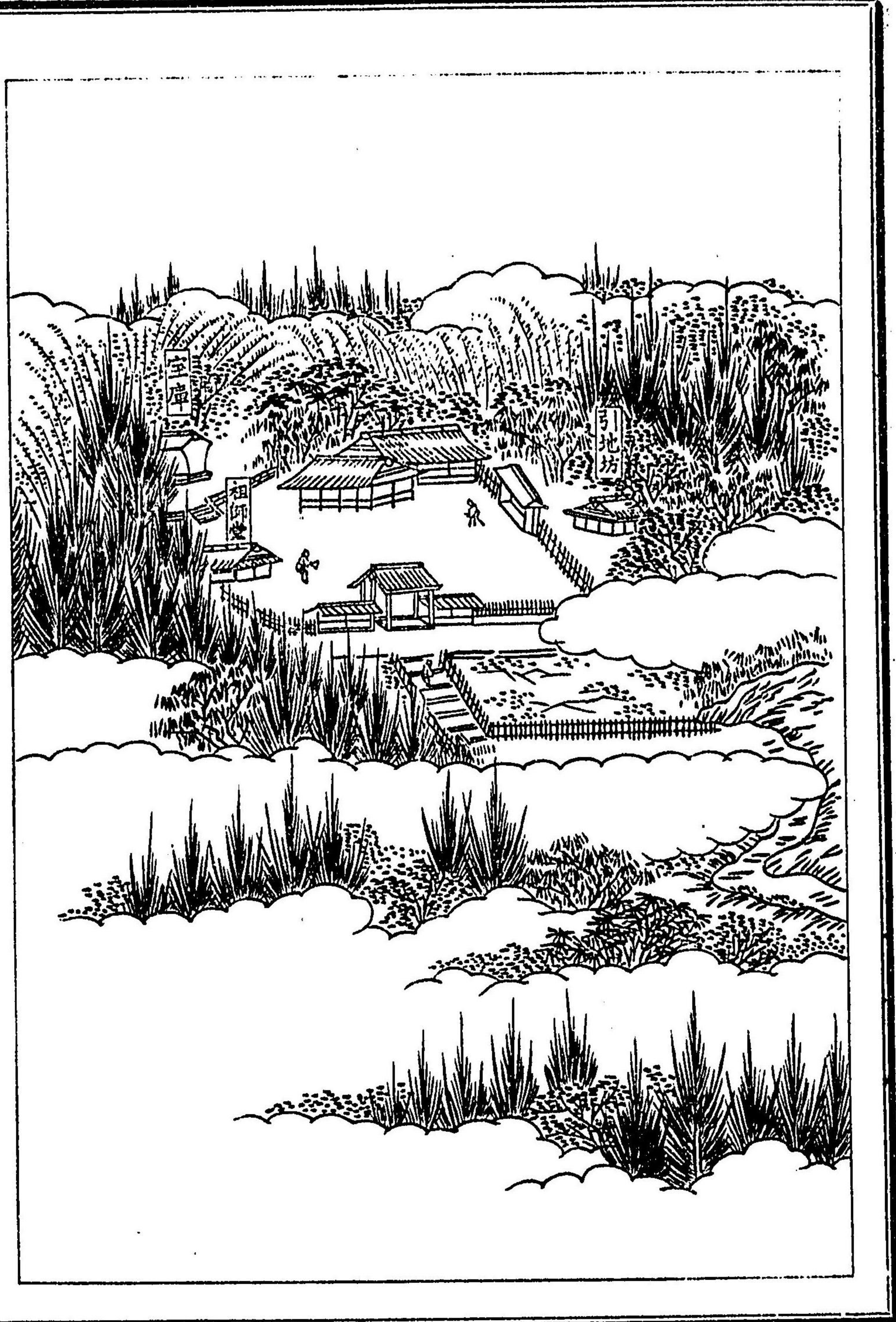




高福寺



本永寺



門首にて、一派の寺は、其管下に屬し、房州妙本寺へも矯正を加ふる寺法にて、代々學頭職に任ぜり、且末寺の徒、妙本寺へ進住の時は、當寺より許狀出て進住す、且公務ある時は、江戸寺社奉行所へも直參する寺格なり、當寺の法務は、日州他領の末寺も、悉く會集し、年々舊例に従て是を行ふ、然るに當寺破壊して、他領の末寺より會集の時、醜陋なるゆゑに、官に請ふ旨趣あり、官許可し、寶永七年、本堂客殿を新造せらる、元文三年、淨國公、命あり、當寺の由緒を呈狀し、且諸寶器を上らしむ、公覽觀を歴て、寶器を還し、供養金を賜ふ、文政三年、當住日修一三世に本山房州妙本寺より、上人號、及び永々上人地を許し、先師にも上人贈號あり、

- 什寶 曼荼羅一幅 △消息四幅 △消息卷物二通
- △日月卷物一通 △諸消息一帖 以上五條、日蓮上人手寫、

△本尊二幅 日興上人手寫、 △本尊二幅 日目上人手寫、
 △本尊二幅 日郷上人手寫、 △本尊三幅 日安、日傳、日朝
 の三上人、各一幅づゝ手寫、 △法華經第八之卷 江戸西丸
 御坊主頭、倉橋元和、天明四年、寄進、
 ○大將軍社 當寺の鎮守にて、境内にあり、祭祀八月八日、祭
 日には、他領よりも參詣の徒多く、大將軍躍と號して、大鼓を
 鳴して、舞躍の式あり、

- 本永寺他領末寺 妙圓寺 日州宮崎郡延岡 △末弘寺 同上
- △本照寺 日州肥前郡下 △本深寺 同上 △蓮德寺 日州宮崎郡
- 武、 △本蓮寺 日州原領上 △妙興寺 日州原領日知
- △定善寺 日州村、大府直隸地 △本善寺 日州村、大府直隸地
- △妙國寺 同上 △本要寺 同上 △本建寺 同上
- △本立寺 同上 △本東寺 同上 △妙蓮寺 同上

△法藏寺川同郡上

真金山法華嶽寺地頭節より亥子

深歲村にあり、此地に山あり、急峻にして秀絶なり、法華嶽といふ、絶頂は釋迦嶽と號す、

當寺は、山の半腹にあり、本府曹洞宗福昌寺の末にして、本尊

藥師如來、高一尺七寸、日羅作、座像、夾侍日光、月光、十二神將、不動、毘沙門、十

六軀、共八寸立像、初め開山傳教大師にて、天台宗なりしが、後

世禪宗の寺となり、貫明公の御時、福昌寺十八世代賢和尚

を開山とす、當寺の由緒記を按ずるに、養老二年八月八日、山

頂に音樂の聲ありて、紫雲靄然たり、時に僧侶山頂に迦藍を

建立し、金峯山長喜院と號し、釋迦如來の像を安置す、然るに

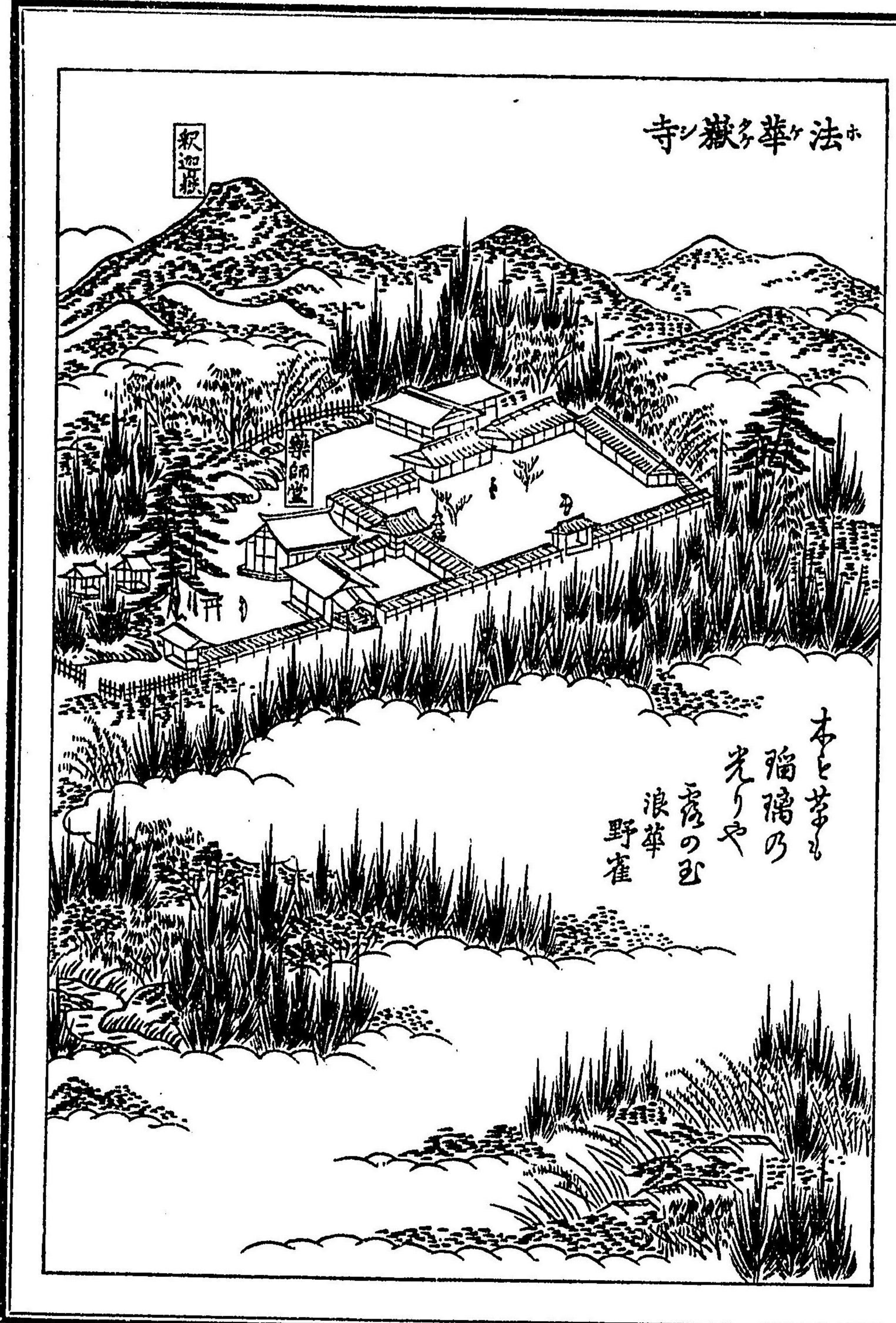
一異僧あり、藥師の像を齋し來て安置す、故に寺内兩像を、本

尊とす、延暦廿四年、傳教大師、唐土より歸國し、九州の靈山を

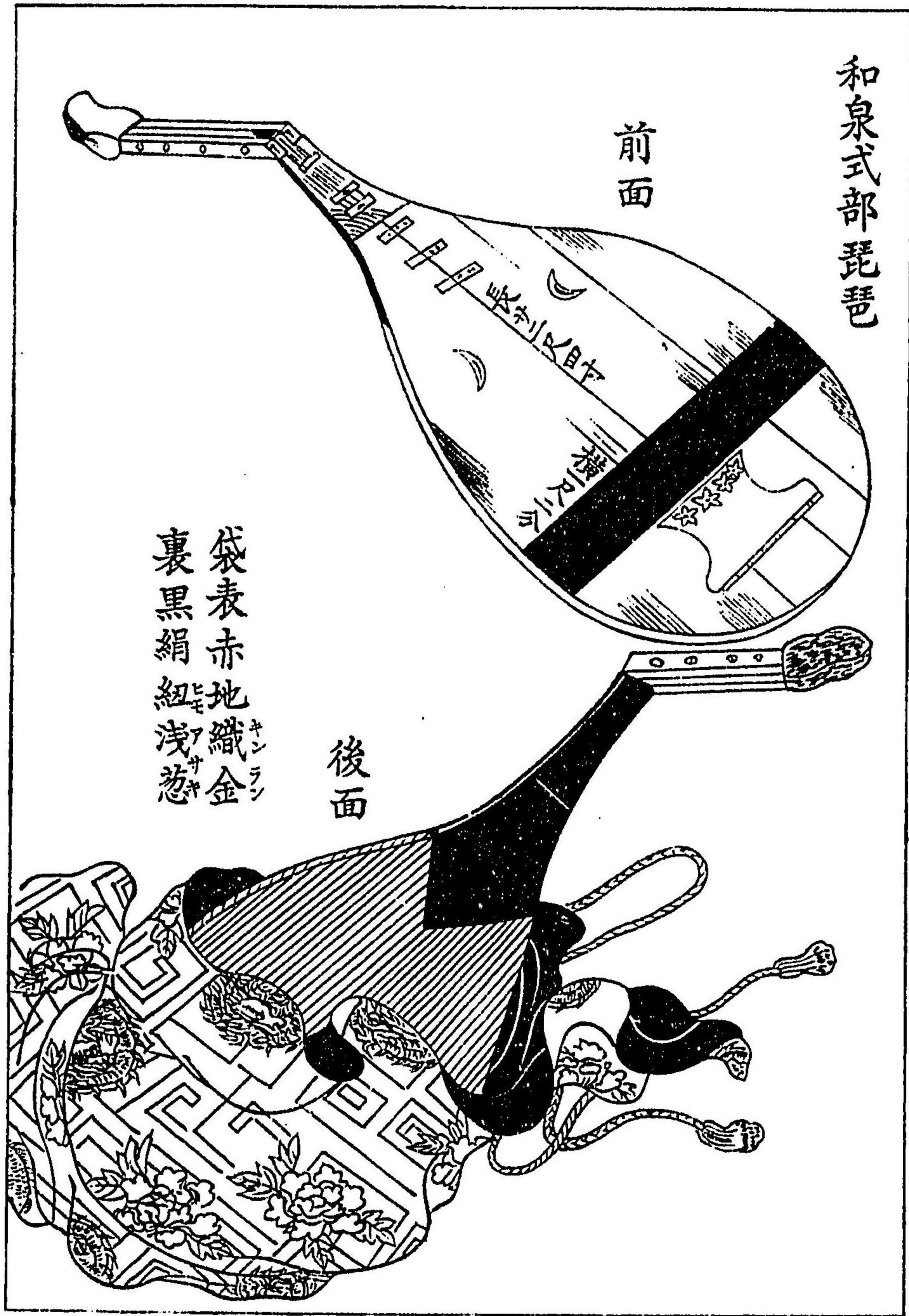
巡視し、翌廿五年、此嶽に來り、靈境たるを知り、錫を留め、迺ち

法華嶽
愛染川





和泉式部琵琶



今の地を開き、釋迦の像を舊所に傳へ、古作の薬師像を、此道場に移し、本堂、迦藍、僧房、支院等を建立し、夾侍十二神將等を手つから彫刻して安置し、其外當寺鎮守の諸社を建つ、延暦廿五年より、此改年大同大同三年に至て、功を竣る、山頂常に金氣絶はず、故に金峯山を眞金山と改め、院號を長喜院、寺號を法華嶽寺と名けし、天台宗なり、是傳教大師法華讀誦の大願ありしゆゑと云、かくて當寺薬師、越後米山薬師、三河鳳來寺薬師とを合せ、皇國三所の薬師とて、靈佛と稱ず、上東門院の女房和泉式部、癩病を患へしが、種々の醫療驗なきゆゑに、京都、清水の觀音に參籠しけるに、米山、鳳來寺、法華嶽寺、三所の薬師に祈るべき夢告を受く、於是米山、鳳來寺に至て、參籠せしかども其驗なし、因て遙に日州に下り、法華嶽の薬師へ參籠すといへども、其應驗を得ざりければ、此世の業縁は、是ま

でなりと思ひて、身を墜して死せんと、志を定め、辭世に、

南無藥師諸病悉除の願立て

身より佛の名こそをしけれ

と詠じ、既に合掌閉目して、千尋の崖より自ら墜けるに、不思議に救ひ助られ、一異人式部の眼中に現じ、其手を取しと覺

にて、
村雨は只ひと時のものぞかし

己が蓑笠そこにぬぎおけ

といふ聲の下に、數年の沉痾、忽然として平癒し、玉貌瓊姿に復し、再ひ京都に歸る、病癒の如く、此十二大願あり、其十二大願あり、皆十二事に除なり、
復し、再ひ京都に歸る、病癒の如く、此十二大願あり、其十二大願あり、皆十二事に除なり、
以て、
以て、十二願を濟ふ、藥師大願にて、一切衆生の所求を皆得せしむる
生受用物無盡、
生受用物無盡、莫令一生人有少乏、其諸事業、其行邪道者、悉令安住、其提身道中、其第五願、是修持、得諸具足、身分三成、滿其第七

願は、衆病遍切、貧窮多苦、得悉除、無諸痛惱、其第八願は、惡人爲百惡、所逼惱、捨女、得悉除、無諸痛惱、其第九願は、第八願は、惡見者、皆當引攝、置於正見、其身作十惡業、當以上妙飲食、飽足、
見者、皆當引攝、置於正見、其身作十惡業、當以上妙飲食、飽足、
後得一切安樂、
後得一切安樂、嚴云々、是願なり、經云、夜過、其文甚長、今亦得一切安樂、嚴云々、是願なり、經云、夜過、其文甚長、今且一二願の外、所要を甚廣し、今に身投岡、式部谷等、蹤跡若干
所及び式部寄進の琵琶等残り、
下條に標題を置、中古、當邑
伊東氏が領地となり、是時に當り、天台宗退轉して、後禪宗に改まり、伊東氏一族の僧、昭貞和尚等、
實峯派、住せり、天正年間、
貫明公、日州を平定し玉ひ、七年より九年に至り、飢饉相續き、伊東領新屬の分界に限り、五穀蝗ありて、全く熟せず、伊東氏戦死の徒、靈魄の所爲なりと、人言ありしかば、種々祈禱を修せらるといへども止まらず、
於是天正九年三月、福昌寺代賢和尚へ命ぜられ、大施餓鬼の法式を修せしむ、其秋蝗なく、五穀悉く熟す、公代賢を召して、其功を嘉尙せらる、先是伊東

氏、我と戦争の時、僧侶四十二人を法華嶽寺に聚めて、調伏の法を行ふ。是に至て其事發覺し、僧侶四十人を誅し、其二人は剗て是を逐はる。時に當寺實峯派の僧看坊して住持なし、代賢和尚、法力にて、蝗災を治めし德輝あるを以て、是歲六月、代賢を當寺の開山とし、且大中公、御靈牌をも安置し、守護神として、敵境を鎮せらる。是より福昌寺派の寺となり、長く藩國の慶福を禱て、毎年鎮符を獻ず、既にして代賢は、福昌寺に歸り、年室和尚をして第二世の住持とす、貫明公、御誓願ありて、判金二枚、馬一疋を施捨ありて、藥師及夾侍の像を設色せらる。慶長十九年、松齡公、藥師殿を修飾せらる。寛陽公の時、新建ありて、修飾の美を盡さる。天明八年、大信公、藥師殿を修飾せらる。寺祿、上古は千石に餘りしに、慶長十九年、二百石餘を寄附せられしが、其後御減少ありて、寛永中より、七

十五石を領せしに、其後住持墾田を請て寺莊とし、今八十一石餘あり、

○鐘銘 鐘一口 藥師殿にあり、銘文に曰、謹奉掛日州諸縣庄眞金山法華嶽禪寺、藥師如來寶殿、洪鐘一口、本願主藤原朝臣伊東氏女御東殿云々、永祿八年乙丑八月と記す、蓋是伊東氏領地の時、寄進なり、

○鰐口銘 鰐口當寺二王門にあり、銘文に曰、奉法華嶽寺願主小栗阿波守則茂、于時長祿四年二月十六日と記す、

△鰐口 二王門内山王社にあり、銘文に、弘治二年と記す、
○額聯 當寺大門に紫雲嶽と記せる額を掲ぐ、亦二王門に、瑠璃界といへる額を掛く、亦二王門左右の聯に、惠日懸天宜教瓦礫放、大光明、法雷震、地普令、艸木、作獅子吼、と記す、共に舊都城龍峰寺古住持即丹和尚の筆跡なり、今は文句は同じと

云ども、他人の書に改まる、

○御詠歌、

文祿三年 貫明公御上京の時、當寺へ參詣し玉ひ、御詠歌あり、

旅立し行衛を頼む御佛の

なびく心に身をやまかせん

ちらんほと花に南の風もがな

○御寄進品 御詠歌二首 文化五年、大慈公御寄進、△普

門品一帖 文政四年、今公御寄進、往昔 正親町帝の

宸翰もありけるに、今は失たり、

○諸神廟 山王二十二社 當寺の境内にあり、△稻荷北

山兩社大明神祠 前に同し、△十八迦藍神祠 前に同し、

△三寶荒神祠 前に同し、以上皆當寺の鎮守なり、

○木鶉 當寺の門外に、木鶉を作て賣物とす、其緣故を尋る

に、大同三年、傳教大師、御堂を今の地に遷されし時、百歳の翁あり、二王門其外佛像彫刻の木片を以て、此木鶉を作り、壽命を授くるとて、兒童に與へける、其故事にて、今に是を作るとぞ、

○和泉式部髮掛柱 和泉式部、藥師に參籠の時、晝夜横臥せず、柱に倚て、時々假眠せし痕なりとて、藥師殿の柱に賦痕あり、松齡公、藥師殿御造改ありし時、此柱のみは換られず、寛陽公修復の時、新柱に改られて、天井の上に藏らる、今藥師壇の後の一室にあり、

○式部琵琶 和泉式部、愛玩の器なり、式部、藥師の神力にて、沈痾頓に愈へしかば、歡喜に堪へず、此琵琶を藥師に報謝す、大信公、此器を江都に召し、覽觀す、歲月悠久にして損壞す、因

て工に命じて修繕し、是を本所に還さる。此琵琶、長さ二尺四寸、徑り一尺二分あり、花欄の袋に藏む。式部が舊物を今に傳ふるは、唯髮掛の柱と、琵琶となり。

○身投岡 當寺の前路八町坂を躋れば、左方にあり、式部身を投墜さんとせし所なり、當寺の南にあるを以て、南ヶ嶽ともいふ。此岡、孤嶺にして屹立し、其三面絶崖にして、數十仞あり、其頂上平坦にして、小社あり。

○式部腰掛松 身投岡にあり、式部腰を掛し松といふ。古松は星霜を経て枯たり、今の松は、周圍三尺餘あり、是を植繼て、其舊蹟を傳へしといふ。

○式部谷 當寺二王門の西方三町許にあり、垢離谷ともいふ。式部薬師へ祈念の時、日々此澗水に浴し、身を淨めし所なりといふ。

○愛染川 並愛染社 當寺の山下、卯辰方十八町にあり、即ち當寺に至るの路にて、瀬川なり、一之瀬ともいふ。此渡口の上に一社あり、愛染權現といふ。傳教大師建立なりとぞ。和泉式部、病癒て、此川に出て身を洗濯せし因みに、側に此社ありけるを見て、土人にいかなる神ぞと問ひけるに、宿世結びの權現と答へしといひ傳ふ。

○車返 北俣村にあり、兒湯郡、佐土原より、法華嶽寺に通ずる坂路なり、和泉式部、法華嶽寺參籠の時、休息して車を返したる所といふ。坂下に阿彌陀堂あり、往古より此の坂にて馬より墜ち、或は歩行にて蹶き倒る時は、必ず重病を受るといふ。駒懼坂ともいへり、此を距ること西の方十七八町許り、川上村の内に杖取坂あり、式部に杖を與へし所といへり。坂の上り口に小祠あり、牛之宮といふ。此も一條、他村に傳るといへ

て茲に併せ記し、
て、觀覽に便す、

○和泉式部畧傳 和泉式部は、越前守大江雅致の女にて、母は藤原氏、越前守保衡が女なり、藤原氏は、親王の乳母なり、内式部、和歌を善し、名聲一時に高し、藤原資高養て子とす、和泉守橋道貞に嫁す、故に和泉式部と稱ず、式部は、呼女、小式部を生む、道貞没して後、上東門院に仕ふ、上東門院は、攝政藤原道長の子なり、元十一、三條帝にして、藤原盛一、一條帝御と號す、既而、中宮と稱す、其後、十一月、入内して、藤原盛一、一條帝御と號す、既而、中宮と稱す、帝は、後三條帝の五年、朝中より、承安年中、河内守の承内、元東門院なるべし、後、丹後守藤原保昌に嫁し、保昌に從て丹後に居る、丹後國に居るとは、金式部、上東門院に宮仕せし時の事にや、冷泉帝第四の皇子沙宮に、甚だ寵を受しとかや、道貞、筑紫の探題に任じ、筑前太宰府に下りける時、式部も從て下れりといふ、後拾遺集に、旅て、和泉式部か歌を侍りける、式部に

日本史
女傳ニ入
タレバト
アリシ女
アラズ

が女、小式部、亦上東門院に仕ふ、幼にして和歌を善くす、和泉式部は、和歌を善くすといへども、心僻のある女なりしと、紫の日記に譏て記せり、前夫和泉守道貞に嫁せし時、道貞に疎まれけるを、赤染衛門が式部を諫て贈れる歌に、

うつろはで暫し篠田の森を見よ
返りもそする葛のうら風

此歌の意は、道貞に忘れられたるとも、こなたの心は變はらで、しばし見よ、復本に返ることならんとなり、然れども大日本史に、和泉式部を烈女傳に載たれば、其操行ありしを見るべし、式部が墓は、京都誓願寺の側にあり、又美濃路にもありて、何れも石碑を建たり、大日本史烈女傳曰、和泉式部、越前守大江雅致女也、善和歌、嫁和泉守橋道貞、生女小式部、道貞没後、仕上東門院、歌仙時、有僧性空者、居播磨書寫山、舉世崇信之、式

部贈和歌曰、暗伎與利、暗伎路仁、曾入奴倍伎、遙仁照世山、乃端乃月、新古今和歌集世以爲精妙、再嫁藤原保昌、袋草子又小式部傳曰、小式部内侍、即道貞女也、亦仕上東門院、和歌傳抄幼善和歌、時人謂内持有佳句、多其母之所潤色也、母式部從保昌赴丹後、會禁中有歌會、中納言藤原定賴斲曰、丹後行李還來否、願内侍勞思耳、小式部即起、搦定賴袂、口占曰、於明延、椰麻伊玖能、美知能、登乎計禮婆、摩駄布美毛美、播阿摩能波志多氏、自此才名大著、和歌傳抄十調かく丹後に赴と記し、又京都誓願寺に墓もあれば、式部は上國にて卒し、誓願寺に葬りしにや、然るに兒湯郡佐土原土人の説に、佐土原鹿野田村、氷室山の腰に、式部塚とてあり、其山の子方十五町許、幸納といへる所の畠中に、一字の地藏堂あり、是式部が形代といひ、堂の丑方三丁許に林叢あるを、式部が茶毘所なりといふ、鹿野田村は、毎年三月三日に、

式部忌日なりとて、祭祀を行ふとぞ、又氷室山の里に、潮妙見社あり、華表の前に潮出て、満干する井あり、東の方、海を去る、こと二里許なり、又鹿野田村、幸納の原田某、箭藏の式部由來記に、和泉式部は、十月五日、年號を記さず、法華嶽に參籠し、明年正月十六日、都に上り、其後また日向に下り、法華嶽へ禮謝の爲に參詣し、上京の時、鹿野田村にて俄に病に臥し、三月三日、四十三歳にて卒せしを、幸納といふ所にて茶毘し、櫻樹を植て標とし、一字の堂を建て、地藏を安置して、式部が形代とす、遺骨は氷室の里に葬ると、又式部が歌とて

日が暮や氷室の里をなかむれば
潮の烟いづもたはせぬ

此佐土原所傳の説を觀れば、誓願寺の墓といへども、招魂墓にして、佐土原の式部塚、實に其葬所なる、亦知るべからず、又

此歌抽シ
式部が歌
ルニアラザ

式部が事蹟は、上文に引ける書籍の外、大鏡等に見ゆ、

梅樹山香積寺地頭館より辰巳方十三町 高濱村にあり、當邑龍福寺の末

にして、曹洞宗なり、本尊藥師如來、佛座像、京都開山明庵和尚、龍

七寺、遷化、永 創建の年月詳ならず、初め小庵なりしに、梅樹の

故を以て顯る、客殿の庭に大梅樹あり、月知梅と號す、安永天

明の比までは、一株の樹なりしが、樹身朽腐して、枝々地に垂

る、故に柱を列て枝幹を扶しが、其垂れし枝地に着きて根を

生じ、展轉蔓延して、今七株に分れ、横斜偃蹇して、群龍の蟠る

が如し、景狀甚奇なり、近比までは、其朽たる根幹残りしに、今

はあることなく、故に若干株の梅を、別に植たるに似たりと

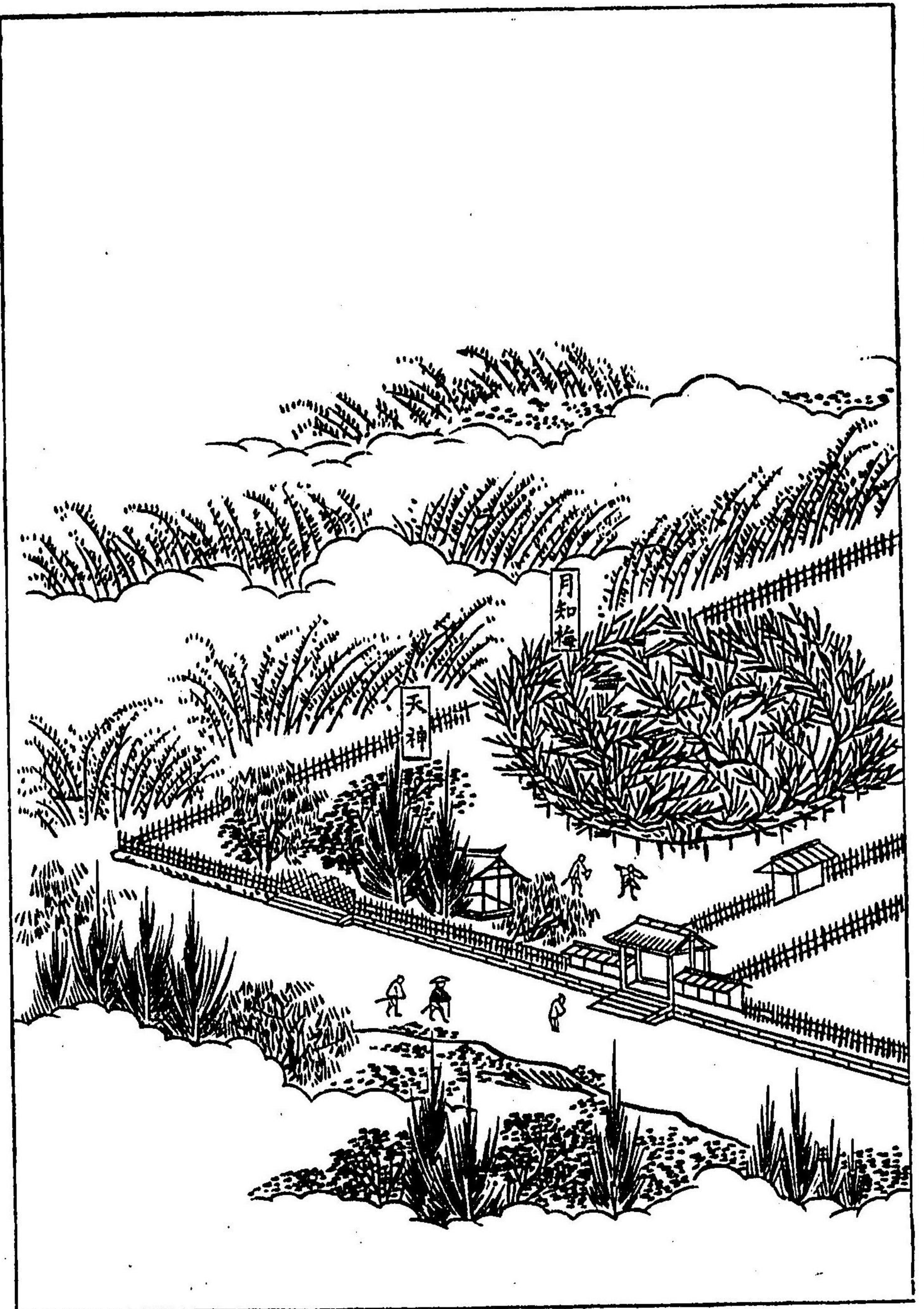
す、其本幹の跡には、垣を結て標とす、凡梅の高さ二丈餘、枝幹

の繁衍せると、方にして十間計、扶柱殆と九十本あり、梅林の

四周欄を繞し、周廻三十二間、欄外に枝幹の蔓延する者は、皆

剪り齊ふす、庭院及び通路に碍ればなり、花開ける時は、林阜
に雪の積たるが如く、更に枝幹を見ず、香氣は遠近に薰蒸し、
月色は高下に照映し、景狀特に佳なり、此花千重純白にして、
淡青蒂なり、頗る綠蒂梅に類す、果實も亦佳なりとす、萬治三
年庚子二月七日、泰清世子遊觀し玉ふ、寺地一段八歩を賜
ふて、梅樹の爲とす、延寶元年癸丑五月廿二日、寬陽公光臨
し、名を月知梅と命ぜらる、且親から詩を賦し、手寫して住持
芳傳に賜ふ、其後 大玄公、淨國公も臨賞し玉ひ、又明和五
年六月二日、大信公光臨ありて、月知梅の三字を手書して、
住持大賢に賜ふ、寬陽公の尊詠と、大信公の手書は、掛軸
にして、當寺に藏め、永く什寶とす、笈埃隨筆曰、日向香積寺境
内の梅、百花一面に上に連り開きて、更に枝も見えず、圓き岳
に雪を積たるが如し云云、

香積寺



月智梅

秋多光
昼も照り

あや

月の梅

阿雲庵

野雀



梅樹惣高さ一丈九又
六十余枝の栄へ十間四方
惣廻り三十二間余柵柱
八十六本初め一株の木
ありに其枝垂く
八方に根つき
数株不分き
たり木株ハ
何きの歳不枯
たるふや明和
年中までハ枯
朽たる株根残
りて何に
はいふ朽きた
るぬきの今
その跡不垣
ゆひて
ある



○月知梅 前文に詳なり、

○寛陽公御詩

月知梅

香積寺前有梅、大二十圍、盤結如蓋、不知創植之歲、蓋、古
代、尤物也、余偶過見之、名以月知梅、作詩係之、

老龍盤屈歲寒枝、遠出人間托佛祠、

移植春風今歷幾、當初唯有月明知、

○和歌

外山光實卿

夜半の月花にしる名も照りそひて

百枝に千枝に香ふ梅が香

房州妙本寺住持

老木まで絶てその名のなかりしに

月知る梅とする人ぞしる

金剛密山勝福寺妙光院善哉坊地頭館より子深歲村にあり、

本府修驗般若院の管下にして、當山派なり、本尊神變大菩薩、

座像開基年月詳ならず、鐘樓に、寛喜三年、日向國勝福寺諸縣御

庄、五月と銘せる古鐘を掛く、是を以て其創建の久しきを知

るべし、天正六年正月、貫明公命あり、修驗面高眞蓮坊頼俊

元和五年四月を當寺の住職として、中興とす、同八年、日州兩院

兩院とは、一は程佐院にて、一は兼ならの總先達職となる、先

ず、新納院、或は三俣院ならんといふ、是頼俊處々の戦に武功を顯す、大口の役に、大口の驍將牧野

次郎左衛門を斬る、貫明公、特に嘉美し、日州平定せば、善哉

坊住職に任ぜらるべき命を蒙る、是に至て當寺の住職たら

しむ、時に寺田若干あり、併せて是を賜へり、其年、公の使命

を奉じ、備後國鞆に赴き、足利大將軍義昭に謁す、太刀馬を賜

ふ、内書を齎し歸る、天文十三年、中國毛利侯へ使命を奉じ、再び大將軍義昭に謁す、天正十五年、豊闕白の軍、日州に入るや、頼俊敵營に至て和を議ず、伊集院幸侃等出て質たる時も、頼俊同伴す、貫明公、寶刀を賜ふて賞ず、慶長五年、庄内平らく、入來院重時と共に、使命を 東照烈祖に奉ず、四月廿三日、烈祖此二人に朝謁、及び饗を賜ふ、頼俊反命す、同年、伊東氏が將稻津掃部、亂をなし、近邑を攻掠せし時、大府の直隸本庄村の土民、右馬之允なる者、諸農民と共に數十人、善哉坊に来て救援を乞ふ、住持頼俊、寇を却け、村民其難を免る、因て本庄の田四反七畦十五歩を、永世當寺に寄進して、其恩を謝す、右馬之允は、當寺に入て、頼俊に仕ふ、其子孫今にあり、此外頼俊功勞許多なり、頼俊嫡子連長坊俊昌、麿府へ遷さる、俊昌第二男有泉坊俊芳、當寺の住職を嗣ぐ、當寺今に面高氏世々承襲せ

り、往古は、支坊十一、本坊の境内にありしが、今廢して、坊名のみ存ず、

○境内諸廟 若宮八幡宮 天正十二年建つ、△熊野權現社 永祿十一年、伊東氏再興の棟札あり、此外觀音堂、諏方社、天神社、嵐之宮等凡八字あり、

鏡池山光明院增長寺地頭館より内山村にあり、加久藤三徳院の末にして、地神盲僧派なり、本尊堅牢地神、由來記を按ずるに、桓武帝の御宇に、禁内に妖怪あり、然るに筑前國より盲僧八人、詔に應し上京し、祈禱を修せしに、其怪止む、平城帝大同元年、八人の内四人、九州へ下り、盲僧寺を建つ、其内一盲僧、長久寺を今大府直隸本庄に建つ、是歲當寺を此に建つ、同郡の内にて、田三十町を各寺へ賜ふ、此兩寺を、兄弟の盲僧寺といひしとぞ、其後世々盲僧寺たり、加久藤三徳院住持貞

盛弟子、三學坊といふ者、當寺の住持たりしに、眞盛 松齡公の命を奉し、度々祈禱を修し、或は敵地へ細作となりて往し時、皆三學坊も従行せしとぞ、眞盛没後、三學坊、三徳院に轉任す、當邑建置の後、關外四ヶ所の主管となる、

臥龍山光孝寺地頭館より十町 樋渡村にあり、本府福昌寺の末にして、曹洞宗なり、本尊千手觀音、最初の開山僧名、並宗旨詳ならず、顯仲和尚を中興開山とす、由來記を按ずるに、光孝天皇の時、勅願所として建玉ひ、後藤莊司、詔を奉して造營す、七堂迦藍共に備れりとぞ、故に光孝寺と名くといへり、當初阿彌陀佛本尊にして、客殿には釋迦佛、山門には千手觀音を安置せしに、後代千手觀音而已残りて、本尊となれり、上古はかく巨利なりしに、星霜移り何れの時にや、干戈の世破壊に及へるとぞ、中古にも土田等許多の寄附ありて、近方に數

箇の末寺もありしと見ゆ、今に其文書凡七通を笥藏す、嘉慶元年一通、明德三年二通、同四年一通、應永三年二通、同四年一通、是なり、明德三年、文書の内、臥龍山光孝禪寺と記せり、然れば、當寺既に禪宗の寺なるを知べし、天正年中、日州平定せし時、貫明公、天室和尚を當寺の住持とす、且 大中公の御靈牌を安置せらる、天室和尚、武勇あり、應長五年、伊東氏が將稻津掃部、亂を起し、當邑八代を攻掠せしに、師、寺戸を率ゐて敵を撃て却く、松齡公、關ヶ原より日州路を経て御歸國の時、師、中途に出迎ふ、師、所用の偃月刀、今に寺内に傳はる、師、種々の功勞あるを以て、當邑龍福寺の開山に任ぜられしが、後又當寺に歸住せり、北俣村に往古裝束庵といへる寺あり、伊東氏所領の時、都於郡城此城、兒湯郡に在り、より、光孝寺へ參詣の時、裝束を改めしといふ、

大日堂地頭館より許 五町村にあり、昔時は行騰山大日寺といへる寺ありて、當邑眞言宗高福寺の末なりしが、今廢して、大日堂のみ存ず、寺の存せし時、本尊大日如來像、中興開山賴慶法印、當寺往古六十六ヶ國、各一寺建立の大日寺なりとす、寶積坊といへる僧、住持の時、松齡公、栗野城下へ數年留められ、法華四千部讀誦の祈禱を命ぜらる、文祿の初卒業す、公、田祿を賜て賞ぜらる、延寶四年、伊勢國主藤堂侯より、六十六州大日寺に、法華經一部を施捨にて、魔府へ來る、因て當寺へ納られしとす、

舊蹟

天ヶ城地頭館の後に當り、館を距るこど、子方八町許 内山村にあり、邑治の古城なり、往古此邊の總名は、久津良といへる所にて、久津良太郎家光所領にて居住せり、又當邑は、往古、内山、飯田、久津良、深歲、八

代等といへる諸城あり、得佛公以來、我管轄なりしに、其後或は伊東氏等に屬し、沿革一ならず、天正以來、永く我直隸となる、慶長五年庚子九月、松齡公、關ヶ原役後、日州路を経て御歸國の時、八代に一宿せらる、時に伊東氏が臣稻津掃部、兵を擧て近邑を寇掠す、公、其事狀を見て謂らく、此地他領と相接して、實に樞要の所に係る、此地を關外北境の本鎮に建べしとなり、因て久津良の内に、創めて城を築き、天ヶ城と名を命じ、邑を高岡と號せらる、時に比志島紀伊守國貞、内山城に守將たりしを、當邑の地頭に任じ、當城に移る、當城の經畫は、國貞なせりといふ、於是本藩諸郷四十箇所より、凡士人七百三十戸餘を移さる、且内山、飯田、深歲、八代等諸所へ居住せる士も、土着せしめらる、

○稻津亂畧記 應長五年、關ヶ原役の後、伊東氏清武城主稻

津掃部祐信、上方より歸る便道にして、黒田如水に見ゆ、事を
 議し、清武に還て、如水が命と稱じ、兵を擧て近邑を寇掠し、勢
 に乘じて故土を取らんとす、我關外諸邑の守將、皆城に嬰て
 固く守る、内山には、比志島紀伊守國貞、倉岡には、新納湖、解由城守
 貫明公、樺山忠助紹劍とを遣して佐土原を成らしめ、
 又秋月領東長寺城へは、島津右馬頭を將とし、柏原周防守を
 副として、往援せしめ、又穆佐倉岡等の諸城には、本府より兵
 士を遣し、番守せしめらる、時に 松齡公、關ヶ原より歸り、九
 月廿九日、臼杵郡、細島より上陸す、高岡の士、和木平右衛門、從
 に出迎て、大第州の士、兼、道路、奉る、晦日、公高鍋に至る、秋月氏、夫人を
 城中に送り致す、十月朔日、佐土原に過ぎ、中務豊久の戰、死を
 弔して去る、樺山忠助に謂て曰、努力せよと、遂に八代に至て
 宿せらる、穆佐、倉岡等の守將に命して、守備を戒む、此日、稻津

祐信、軍を督して宮崎城を陥る、守將權藤平左衛門父子是に
 死す、時に城内伊東氏が故臣多くして内應す、因て速に陥る
 といふ、宮崎は、高橋右近將監の所領にて、穆佐より東二里に
 あり、祐信が兵、勢に乗して、佐土原の城下を侵す、此日、佐土原
 人て戰を觀る、因て敵、佐土原の士鉢木仙太夫、商人若干人を領
 して、敵の横を撃つ、敵兵敗走す、又八代を侵さんとす、福島佐
 渡、初木平右衛門、力戰して是を却く、佐渡及び平右衛門、又相
 良日向守、村尾松清と、稻津が軍を東長寺に撃つ、又此四人等、
 伊東が兵若干人を當郡本城儀門寺に斬る、松齡公は、八代
 にて、高岡に本鎮を置くことを定玉ひ、綾野尻、高原を歴て、二
 日、曾於郡大久保村に至る、三日、國分富隈に至て、貫明公に
 見ゆ、其後辭して帖佐に還り玉へり、四日、稻津祐信、千餘人を
 將て、穆佐城を攻む、守將河田大膳亮國鏡、擊て是を破る、十二

月廿四日、祐信が兵、倉岡を襲ふ、守將丹生備前擊て是を却く、六年正月七日、稻津が軍、穆佐を攻んとす、穆佐の軍、清武界に戦ふ、我軍利あらず、倉岡に向て退く、敵兵追ひ來る、備前大銃を發して是を走らす、既にして、穆佐の軍反撃す、敵軍敗走る、四月十日、稻津が大衆、倉岡を攻む、内山守將比志島紀伊守等來り救ふ、敵軍遁れ去る、凡稻津か兵を擧しより、村落を燒夷し、行人を殺害すること多くして、邊境安からざりしに、是夏五月に至て熄むといふ、是稻津が亂始終の大畧なり、然るに逸史に、此亂を記して曰、餓肥城主伊東祐丘之會、東征也、病卒於大坂、及難作、子祐慶、騁還國、伐旁近黨賊者、克之、云々、祐慶謂、薩我宿讐、斯可乘、雖大小不敵、而繼援足恃、乃攻宮崎城、州拔之、進伐佐土原、州奮戰大破之、斬獲數百、近隣諸城合兵來救、又擊走之、十一月、如水、清正、糾合二豊筑肥兵、討島津氏、進兵佐敷、清

正督前部軍、干薩境上、祐慶大喜、勒兵以從、如水度薩必降服、乃貽書、清正、故緩師期、以俟、東報、薩人亦告情不出、既而大君有命、班師、祐慶撫然、爾後諸藩疆場終無復事、伊東氏至今憾之、其群下每正且相見、必先曰、勿忘薩仇、對曰諾、然後納慶、云、此逸史の文、大要を記すといへども、事實に於ては誤あり、前文を見て知るべし、

内山城 地方、半里より 内山村にあり、拵城ともいふ、往古我所領、或は伊東氏の屬下となる、天正中、伊東氏敗亡の後、我將野村備中守、鎌田尾張守、此城に居る、慶長の比、比志島紀伊守國貞、此城を番守す、高岡建置の前は、此地、邑鎮にして、地頭當城に居れりとぞ、

八代城 地方、二里より 川上村にあり、往古我所領、或は他領となる、文和の比、伊東藤内左衛門祐廣居城なり、延文三年十二月

晦日、白杵郡縣領主土持新兵衛宣榮、當城を陥れしことあり、天正中、日州平定の後、伊勢長門守貞清入道如閑地頭たり、古城合記 飯田城 飯田村にあり、△平賀城 内山村にあり、△池之尾城 内山村にあり、△向高城 向高村にあり、△今城 浦之名村にあり、此外當邑の内、古城更に多し、以上の諸城、往古我に屬し、或は他領となりて、沿革一ならず、今繁長を恐れて、事蹟を畧せり、

總陣地取館より 田尻村にあり、天正十五年、豊關白西侵の時、日州路の大將、大和大納言秀長營址なりといふ、

物産

- 土石類 水晶石 △石鍾乳
- 布帛類 紙布

器用類 紙平字、本田紙、半切紙、本結紙、紙 最上の品を製す、世に高岡紙と稱じて珍賞す、

- 藥品類 白朮 △瓜呂實 △縮砂 △金銀花 △枳實
- △厚朴 △柴胡 △茯苓 △半夏 △紫根 △由跋

- 蔬菜類 香蕈 △松蕈 △丁蕈 △天花蕈方 △紫蕈方

△水苔 法華嶽川前に所謂深年に産す、因て法華嶽水苔と號す、名品なり、

- 果實類 橘 △柚 △乳柑 △金柑 以上の諸品、名品なり、
- 樹木類 橘 △甘橘 △樟 △櫟 △蚊母樹 △檜 △樅
- 飛禽類 鶉 △鷓鴣 △雉 △山鷄 △雕 △鷲 △鷹
- 走獸類 鹿 △野猪 △熊 △羚羊 △狼
- 鱗介類 香魚 名品なり、△鱸 名品とす、△鯉 △鯽
- △龜 △鼈 △鱧 △伊駄魚方 △斑魚方 △鯽

三國名勝圖會卷之五十五終

三國名勝圖會卷之五十五終

三國名勝圖會卷之五十六目錄

日向國諸縣郡

倉岡

山水

去川

綾川

居處

川口番所

神社

圖師神社

神社合記

佛寺

郡山寺

龍泉寺

舊跡

池尻城

白糸城

窟居の址

三國名勝圖會 卷之五十六目錄

丹生備前墓

物產

器用類

飛禽類

叢談

瓜生野

穆佐

山水

諸山合記

居處

衛番所

神社

宇佐八幡宮

飲食類

走獸類

藥品類

鱗介類

去川

稻荷神社

若宮八幡宮

栗野宮

佛寺

天正寺

佛寺合記

舊跡

穆佐城 大岳公御
誕生杉

物產

布帛類

藥品類

走獸類

高原

總說

高原名義

飯山寺

悟性寺

義天公御憩石

屋敷ヶ原

器用類

樹木類

鱗介類

蔬菜類

飛禽類

山水

霧島矛嶽

御池 性空石像

庄内川 松八重川

岩瀬川 後谷川

神社

狹野大權現社

東掖宮 西掖宮 本地堂

霧島東御在所權現社

西掖宮 本地堂

霞權現

神社合記

佛寺

神徳院

護摩堂

錫杖院

社什 資 關 加 井 空 石 塔 並 覺 惠 木 霧 島 紀 大 行 黒 抄 天

法蓮寺

佛宇合記

舊跡

葺不合尊及び

神武天皇皇居 高千穂宮 高千穂宮 譚説

神武天皇降誕の所

皇子河原

松ヶ城 耳附尾

物産

藥品類

蔬菜類

花卉類

樹木類

飛禽類

走獸類

鱗介類

三國名勝圖會卷之五十六

日向國

諸縣郡

倉岡 の本府なり、寅卯の方、二十九里半、倉岡のあり、義は佐、院

車跡に居の

山水

去川 上流は、高岡より來て、當邑に入り、川口番所の下にて、綾川に合流し、當邑の内を通ること八町許にして、延岡領宮崎郡に出づ、下流は、大府の直隸、那珂郡赤江津にて海に入る、此去川の水は、末吉の南郷川にて、當邑まで、二十三里餘、倉岡と宮崎郡との境より、海口に至て、三里許、日向國の大河にて、本藩の内、巨流は、千臺川と、去川とを以て最とす、當邑にて、潤さ八十間許、水勢特に浩大なり、大小の舟楫往來に利あり、近

邑の米穀土産を舟運して、赤江津に下り、上方に運漕せり、
綾川 水源は、須木郷より出て、綾郷より、大府の直隸本庄へ出、
高鍋領と延岡との二地を歴て、當邑に入り、去川と合流す、此
川亦舟船往來す、當邑にて或は北川と呼ぶ、濶さ四十間許あり、

居處

川口番所地頭館より、寅方、十五町許 倉岡村、築瀬にあり、築瀬は綾川、去川
合流の所とす、因て川口番所といふ、本府より官吏を遣して、
舟船の出入を檢す、

神社

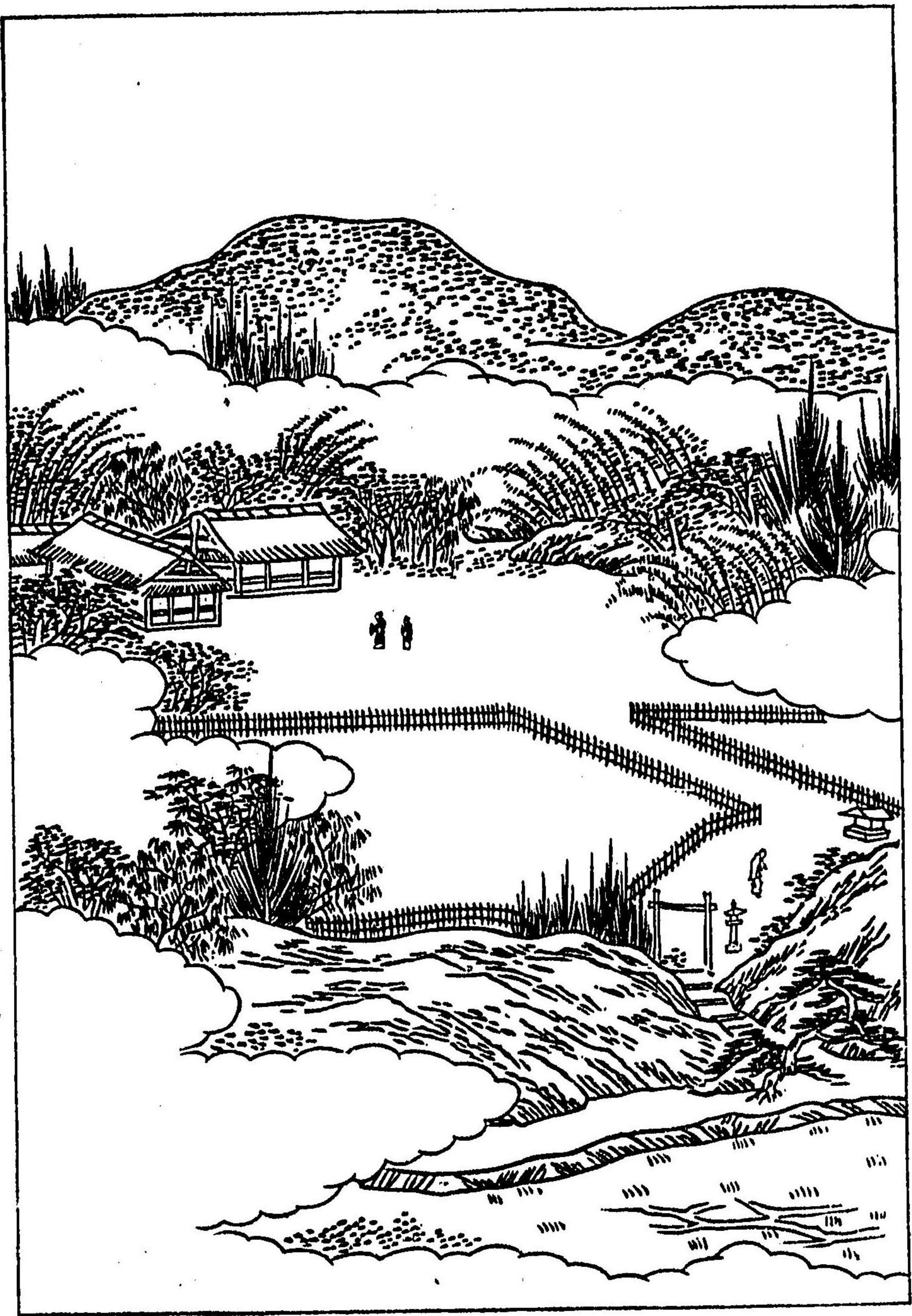
圖師大明神社地頭館より、未申方、八町餘 高岡村、花見村城ヶ峯にあり、祭
神天穗日命、事代主命、二座、此祭神、本田氏は、日州神社考に據る、
平山武教考には、素戔嗚命、一座とす、當邑の宗廟なり、往古花見村は、當邑を以て、此卷に出す故な

神社合記 白髭大明神社 有田村にあり、上古白糸大明神と

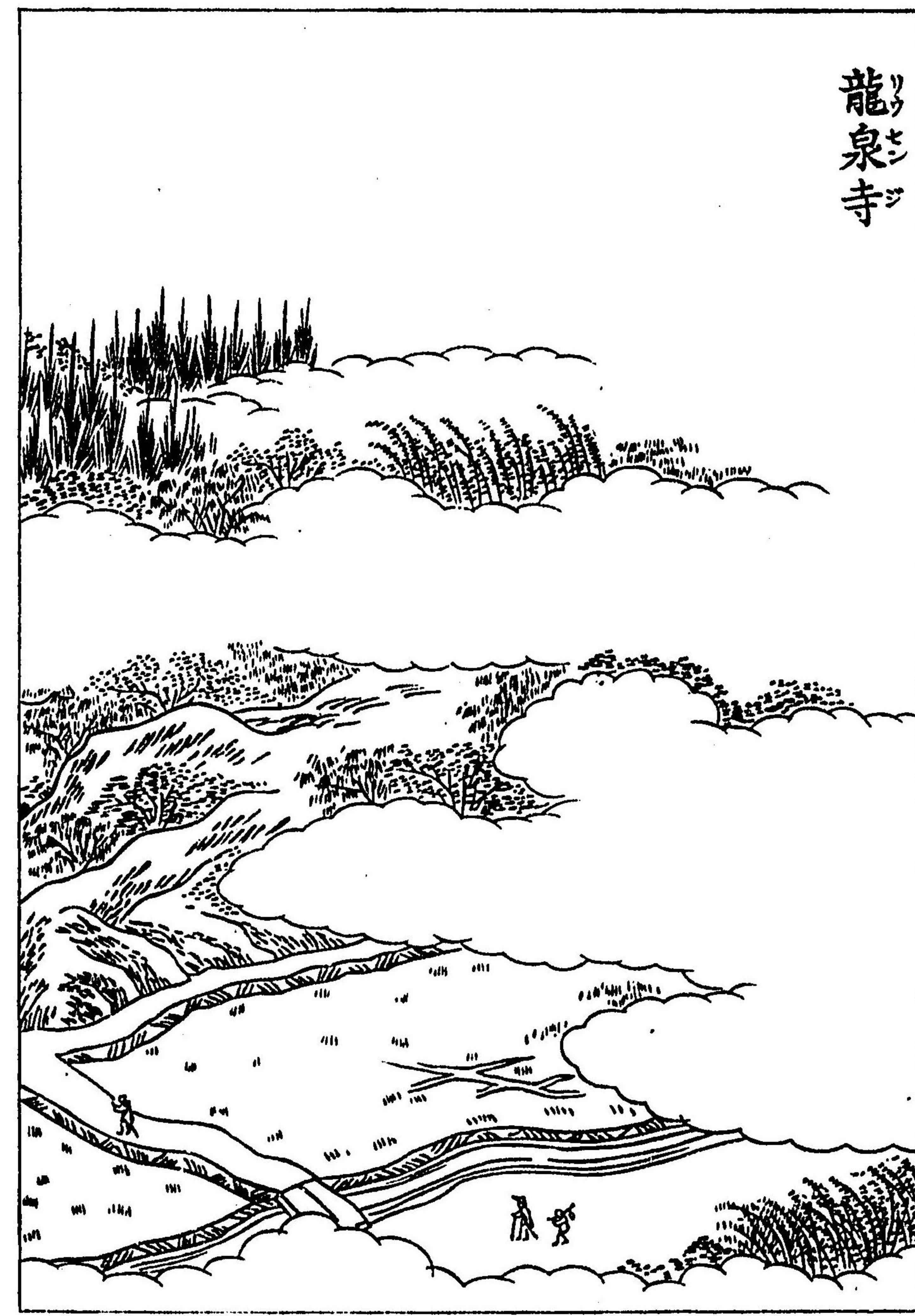
いふ、伊東氏領地の時、日高某建立せしとぞ、伊東氏より、明德
三年、應永二十二年、正長元年、嘉吉二年等に、祭田施捨等の文
書數通、今に傳はれり、祭祀十月中午日、社司日高氏、即ち建立
せしもの、遠孫といへり、△熊野三所大鳥尾權現社 倉
岡村、築瀬にあり、天和三年壬戌十一月、再興の棟札あり、祭祀
九月九日、十一月十五日、當社は往昔、伊東氏より建立せしと
で、祭祀の時は、伊東氏藩中の人民參詣する者多しとぞ、

佛寺

常樂山醫王院郡山寺地頭館より、辰巳方、二町 倉岡村、池尻城山の外にあ
り、本府大乘院の末にして、眞言宗なり、本尊藥師如來、開山住
持、及び開基年月詳ならず、當邑の祈願所なり、
池王山龍泉寺地頭館より、子丑方、十一町 倉岡村にあり、高岡邑龍福寺の



龍泉寺



末にして、曹洞宗なり、本尊馬頭觀音、開山秀翁和尚、開基詳ならず、初め天台宗なりしに、後今宗に改まる、當邑の菩提所なり、

舊跡

池尻城地頭館の後にあり、倉岡村にあり、城山西南は去川に枕み、石巖直立す、隔岸の地は、延岡領なり、東北は平地にて、水田等あり、城址の内、山四、相連り、水泉處々に出づ、城地天險なり、應永年中、義天公、穆佐に居城し玉ひて、池尻、白糸下條にあり、見ゆ、細江宮にあり、府直隸、に三城を築かれ、日州を鎮す、池尻とは、即當城なり、其後當邑、或は伊東氏等に屬し、或は我に屬す、貫明公の御時より、永く我直隸となる、慶長五年九月、飢肥伊東氏臣、清武城主、稻津掃部祐信、西國方濃州關原の敗を聞て、兵を起し、近邑を攻掠せんとす、當邑地頭丹生備前、當城を修して是を守る、

此時に、此城を未だ搦共になかり運しかば、備前の守をなす、城中僅に七百人に過ず、士七、百人、農夫、合ふ、其三百人は、城に置き、其三百人は、城外柿迫山に伏せしむ、其百人は、遊兵とす、婦女には、布にて頭を纏ひ、男子の状をなとしめ、是を役し、詐て衆兵なるを示す、延岡領吉野、金崎、堤内、三村の農夫妻子を質とし、請て城内に入る、十月朔日、稻津が軍、高橋侯右近將監の領地宮崎城を陥る、守將權藤平左衛門是に死す、此日、松齡公、關原より歸て、八代に宿し、使者を備前に遣して、是を慰問せらる、時に内山高岡内の地頭比志島紀伊守より、倉岡、穆佐、綾の三邑へ使を遣して云、三城兵、少く戦危し、故に三邑の兵、共に内山へ退き、力を協せて戦ば、必ず利を得ん、因て兵を引て内山へ來るべしと、備前部下を集めて是を議す、末席にある歸化の唐土人、三槐といへる者流涕し、席を打て曰、死守は、豫め所決な

り、己が守る城を敵に與へて退く、豈將士の道ならんやと、備前日、我素志しかり、暫く諸君を試むる耳、衆皆是に従ふ、備前報して曰、我此地を死守せん、四邑各地頭あれば、我所守の地を棄つべからずと、於是穆佐、綾の地頭も、是に従ふ、備前酒食を出して部下を饗し、死守の計をなす、十月十日、麿府より當城へ援兵来る、一、番桂太郎兵衛、二、番島津彌太郎、同時、野村新九郎、四、番鈴木伊之助、此援兵廿日、つ、是を罷ひ、十二月廿四日、稻津が兵、潜に倉岡村を襲ひ、火を放て民屋を焼く、我兵出撃て是を却く、斬獲頗る多し、翌六年正月七日、穆佐、軍士、稻津掃部と清武界に迎へ戦ふ、我軍利あらず、倉岡に向て退く、敵追來て、城南の大川を渡らんとす、備前大銃を發して是を撃つ、敵兵卻き走る、十七日、稻津が兵、川崎某を將とし、大衆を發して、育田村白糸邊に陣す、時に敵より川を隔て、城内に一首の歌を

射送る、

朝夕にいもを拾ふて食ふかの

前の川原にやかて丹生殿

我兵返歌

帶きれて伊東が家はくづれ桶

汲どたまらぬ川崎の水

四月十日、敵軍當城築瀬口城の東北、十五にありに來り攻め、川を隔て戦を挑む、城中輕銳の徒、川を渡りて進み戦ふ、我軍利あらず、川を渡りて退く、敵勢に乗して川を渡らんとす、備前、鈴木伊之助を馳せて内山に援を乞ふ、比志島紀伊守兵を督して來り、敵の横を撃つ、敵塵を望て遁れ走る、紀伊守金崎にて兵を集む、備前來て相會し、兩將各城に歸る、一、説に、此役以來、救しは、防守、三百餘人を率ひて周來救ふ、秋月領東長寺城を成る、瓜生野は、

生遊野は走るといふ、五月の比に至て、稻津が亂止む。

白糸城地頭方、十一町、辰 有田村にあり、城址、山阜にて、去川に臨

む、應永中、義天公、穆佐に在し時、白糸に城を築れしとは、即此城址なり、慶長中、稻津掃部、當邑に寇せし時、陣せしことあり、

窟居の址 當邑諸所岡嶺の間に、土を穿て窟居せし址あり、此

穴大なる者は横七尺、高さ五尺、深さ一丈餘あり、相傳ふ、上古土蜘蛛の栖止せし所ともいひ、又は太古洪荒の世、未だ宮室の制なき時、人民の栖止せし處ともいふ、倉岡の號も此より起れりといへり、多し、中國、山崎村に、此に等しき山穴、

丹生備前墓地頭方、五町、 倉岡村、駒作にあり、慶長中、稻津亂の時、備前、當城を守て敵を退けし故、土人は是を徳とし、今に崇敬して、參詣する者多し、墓に慶長十三年戊申正月八日と記す、

物産

器用類 紙 諸品あり、名産に係る、△紙布

飲食類 煙草 頗る名品あり、

藥品類 半夏

飛禽類 鵜 鶴 △鶉

走獸類 獺

鱗介類 鱸 去川に産す、最上の名品とす、大なる者は、殆んど

三尺に及ぶ、去川は、關外四邑關外四邑は、高岡、去川、其下流に當る、故に河水浩大にして、鱸魚を得ること最多し、秋冬の間、簍を設て是を漁す、△鯉 △香魚 △伊駄方 △斑魚方 △龜 △鼈 △鮓 以上の諸魚、去川及び綾川に産す、

叢談

瓜生野 和名抄、諸縣郡瓜生云々と見ゆ、今倉岡に分界せる地、
宮崎郡内に瓜生野あり、蓋是なり、かく往古は、諸縣郡に屬せ
しに、今宮崎郡に屬す、慶安二年高辻帳、日向國宮崎郡有馬左
分領の内、瓜生村云々、何れの比より、宮崎郡に隸しにや、詳なら
ず、

穆 佐の本府なり、實方、二十八里にあり、當邑は、即穆佐院
と倉岡邑内に二係る、及
山 水

諸山合記 當邑南方山林多くして、他境に連る、就中最高なる
を膽濃嶽藏永村といふ、又高房峯、重之尾、共に屬す、田是に亞
く、

去川 上流は、高岡邑高濱村より來て、當邑に入り、再び高岡に

出づ、當邑にて濶さ四五十間あり、舟楫にて上下す、又當邑諸
澗川注ぎ入る者餘多あり、

居 處

衝番所地頭館より實 小山田村、邑治にあり、此番所は、義天
公、當邑に在し時、建玉ひ、令を施し、邑士五人をして、毎日交代
して是を守らしめらる、若大故あるに當てや、兩螺を吹て急
を邑内に報ずる所とす、

神 社

宇佐八幡宮地頭館より 小山田村にあり、祭神豊前宇佐八幡
に同じ、勸請來由詳ならず、義天公、當邑に御在城の時、崇敬
し玉ふといふ、祭祀十一月初卯日、當邑の惣廟なり、社司野田
氏、

稻荷大明神社地頭館より 小山田村、穆佐城址にあり、神、体應

宇佐八幡宮



永年中、義天公、當邑へ御在城の時、勸請し玉ふ、祭祀十一月三日、座主稻荷坊、

若宮八幡宮地頭方十五町、藏永村にあり、祭神鹿兒島若宮八幡社と同じ、義天公、當邑へ御在城にて、大岳公生じ玉ひし時、當社を創建あり、特に敬仰し玉へるとぞ、長祿四年九月九日、大岳公、御再建あり、慶長二年十一月十五日、松齡公、御修營あり、寶殿の棟等、公室十字の標幟、今に存せりとぞ、祭祀十一月十五日、社司野田氏、座主法泉坊、

粟野宮地頭方十三町、藏永村、下倉永にあり、祭神八座、大己貴命、事代主命、下光照姫命、高彦根命、少彦名命、高光照姫命、御井神、建御名方彦神、是なり、義天公、當邑御在城の時、粟野宮を特に御崇敬ありて、穆佐院三百町の惣廟に定らる、本社は、今の高岡高濱村にあり、高濱村は、古來當邑の内なりしに、高岡建

置の時、彼邑へ隸らる、然れども舊規に従て、當邑より高岡へ至り、祭祀等を修せしが、故ありて、其後當邑藏永村上倉永にある、粟野の小社を、同村下倉永へ遷宮せんことを、官に請ひて、許可を得、天明二年、今の地に新建せり、祭祀十月初午日、六月廿七日、各舊式あり、十月初午日には、流鏑馬あり、神馬三疋、執鞍夫三人、鎧を著る、又千本鎗と號して、拏鎗人餘多従ひ、射手は馬上に八重笠を戴き、三騎、三遍つゝ、射式を行ふ、又六月廿七日は、當邑市下、去川の沙磧へ、濱殿下の式ありとぞ、

佛寺

龍虎山彌勒院、天正寺地頭方六町許、小山田村にあり、本府大乘院の末にて、眞言宗なり、本尊勝軍地藏寸餘、長二尺、開山快空法印、當寺は、義天公、當邑御在城の時、祈願所として建立し、快空を開山とし玉へり、既にして、大岳公、御誕生ありて、

益す敬禮を加へらる、又舊記に、龍虎山は、穆佐城の鬼門に當り、乾方より坤方に繚繞して、山形臥龍の狀に類す、因て、義天公の御威勢、龍の水に蟠まり、虎の山に靠る勢に比し、龍虎と號すといへり、

香飯山光明院飯山寺地頭、館十、八町 藏永村にあり、本府眞言宗大乘院の末なり、本尊觀音大士、開山詳ならず、中興開山を及瑜法印といふ、及瑜法印は、泉州岸和田の人にて、紀州根來寺の學匠なりしが、天正十三年、根來寺、木下内大臣秀吉の爲めに亡ぶ、因て本藩に來り、當寺に住し、中興となる、松齡公、朝鮮の役に、及瑜、勇武の聞にあるを以て、從征す、七年の間、屢武功を著し、且軍中に於て祈禱を命ぜらる、御歸朝の後、田祿三十石を賜ふて、其功を褒賞し給ひ、又本尊觀音堂を建て、頗る宏美を加へらる、既にして及瑜は、三俣院高城、東霧島別當寺

の座主に任じ、彼寺の中興開山となる、

洗心山悟性寺地頭、館八、町 小山田村にあり、本府福昌寺の末

にして、曹洞宗なり、本尊藥師如來、座像高二尺九寸、安阿彌作、高岡法華、岳藥師、と同木同

作、寺傳に、初天台宗の伽藍なりしが、荒廢に及びしを、飢肥伊

東氏、穆佐を領ぜし時、永徳年中、笠巖和尚、再興して、臨濟宗に

改まる、當時所掛の古鐘あり、皆永徳元年辛酉黃鐘二十日、開

基大檀那伊東氏臣、駿河守祐滿と銘せり、應永の年に至ては、

義天公、當邑へ御在城にて、當寺を中興し、菩提所となし、寺領

を給與せられ、且當寺の藥師を仰信し、其堂を新建して、佳麗

を加へ玉ふ、其後當邑、或は伊東氏に屬し、或は我の有に復し、

天正六年、伊東氏遂に敗亡し、日州服從するや、喜冠和尚福十昌

世六を以て、勸請開山とし、福昌寺末となれりとぞ、寺内に、義

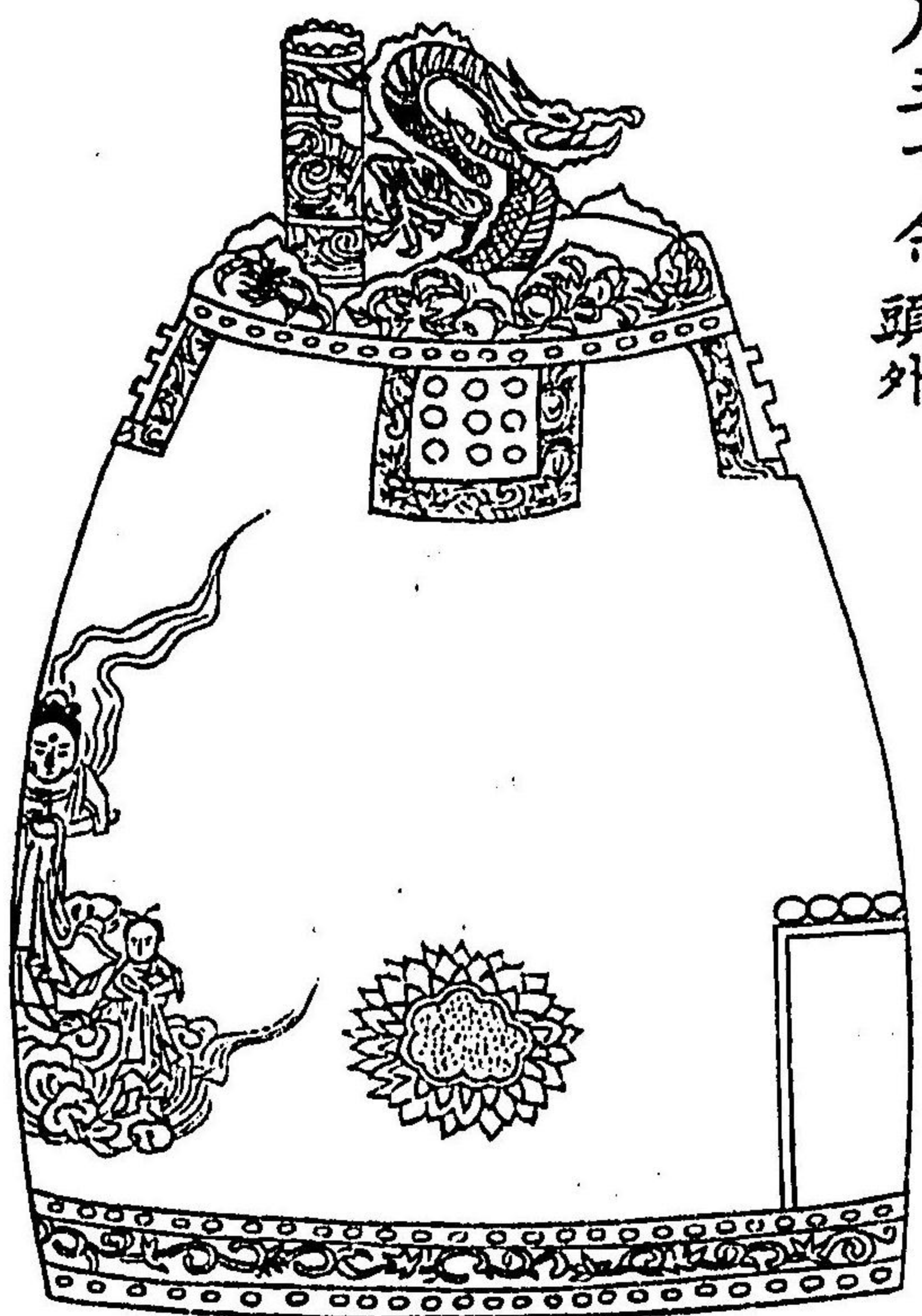
天公の御靈牌を安置す、

悟性寺



悟性寺古鐘

高貳尺五寸余 除龍頭外



圖六尺四寸

佛寺合記 法泉坊 藏永村にあり、當邑若宮八幡宮座主なり、
 △稻荷坊 小山田村にあり、當邑稻荷神社座主なり、此二
 ケ寺、皆當邑、眞言宗天正寺の末なり、△林昌庵 藏永村に
 あり、飯野、曹洞宗長善寺末なり、肥州多良庄八拾町の地頭、岩
 崎加賀守長友、天正の比、故ありて、其家族家臣二十人を携へ
 て飯野に來り、松齡公に仕を求む、因て 公穆佐の内に采
 地を賜ふ、當寺は、長友建立すといふ、開基飯野宗江院第六世
 西巖方笠和尚なり、

舊跡

穆佐城 後地頭館なり、小山田村にあり、高城といふ、日州三高城の
 一なり、新納院、高城、三院、高城、今他領、三院、高城、日州三高城、
 和月山、日、太平記には、六笠城と記す、建久八年、日向國圖田帳に
 曰、穆佐院三百町、地頭右兵衛佐殿忠久とあり、其後足利大將

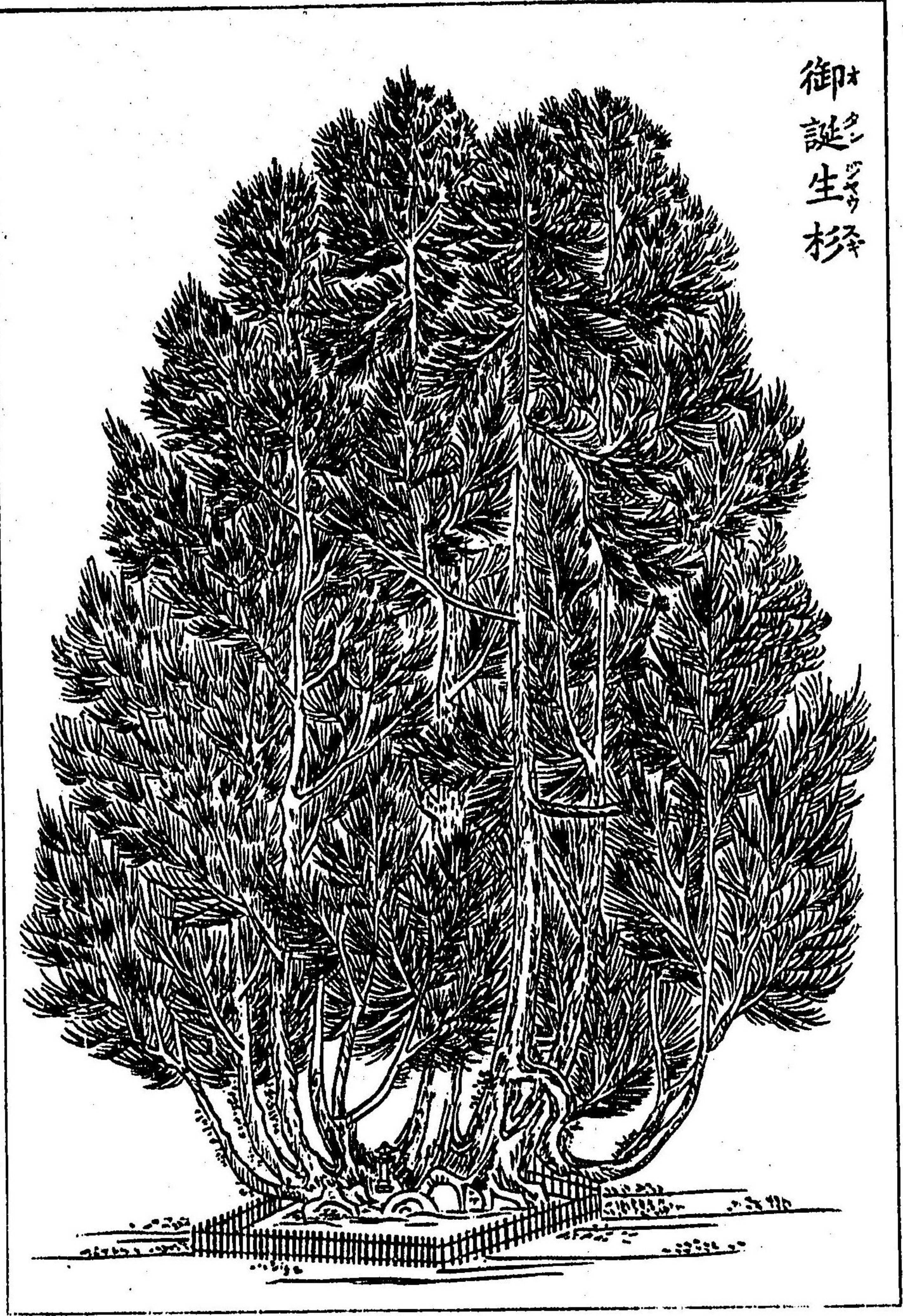
軍御臺所湯沐邑となる、觀應元年、先是足利左兵衛佐直冬は、直義に黨し、是年、筑紫に至る、郡縣多く是に應ず、畠山修理亮直顯、幕府に叛き、直冬に附く、新納院高城を攻て陥る、文和元年四月、畠山直顯、伊東八郎、穆佐院及び島津莊を奪ひ據る、幕府、島津氏宗人に教書を賜ひ、直顯等を伐たしむ、文和二年十月、足利大將軍義隆、教書を賜ひ、直顯等を伐たしむ、然るに畠山修理亮等、湯沐邑を拒み、宣代若林、罪を討すべし、且其地を以て、延文元年、畠山直顯復幕府に歸す、三年春、肥後國主菊地武光、軍を率ゐ、筑紫探題一色直氏と戰て、是を破る、武光軍勢大に振ふ、筑紫城邑、風を望んで是に應ず、畠山直顯六笠城に據りて下らず、武光兵を督して、六笠城を攻む、直顯逃竄す、其後當邑、伊東氏が所領となる、應永の年、怨翁公、軍を將ゐて日州に至り、海江田城海江田城は、那珂郡に在り、今、依肥領を陥る、海江田城は山東の要地なり、故に城

を修築し、阿多加賀守をして是を守らしむ、於是川南百種町、池尻、白糸、細江、伊東氏を叛て我に屬す、公、今給黎長門守久俊細江、白糸、伊東氏を叛て我に屬す、公、今給黎長門守久俊を辭す、更に義天公に命ぜらる、時に義天公、薩州穎娃穎娃、知に命じて日州を鎮せしむ、居ること幾ならず、久俊是にあり、即ち日州に至り、穆佐城に居り、池尻、白糸、細江池尻、白糸、倉岡、邑にあり、今、大府直隸は、宮崎郡なり、に三城を築き、日州を鎮す、伊東大和守祐安、義天公の勇武を恐れ、其女を以て嫁す、既にして大岳公、當城に生る、十八年、義天公、鹿兒島に歸て位を嗣く、此後當邑、或は伊東氏に屬し、或は我所領に復し、沿革一ならず、天正六年、伊東氏、我兵勢を恐れて豊後に奔る、爾來長く我有となる、慶長五年、關ヶ原役の後、伊東氏が臣、清武の城主稻津掃部祐信、九月下旬、兵を起して穆佐院を襲んとす、地頭川田大膳亮國鏡、固く當城を守る、貫明公、島津下野守、鎌田出

雲守等の將士をして、穆佐に赴き救はしむ。十月四日、稻津千餘人を督し來て穆佐を攻む。國鏡擊て是を敗る。殺傷頗る多し。翌年正月七日、稻津が兵再び穆佐を攻む。我兵清武界大冢小松に迎へ戦ふ。我軍利あらず。敵追尾す。我反撃して是を敗る。

○大岳公御誕生杉 穆佐城内二之丸にあり。應永十年癸未五月二日、大岳公當城に誕生し玉ひ。其遺址に杉樹二株あり。御誕生杉と稱ず。亦邑人御年比較の杉とも號す。此杉周圍三丈餘。兩株の間相距ること三尺許りにして、根幹支葉甚た巨大鬱茂し。其枝垂れて地に着き、根を結び、復幹を生じて、長大なり。故に此樹唯兩株といへども、若干本の如く、上は高く聳びゆること數十丈。横に枝葉の覆ふこと一段許り。その繁茂の状態凡ならず。是を望める輩、問はずして神木たるを知

御誕生杉



るべし、實に神明の加護するを見るに足れり、この杉の木には、燎垣を設ふく、

義天公御憩石申方二十町、小山田村牟田にあり、土人の傳へに、恕翁公の薨し玉へるや、襲封の難、穆佐に聞は、義天公、急に鹿兒島に還り玉し時、大道よりにては、遅緩せるとて、山路の捷徑を取り、此所を經過し、憇ひ玉へる處なりといふ、原野の中に、古松一株ありて、山神一字を建つ、土人は是を御腰掛の山神と號す、

屋敷ヶ原戊申方十九町、小山田村にあり、延文中、肥後菊池武光、畠山直顯を穆佐城に攻し時、合戦ありし所といふ、

物産

布帛類 紙布 今關外四邑關外四邑は、高岡、去川、關に見ゆ、皆紙布を製すと
いへども、當邑を本とす、多く是を本府へ出す、

器用類 紙 諸種ありて、名品あり、

蔬菜類 香蕈 △丁蕈

藥品類 半夏 △紫根

樹木類 樟 △樅 △檜 △甘橘 △櫟 △椎 △蚊母樹

飛禽類 鷓鴣 △山鷄 △雉 △鶉

走獸類 鹿 △野猪 △猿 △熊 △羚羊

鱗介類 鯉 △鱸 △香魚 △鮓 △鮒 △鱒 △龜

△鼈

高原名義 土俗傳へ云、當邑を高原と號するは、高天原の畧稱

總説

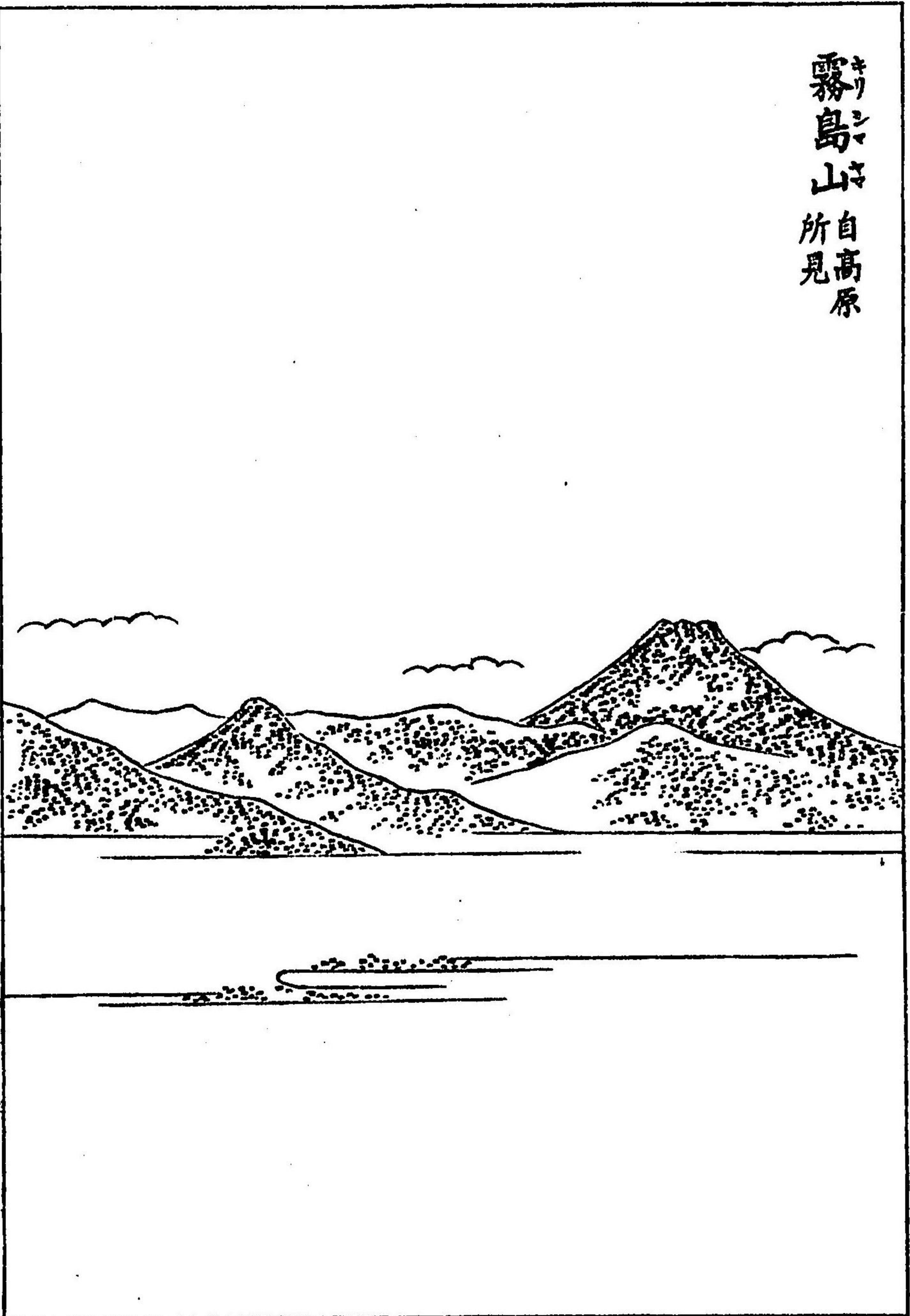
高原名義 土俗傳へ云、當邑を高原と號するは、高天原の畧稱

なりと、凡日向國內、此邊は神代の皇都に係り、今に都島は、都島、今城、都高城など、いへる地名残るも、此が爲にて、此地、都島と接し、平砥曠逸、土壤膏腴、土俗の傳亦從ふべし、高天原は、古事紀、開原の首章至に見る、於底天、津神石、居處柱に布して、即ち天の事といへども、其後章居にひとある、此高天原の名も其意を知る稱べし、用

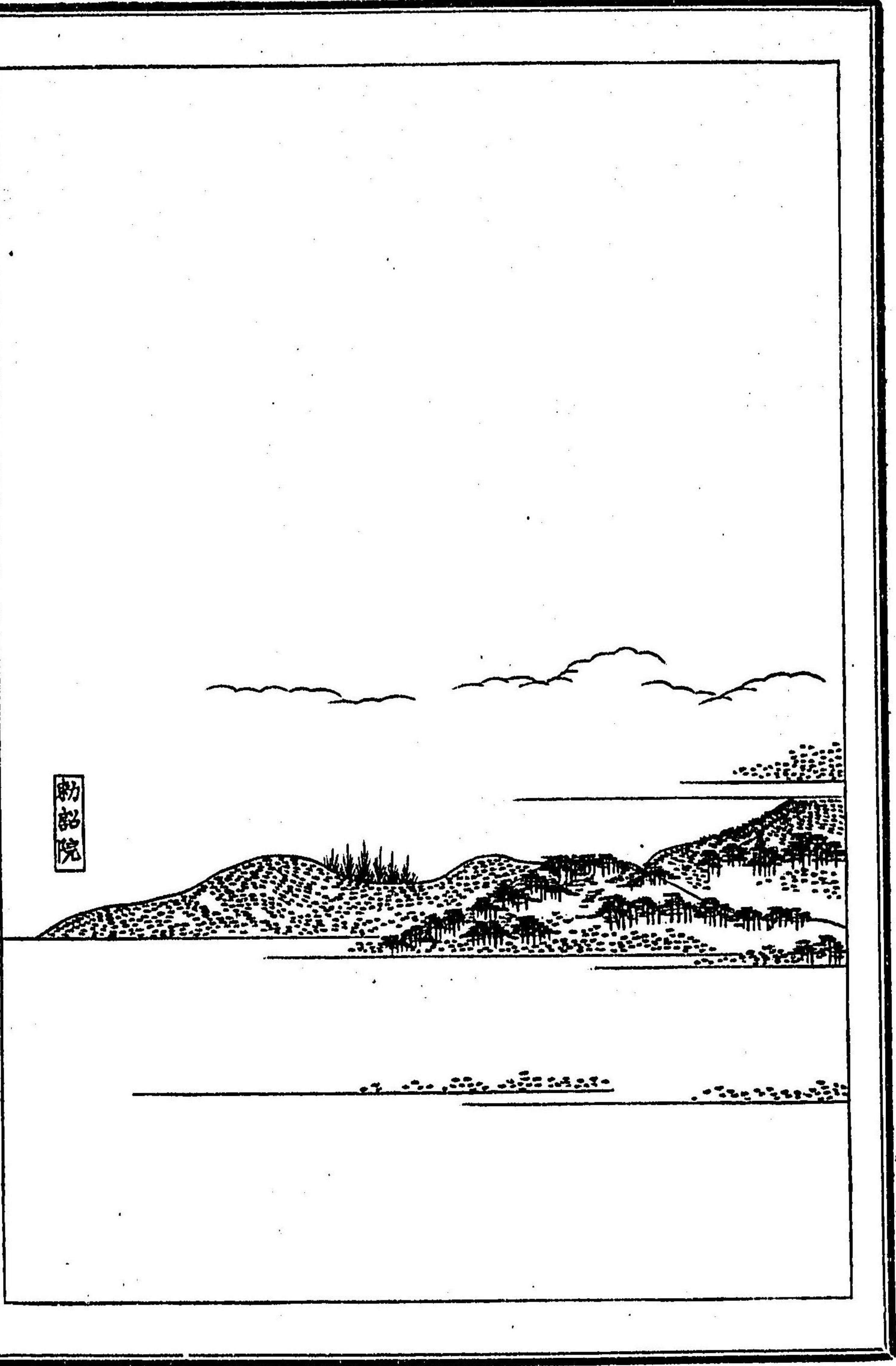
山水

霧島矛嶽の地方、三里半餘、申、蒲牟田村にあり、即高千穂二上峯の東嶽にて、天の逆矛を所建なり、曾於郡邑山水の部に記が如し、絶頂當邑、及び都城、小林の三邑に分界す、逆矛は、當邑錫杖院の所轄にて、寺僧より花香を供す、當邑より矛嶽に登るに二路あり、其一は、錫杖院の後より上る、二ツ石路といふ、此山路に、石崖並び聳に、下方より望ば、牛角の狀の如し、故に二ツ石の名を得たり、院より巔まで一里半餘、其一は、狹野權現社

霧島山自高原所見



其二



邊より上る、龍駒路といふ、山下より絶頂まで二里餘、二石路は、危険といへども、稍近く、龍駒路は、寛緩といへども、頗る遠し、故に登攀の徒、二石路を取る者多し、矛嶽の山面には、映山紅甚多く、山足は深林鬱然たり、

御池

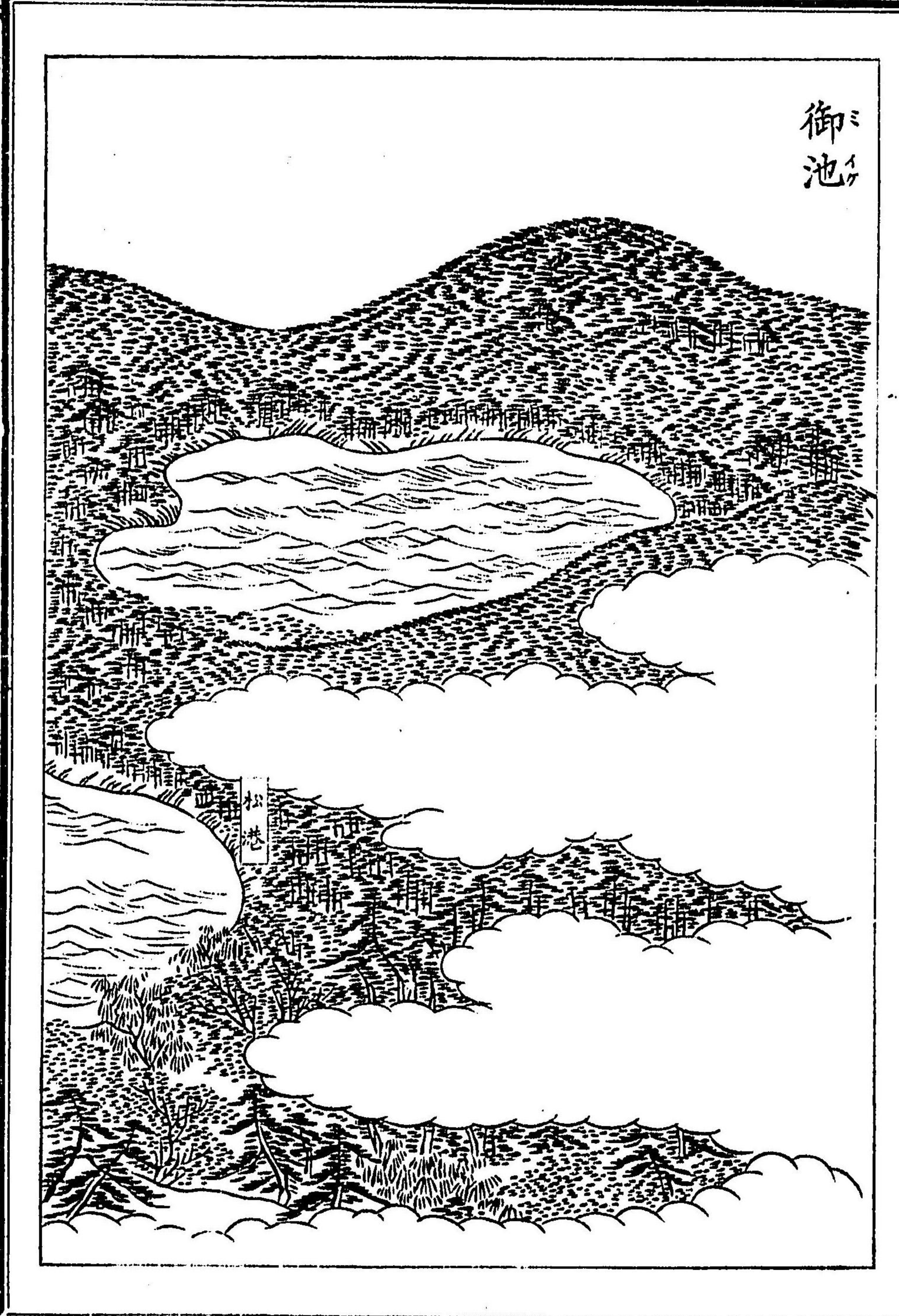
地頭館より三町巳午方、一里三十町餘

蒲牟田村にて、霧島矛嶽の東南麓にあ

り、周廻三里、池の半面は都城邑に屬す、碧水湛然として、深さ測るべからず、四方の池岸、蒼崖壁立して、七港あり、松港、驅瀨港、皇子港、劔崎港、刈茅港、柳港、護摩壇港是なり、護摩壇港に、護摩壇の蹟あり、護摩壇は、池の西岸、高さ五六間の絶崖上に、二筵許の平處あり、其上に窟あり、覆ひ出て屋の状をなす、是性空上人、護摩を焼し處なりといふ、上人、此石窟に座して、護摩供を修せし時に、九頭の神龍、忽然として現し、一顆の寶珠を捧げ來て、是を獻ず、上人曰、此は是方便隨類の身にして、本地

の眞身に非ずと、修練彌確し、既にして千手大悲の妙相を現す、上人又手禮拜して、澆季末世の衆生を救んことを請ふ、因て池畔の港ごとに、大悲の像を安置す、神龍の捧し寶珠は、銅器に盛り、石函に貯へて、護摩壇の石窟に安置せしに、其後霧島嶽發火の時、池中に飛入しとて、今はなしとぞ、夏天大旱の時、土人此池に來て、雨を禱るに、應驗、神の如しとかや、此池、霧島四十八池の第一なり、又此池を距ること半里許、西方に一池あり、都城に屬す、小池といふ、是霧島四十八池の一なり、往古は此池を陰池と呼び、都城の池を陽池と唱へしに、今は御池小池といふ、蓋霧島山、東南北の麓は、高城及び當邑等にて、伊弉諾册二神の聖蹟なれば、此兩池陰陽の稱あるも、此兩神の緣故なるべし、此御池は、霧島東御在所兩所權現社より、辰巳八町許にあり、兩神聖蹟の事は、此社及び高城東霧島權現

御池



社等を参考して可なり、

○性空上人石像 御池の畔、石窟の護摩壇にあり、高さ二尺五寸、石像の側に、神龍の捧し玉を藏めし石函あり、周圍七尺、長二尺あり、護摩壇の石窟に、護摩灰存じ、今化して鐵石の如し、是を碎けば、五穀の狀ありとぞ、此灰、鎮符となるといふ、參詣の徒、拜請して皈るとかや、

庄内川 上流は、都城邑より來て、當邑の別地、水流村と、高城邑との界を過て、下流は、高城、高崎二邑の界に入る、又松八重川あり、水源は、小林邑細野村大平鹿倉より來て、當邑をすぎ、高崎邑に出て、庄内川に注ぎ入る、此庄内川は、高岡邑等、去川上流二派の一なり、

○松八重川 前文に見ゆ、

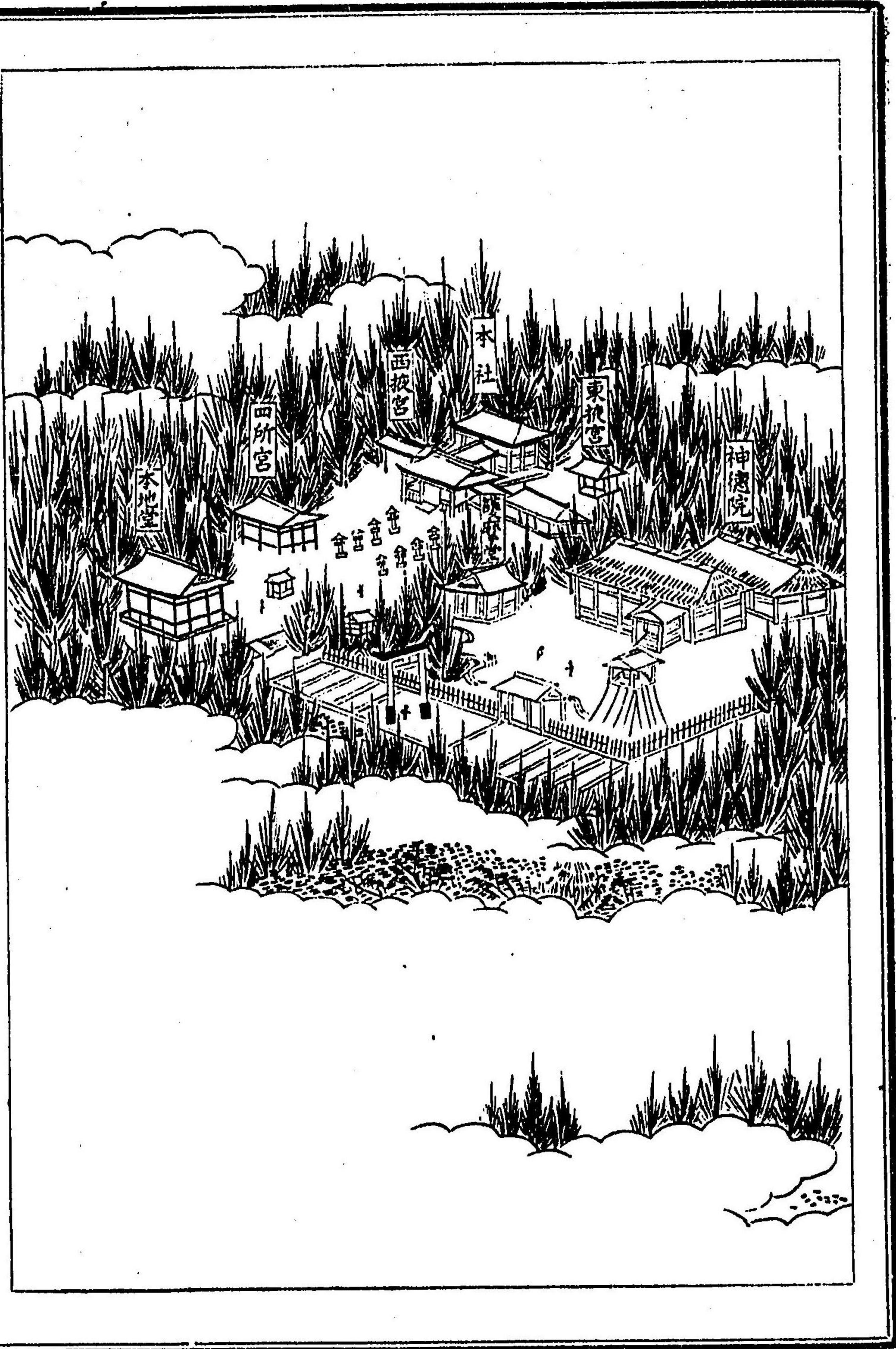
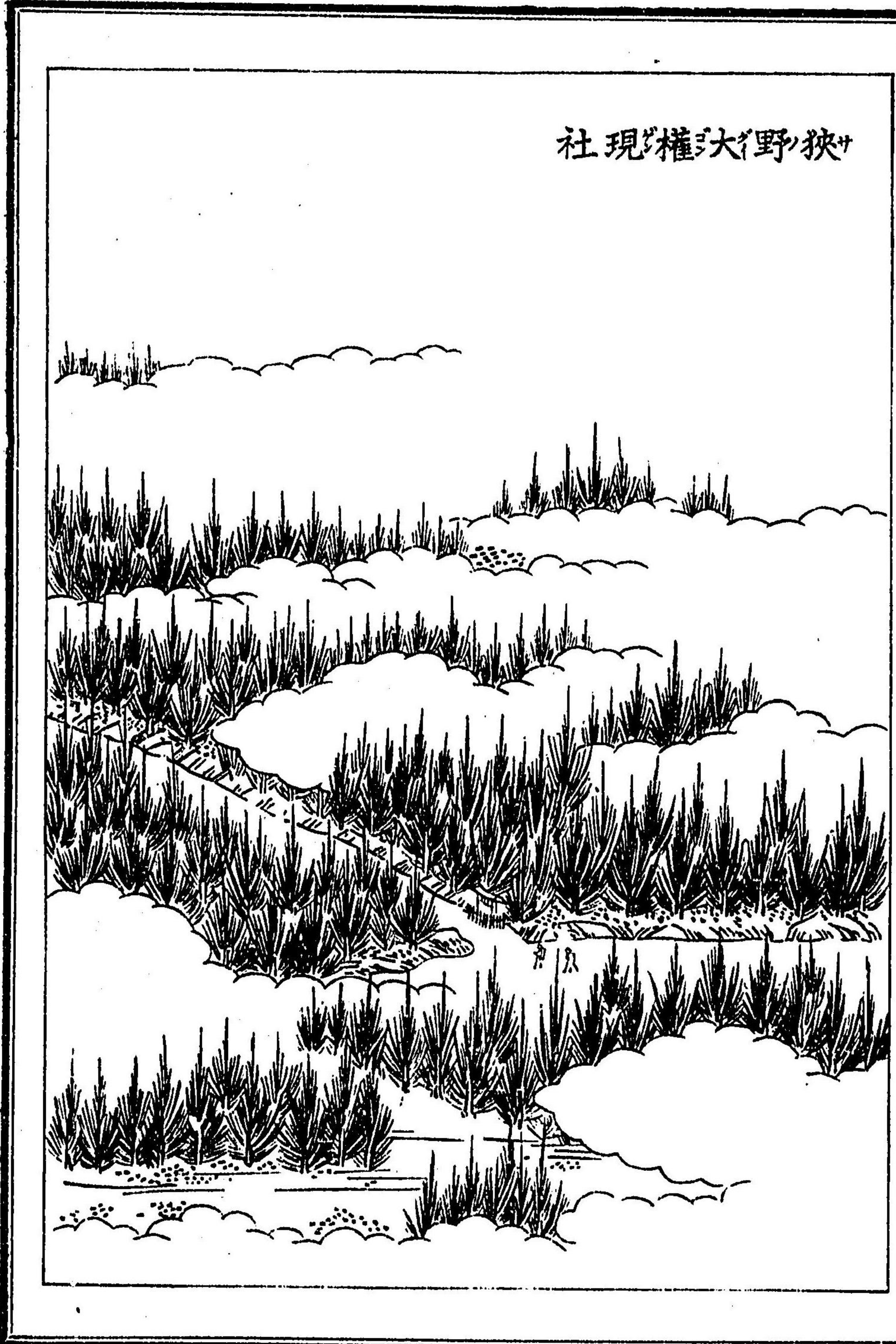
岩瀬川 上流は、小林より來て、當邑と野尻との界を過ぎ、下流

は、高崎と野尻との界に入る、又後谷川あり、深さ三十四間、水源小林西方村、細野村等より發し、合流して當邑に來り、當邑を過ぎて、岩瀬川に注ぎ入る、此岩瀬川は、後谷川合流より、高崎野尻界に至るの間、當邑にては猿瀬川ともいふ、濶さ二十間、深さ二丈許、高岡邑等、去川上流二派の一なり、
○後谷川 前文に見ゆ、小林にて堤川と呼ぶ、

神社

狹野大權現社 の地頭館より十二町、 蒲牟田村、狹野にあり、狹野、或は佐野と書す、即此處の地名にて、俗に佐野原といふ、祭神瓊々杵尊、彥火々出見尊、葺不合尊、木花開耶姬、豊玉姬、玉依姬の六座なる故、霧島六所權現とも號す、霧島權現六社の一なり、東掖宮、 神武天皇、吾平津媛を祭り、西掖宮、經津主命、武甕槌命 以上各神を安す、 を祭り、四所宮、大日貴命一座、伊弉諾尊、菊媛姬、

狹野大權現社



伊弉册尊の三神一座、罔象女一座、大山祇一座を祭る、此支祠にも多かれど、狹野の地は、神武天皇降誕の靈蹟なり、因て當社を創建ありしといふ、神武降誕の神跡は、舊蹟の部、其條下に詳なり、當社本宮、瓊々杵尊を奉祀して、第一座とす、其他の五座は、同殿に祭られしと見られたれば、是神武の御時に、其皇曾祖王父たる、瓊々杵尊を崇奉し玉ひしなるべし、右は天子皇宮に於て、祖宗の神を親祭し玉ふは、所謂共殿同床の義にて、今の俗間、祖先の神位を家内に祀るがごとし、神武を東宮に祭るは、即此地に降誕の故にて、蓋し後の從祀なり、霧島權現六社の内、當社を除て、外五社には、神武を別宮に祭れることなきを以て知べし、社傳には、

孝昭天皇の御宇に、當社を創建し玉へりと記しぬ、吾平津媛色、吾平津媛紀曰、妃、生、手、研、耳、命、と、其、吾、田、と、は、今、の、薩、摩、國、の、吾、地、

方仍て上古吾田國日向國今屬阿多郡其遺稱な
 り、又其吾平など、今ば、始、良、隅、邊、も、上、古、日、向、國、内、方、に、大、係、隔、り、吾、平、津、始
 媛、天、皇、始、良、年、十、五、歲、故、云、吾、平、津、媛、也、太、歲、甲、寅、年、親、神、武、皇、紀、又
 日、天、皇、征、庚、申、年、秋、八、月、天、皇、當、立、正、妃、廣、求、華、皇、納、事、代、主、神、予
 舟、師、東、征、庚、申、年、秋、八、月、天、皇、當、立、正、妃、廣、求、華、皇、納、事、代、主、神、予
 之、女、媛、船、五、十、餘、媛、命、以、爲、正、妃、辛、酉、年、尊、正、妃、爲、皇、后、生、皇、子
 神、津、名、以、川、耳、配、記、と、見、蓋、吾、平、津、媛、は、東、掖、宮、天、皇、神、武、天、皇、行、し、吾、平
 は、さ、る、前、此、地、に、坐、せ、ら、れ、て、天、位、を、受、ら、れ、ざ、り、し、故、に、吾、平
 研、耳、命、は、不、軌、に、座、せ、ら、れ、て、天、位、を、受、ら、れ、ざ、り、し、故、に、吾、平
 津、媛、の、王、后、は、著、し、得、社、記、曰、文、曆、元、年、甲、午、十、二、月、廿、八、日、霧
 島、山、大、火、と、記、せ、り、當、初、の、火、に、依、れ、神、火、當、社、並、に、別、當、寺、燒
 亡、に、及、ぶ、於、是、當、社、及、び、別、當、寺、を、同、郡、高、城、邑、東、霧、島、勅、詔、院
 に、遷、す、慶、長、十、七、年、寺、社、共、に、舊、地、に、復、る、即、ち、今、の、地、な、り、後
 又、享、保、の、山、火、に、厄、せ、ら、る、其、詳、な、る、は、別、當、神、德、院、の、條、に、記
 す、當、社、の、辰、巳、二、十、二、町、許、狹、野、方、域、に、上、古、當、社、の、あ、り、し、跡
 あり、土、俗、是、を、權、現、が、洞、と、い、ふ、當、社、は、霧、島、山、東、北、の、麓、に、て、

原野の間にあり、社地林叢森然たり、例祭二月初酉日、九月廿九日、十一月中酉日、當邑の總鎮守なり、社司押領司氏、別當を神徳院といふ、

○東掖宮 本社の東、二間半にあり、祭神由緒等前文に出づ、

○西掖宮 本社の西二間半にあり、祭神前文に記す、

○四所宮 本社の西南、十二間許にあり、祭神前文に見ゆ、一

四所宮の祭神は、山王、白山山權現、水天神、山神、

○本地堂 本社の西南、十八間許にあり、本地千手觀音大士を安す、

霧島東御在所兩所權現社地頭館より 蒲牟田村にあり、祭神

二座、伊弉諾尊、伊弉册尊、是なり、同殿六座、天照大神、忍穗耳尊、

瓊々杵尊、彥火々出見尊、葺不合尊、 神武天皇、是なり、土俗

に、高城邑東霧島神社の奥之宮と號す、霧島權現六社の一と

す、一舊記に、續日本後紀、承和四年八月壬子、日向國諸縣郡霧島岑神、預官社、是歲、丁巳、仁明、と見たるは、即當社ならん、當

社は、霧島嶽の東腰にあり、霧島岑とは、今霧島山の矛峯をさ

す、是當社の境内なり、當社は、平地より、石磴三百六十餘級を

經て登る、是より矛峯に登路ありて、亦遠からず、續後紀、岑と

あるは、蓋此故なりと、續後紀の文は、小林霧島山中央社を指に似たり、猶彼條に參考すべし、

又兩所權現といふは、宗祀諾册二尊なるを以てなり、東とは、

西霧島に對し、御在所とは、御座所にて、此地、諾册二尊行在の

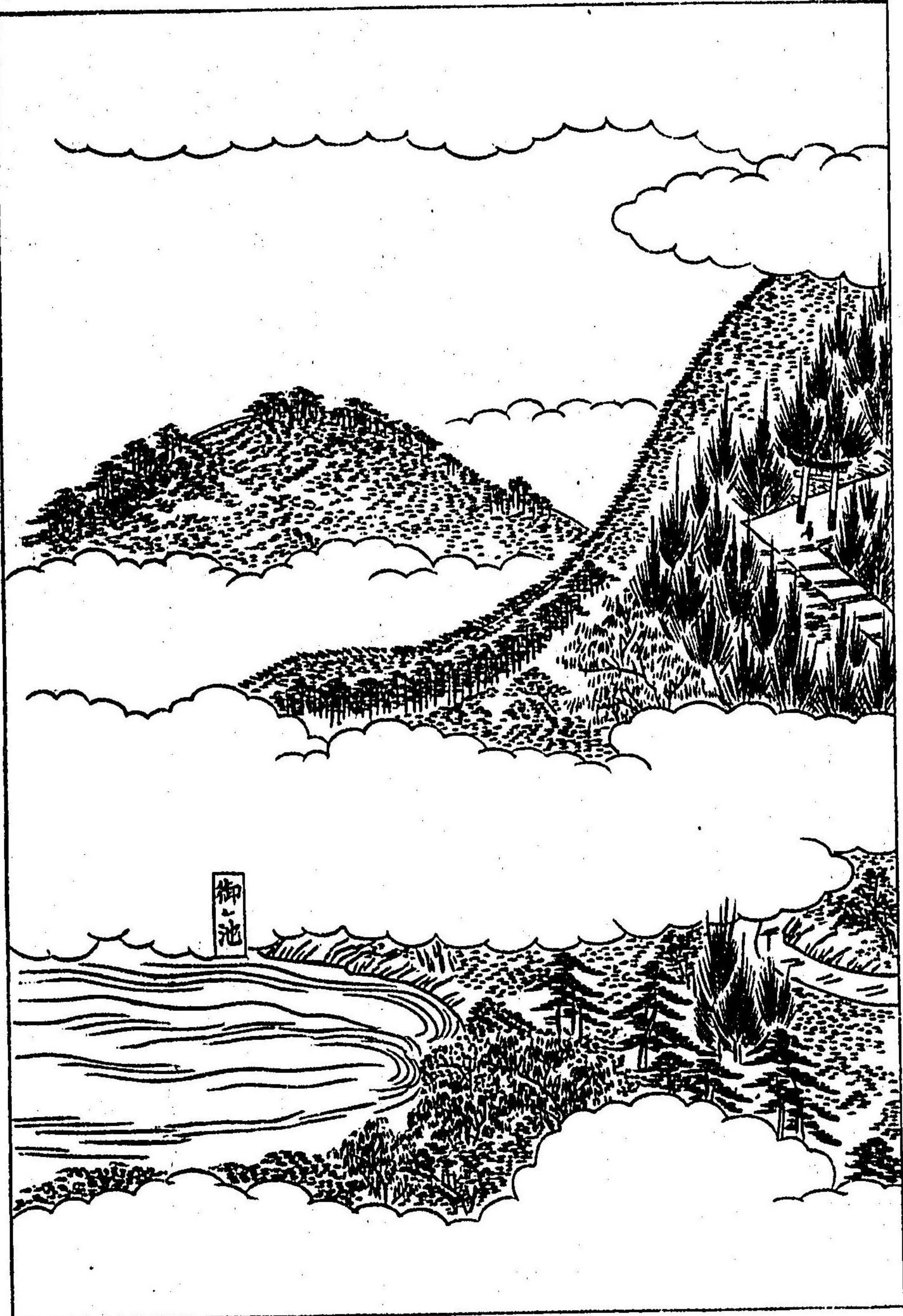
舊墟なる故に、蓋この遺稱あり、かく二尊の聖蹤なるに因り、

二尊を勸請ありしとぞ、一説に云、下章に記せる當社の近地に

册を以て、更には、陰陽諾册二尊、絶妻の誓の靈を奉崇ありしな

るべし、諸冊二尊、皇居のこ見ゆ、當社、古來靈蹟甚多しといへ

霧島東御在所權現社



祭祀正月八日、九月九日、十一月初酉日、社頭に東霧島山の額を掲ぐ、寛陽公の親筆にて、御名と御印章あり、社司押領司氏、別當を錫杖院といふ、

○西掖宮 本社の左右にあり、右は白山權現、左は性空上人侍者乙若の兩童なり、上一説には、兩掖宮、性空、上人の兩童侍者とぞ、

○狗人兩社 本社の前、左右にあり、右は火闌降尊、左は火明命、

○本地堂 本社の西南、八間許にあり、本尊千手觀音大士、此本尊は、圓室公、安置し玉へり、

○祓川 本社の卯方、八町許にあり、水源蒲牟田村の内に涌出し、錫杖院門前を過ぎ、下流は、松八重川に合す、當社傳記に曰、此川は、太古伊弉諾伊弉册兩尊、御矛を指留め玉ひし時、衆神會集して、身滌をなし、御禊ありし處なる故に、祓川と名く、

今に至り、兩所宮に詣る者は、此川にて水を灌き、淨めするを故事とす云々、或云、書紀一書に、所謂伊弉册尊、火神軻遇突智の爲に焦れて化去玉ひ、伊弉諾尊、册尊を追ふて黄泉に入り、遂に册尊と絶妻の誓に建り、既にして還るや、其汚穢の處に到るを悔ひ、櫛原に於て禊祓をなされし時の方域に係るを以て、此名ある歟、櫛原は、末吉の卷に詳なり、

霞權現地頭方、一里より 入來村、霞岡にあり、祭神詳ならず、本地馬頭觀音なりといふ、岡阜南面の石巖に縫隙あり、五色の蛇ありて、窟隙に栖む、是を神と崇めて、別に祠廟を設けず、是霧島六所權現の使神なりといへり、故に六所權現へ參詣する者は、必ず爰に參詣せり、參詣の者、彼蛇を見る時は、神縁を得るとして、殊に歡喜すとかや、祭祀三月十五日、九月十五日、祭式には、白砂を供す、文化十二年、大信公、神事を新修して、神徳院

霞權現



を別當とし、郡山邑、花尾大權現社の大宮司に命じて、祭祀を管轄せしむ。

神社合記 鎮守大明神社 高原村にあり、祭神春日大明神、往昔高原右衛門大夫篤時、南都より神體を下し、總廟生土神に崇めしとかや、篤時か祖父税所太郎左衛門篤經、肥後國より税所氏を高原に記す、其故詳ならず、篤時に至り、に改むとあり、天正四年、松齡公、當邑松ヶ城を攻られし時、先當社へ參詣し、直に進で城を攻め玉ひしと云、當社に鎮守殿の額を掲ぐ、公の御親筆なりといふ、△諏方大明神社、水流村にあり、此村の宗廟にて、參詣の徒多し、

佛 寺

霧島山佛華林寺神徳院 蒲牟田村、狹野大權現社の東二町にあり、武州天台宗東叡山の末にして、狹野大權現の別當職なり、上古當寺は、狹野社と同じく、當寺より辰巳方二十町許、權

現洞にありしといふ、本尊阿彌陀如來、創建開山慶胤上人、再興開山性空上人、中興開山宥淳法印、寺記に曰、 欽明天皇

御宇に、慶胤上人、此山を開き、狹野權現社、及び寺宇を建つ、按今

條其社に、狹野權現社は、故に此寺記に、慶胤、狹野社を建つと云は、上

建に、は、あらず、創一説に、 敏達天皇御宇に、當寺を創建す、其

後四百年を経て、性空上人再興す、往古は支坊三百六十字ありて、寺領三万斛を付與せらる、文暦元年甲午十二月廿八日、

霧島山上火起りて、神社寺宇悉く焼亡し、同郡今の高城邑、東霧島勅詔院へ遷す、行廟を建て、神人社僧移り住す、文暦元年

より、天文十二年まで、凡そ三百十二年、彼地へあり、其間住持十世、神徳院、勅詔院、兩寺兼帶なり、勅詔院は、元來神徳院の末

寺なりと、文曰、高城邑勅詔院を東霧島山と號する、と、天文十二年、大中公、神徳院主僧舜惠法印に命じて、高原治下へ行

廟を營み、狹野權現の神輿を、勅詔院より移さしむ。慶長十五年、慈眼公、狹野の故迹漸く廢せんことを恐れ、神徳院主僧宥淳に特旨ありて、狹野原の舊地へ、祠廟並に寺宇を改建し、封戸を増加し玉ふ。同十七年十一月廿八日、狹野神體を、高原治下より當地に遷宮せり。天文十二年より、慶長十七年まで、凡そ七十年、高原治下にあり。先是文祿元年、宥淳法印、加久藤城下一本杉の下に、精舎本傳庵を構へ、法華經一千部を誦滿し、松齡公、征韓の役、息災を禱る。當寺廟の改建を命ぜらるは、蓋し其苦行を嘉してなり。又享保元年丙申九月廿六日より、翌二年正月七日に至り、霧島山火を發せし時、狹野權現社及當寺、延焼に罹り、高原高崎等の諸郷も、民屋山木皆焚く。凡そ諸縣郡の諸邑田園、被災者十三万六千三百坪餘と見にたり。されば今の神社は、其後の建立なるべし。狹野社の寶器、火

災に罹りし故、傳はらざる者多し。貫明公、日州嵐田今直隸府の本庄に百五十石を、神領として賜ひしに、幾くならず他領となれりとす。今は寺祿二百五十六石餘なり。
○什寶 性空上人畫像一幅 △元三大師畫像一幅 △大慈公御短冊二枚 文化五年御寄附 △蓮亭夫人大慈配の御短冊三枚 文化十四年御寄進
○護摩堂 本堂の西南に接す。本尊不動明王弘法大師作、八寸、座像、長二尺、木を安ず。此外境内に佛閣許多あれども、今畧す。
霧島山華林寺東光坊錫杖院 蒲牟田村、東御在所兩所權現社の左にあり。即其社の別當職なり。本府眞言宗大乘院の末にして、本尊千手觀音大士座像、長二尺、大佛工、左近、明公御安、近。開山性空上人、中興開山圓政法印、寺記に曰、當寺は、康保三年、性空上人創建。當寺に在て苦行し、神異一ならず。其後天台の徒、世々住持

せり、天永三年壬辰二月三日、文暦元年甲午十二月廿八日、霧島山火起りて、寺廟共に焼亡し、當寺廢すること二百五十年なりしに、圓室公の時、文明十八年丙午の歲に至り、廟宇を改造し、當寺を中興し、眞言密宗の徒、圓政法印を住持とす、是より眞言宗に改まる、其後伊東氏、當邑を奪ひ、寺務斷絶にて、伊東氏より池郷民部といへる修驗を置て、香火を掌らしむ、然るに、貫明公の御時、當邑を復し玉ひ、伊東氏を御征伐の頃、池郷民部、叛を謀り、當所を奪んとす、天正六年、松齡公、久留重辰、赤冢眞重、宮田政次に命じて、民部を誅戮し玉ひ、社司並僧徒、社務を掌ることを得たりと、南浦文集、及び宮田政次が裔、當邑宮田某が譜牒に録せり、其後相承して眞言宗なり、享保の年、霧島山又大に燃に、此時も寺廟其火災に罹れり、保享の山火、前條詳なり、寺祿百三十四石餘あり、二王門、本寺より卯方

八町許にあり、東霧島山四字の額を掲ぐ、關峯高位僧正當寺の東南八町許に御池あり、當寺の境内に屬す、御池は、前車當寺霧島嶽の山腹に倚て、前は御池に臨み、地形高敞にして、遠近の邑里山野一望に歸し、景色絶勝にして、本藩希有の靈刹なり、當寺の後より、霧島山矛峯へ登る路あり、此路を取る者は、必ず東御在所權現へ參詣して、登攀すとかや、
○什寶 龍鱗 寺内に藏む、白色にして大小あり、凡そ銀杏葉の大きさの如し、御池の渚へ時々浮び上れり、是を取て什寶とす、此龍鱗を得るは、住持一世に一度必ずありといへり、往年一龍死して、池渚に在り、住僧是を御池の松港に葬れりとす、△天狗之斧一挺 性空上人へ、當山の守護神、大津坊といへる天狗より、與へたるとして、寺内に珍藏す、△五銚一長と四寸、何金たること詳ならず、性空の所齋といふ、△璞

玉一 周圍七寸、璞玉にして、外面石に似たり、△念珠一

△錫杖一 以上の三種、皆性空所藏といへり、△眉尖刀一

波平行 安作 圓室公御寄進、山上火災の時、焚燒を歴るといへど

も、今猶存ず、△大慈公御短冊二枚 公御自詠、御親筆を以

て、文化五年御寄進なり、△蓮亭夫人御詠歌三枚 折帖御筆 詠、御親筆

文化十四年御寄進なり、

○性空上人石塔並木像 石塔は、當寺境内の西南にあり、木

像は、護摩堂の内に安ず、

○大黒天社 當寺境内の西、數十歩にあり、三面の木立像な

り、高さ一尺二寸、秘佛なり、性空一刀三禮作 靈像の間にありて、應驗特に著しく、

參詣の徒多し、

○關加井 當寺の戌亥方にあり、往古性空上人の加持水な

りといふ、此水若し女人の影を映する時は、水必ず涸竭す、故

に女人の近づくことを禁ず、或は疾疫を患ふるもの、井水を
掬して嘗れば、神驗ありとぞ、

○釋覺慧霧島紀行 文畧曰、到高原佐野、自此攀野徑、幽林、回

谷上嶺、遙指佐野原花堂於霧海、高戴御鉢二上於雲霧、躡楫、

蟹泥土、蝸刺肩、蛭血足、漸憩背、馱尾艸庵、東光坊來而迎余、云々、

日、今日也、雨晴天清、蓋登攀絕頂、乃至御鉢麓、立杖窺晴、自負掛

嶽、一朶浮雲惹雨來、須臾御鉢頂霧鎖不見、乍晴乍陰、一日中氣

候千變、

高千穗嶽御鉢嶺、先雨浮雲斷又連、

今日上方氣難定、不堪攀陟恨綿々、

高原山法蓮寺 地頭館より 申方四町 高原村にあり、飯野長善寺の末に

して、曹洞宗なり、本尊聖觀音大士、開山及び創建の年月傳は

佛宇合記 威徳院 蒲牟田村にあり、本尊千手観音大士、此本尊は、淨國公、當寺の住持有仙法印へ賜ふといふ、△坂本寺 蒲牟田村にあり、本尊阿彌陀如來、△極樂寺 水源村にあり、本尊阿彌陀如來、以上の三箇寺、當邑神徳院の末にして、皆天台宗なり、△高原寺 蒲牟田村にあり、本尊十一面観音大士、△地藏院 高原村にあり、本尊地藏尊菩薩、以上の二箇寺、當邑錫杖院の末にして、眞言宗なり、△高麗観音堂 後河内村、石ヶ野にあり、茅堂に安置す、文祿中、當邑中別府某の祖先、征韓の役に齋し來るといふ、故に此名あり、

舊跡

葺不合尊、及び 神武天皇皇居 高原の地は、葺不合尊、神武天皇皇居の址にして、古事記に見にたる、高千穂宮とは、即此なり、高原は、高千穂峯高千穂の峯とは、即高千穂二上山なる條に

見の東北麓にあり、故高千穂宮といへるなり、古事記曰、神倭伊波禮毘古命、與其伊呂兄五瀬命二柱、座高千穂宮、而議云、座何地者、平開看天下之政、猶思東行、即日向發幸、郷築紫と、其神倭伊波禮毘古命は、神武天皇にて、高千穂宮とは、蓋此高原の皇宮なり、日本紀、神武紀曰、天皇年十五、立爲太子云々、及年四十五歲、謂諸兄及子等曰、昔我天神高皇彥靈尊、大日靈尊、舉此豐葦原瑞穂國、而授我天祖彥火瓊々杵尊、於是瓊々杵尊開天開披雲路、駐山蹕以辰止、是時運屬鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正、治此西偏云々、聞諸鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、彼地必當足以恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中心乎、何不就而都之乎、諸皇子對曰、理實灼然、我亦恒以爲念、宜早行之、是年天皇親帥諸皇子、舟師東征と、此書紀の文には、高千穂宮の名見えずといへども、其東征を議し給へる事を載せたるは、同

じ、故に其議し玉へる地は、高千穂宮なりしを知るべし、
神武天皇は、此地狹野に御降誕あり、其實跡の證あること、下
條 神武天皇降誕所に記すが如し、今の都城は、往古都島
と稱じ、又彼地に宮丸村あり、是もまた神代皇居の跡なる故
に、其遺名あり、蓋都城宮丸村は、彦父々出見尊の皇都にして、
鷓鴣草葺不合尊も、宮丸村の皇居に生長し玉ひ、其御壯年に
及んで、高原の地に皇居を定められて、居住し玉へるなるべ
し、其故は、 神武は、此地に御降誕ありし事、明白なるに、葺
不合尊、高原に皇都を建て、居住し給はずんば、 神武、此地
にて御降誕ある理なきなり、故に 神武此宮に生長し、其
東征の初までも、此高原に在て、東征を議し玉ふ、古事記に所
謂與伊呂兄五瀬命二柱、座高千穂宮而議曰、云々とあり、此其
證なり、然れば 神武の東征を議し玉へる時、座高千穂宮

とあるは、高原の皇居を指し、古事記、日子穗々出見尊坐高千
穂宮云々見にたるは、都島宮丸村の皇居をいひ、都城、高原の
二邑は、接壤にて、其邑治は、五里許も相距り、共に高千穂峯の
麓に係りて、皇居ありしなれば、皆同しく是を高千穂宮とい
ひしならん、今は都城宮丸村、高原蒲牟田村など、邑名村名
分ち呼ぶといへども、太古の時は、國郡州縣の分域も、いまだ
定まらず、因て其宮名も、其大嶽の名を以て、通稱して、高千穂
宮といひしならん、且都城高原等、皆高千穂峯の麓に係りて、
瓊々杵尊、天降ありし地に縁あれば、諸所に皇居を建玉ひし
者歟、且上古の風俗は、御父子同宮に居住し給はず、各其別宮
に居玉ひしこと、書紀に見にたれば、都城、高原等諸所に皇居
の跡あるを見るに足れり、古事記、 綏靖卷、遷都の傳に云、
凡そ書紀に遷都とあるは、只漢籍に倣ひ記されたる者にし

て、其實は、後世の如く引遷されたるに非ず、上代に御代ことに都の替はれるは、大方上代には、諸皇子も、御父天皇と同大宮に住玉はずして、多くは別所に住玉へり、御父天皇崩御にて、皇太子其位を嗣る時は、其元來住玉へる郷は、即都となされしなり、諸臣も、多くは各其本郷に住けり、宮城といふても、後世の如く、大ときには非さりき、何地にもあれ、元來住玉へる宮に在て、天下を治め玉へり、座其宮治天下といへるぞ、實に古代の状態なり云々、此文を見て、出見尊、葺不合尊の各處の宮に居玉ひしを知べし、狹野社の舊記に曰、昔小松内府重盛、嘗て重病に侵され、當社に平愈を祈られしに、奇驗ありければ、大橋中將を使として、下向せしめし時の文書に、朝日さす夕日輝く木之下に云々と記せり、是朝日之直刺國、夕日之日照國也の謂にて、是古事記、理なり、此地は神代の舊都

なりしをいひしならん、今狹野權現別當神德院への通路を、都街道と呼び、又 神武降誕所といひ傳る權現洞、近邊田畝の土名を都街道といふこと、田畝丈量等の古帳にも見たり、神代皇都の蹟なる故に、相傳へて其遺稱ありといへり、是又一證とすべし、さて 神武は、此地の皇居にて東征の軍事を議定あり、六軍を發して東行し、遂に天下を平定して、大和國橿原に都し、萬歲無窮の業を垂れ玉ふ、然れば此地は、御降誕の所にて、且東征の軍事をも議せられし處にて、實に皇國に雙ひなき、慶福の靈地なりといふべし、此條は、都城神代皇都の章と参考すべし、

○高千穗宮 前文に見ゆ、

○高千穗宮 謬記 書紀通證等に、高千穗宮は、在日向國宮崎郡といひ、又諸書に、 神武天皇は、日向國宮崎郡にのみ都

し玉へるといひて、高原の地にも、都し玉へるといはざるは、
謬なり、高千穂宮にて東征の軍議をなし給へるは、此高原の
皇居なるは、前後に述るが如く諸證あり、然れども宮崎も、古
來相傳て、神武の都を建玉ひし處といへば、蓋是亦故あ
りての事なり、神武の東征の路脉は、蓋日向東面より舟
師を出し玉へると見にたるに、宮崎の地は、海に臨て、且水門
もあるなれば、實に舟師を出すに便なり、是に由て考るに、始
め此高原の高千穂宮にて、軍事の方略を議定あり、進んで宮
崎に至り、行在所を建られて、駐滯せられしならん、然らずん
ば預め皇宮を建て、後に都を遷し玉へるなるべし、かゝる故
に、宮崎に 神武建都の説ある歟、此より次第に進んで、舟
師を發し、東征し玉へる事狀は、地理に由て知るゝなり、高原
の地は、高千穂峯の東北麓にある故、地形高敞にして、東方數

十里の地海も、一望の内に収めて、宮崎の地は、高原と相距る
こと十五六里といへども、衽席の前にあるが如し、此に在て
一望するに、師を出すには、必ず此地より進んで、宮崎に出べ
き形勢の處なりとす、若し宮崎を高千穂宮とせば、内浦出見
尊、始良葺不合尊、二陵の所在に遠く隔りて、御陵の所在に稱
はず、且宮崎は高千穂峯を距ること十五六里遙に隔たりた
れば、宮崎にある皇宮を、古事記に、高千穂宮とはあるべから
ず、日州曰杵那高千穂峯も、宮崎とは亦遠く隔せぬ、杵那郡
高千穂峯の事は、曾於那の巻、高千穂二上峯の條、高千穂峯
眞偽辨に是を考へて、宮崎は高千穂宮の所在にあらざるを
見るべし、古事記傳、神武卷曰、高千穂宮の事、大隅國なる
べくおぼゆ、日向宮崎也といふ説は、古書の趣に叶はず、今の
世に、日向國南方村と云に、神武天皇の社とて有之、其處
を皇居の址といへるも、信ぜられず、書紀にも、自日向發して

とあるから、今の日向國の地也と心得ば、委しからず、上代には、大隅、薩摩の地までをかけて、日向といひしと、上に處々云るが如し、三代實錄に、日向高千保神といふあり、和名鈔、同國白杵郡に智保郷あり、是等も高千穂山に附たる名とは聞ゆれど、高千穂宮は、猶大隅國の方に有べきこと疑なし、出見尊、葺不合尊、兩代の御陵は、大隅國に御坐あれば、其皇居になされし所も、其左右ならては、事實に合ざるなり云々、古來多く、神武の皇宮は、宮崎といへるに、本居氏は是を取らざるは、識眼あるなり、

神武天皇降誕の所地頭一里半許未申 蒲牟田村、狹野の内、權現洞にあり、今平地の内、廣さ四段許、少し堆き處に竹藪あり、是皇宮の跡なりといふ、其堆き地の内に、又方二間許、少し高き處あり、兩石地中より出て相並ぶ、上古霧島山火起りて焚し

故、此邊の石は、皆焚焼を歴て、石の色替れるに、此兩石は、焼たる色なし、土人由緒ある靈地なりとて、牛馬を繫かず、此兩石相並ぶ地を、神武天皇御降誕の所なりといへり、蓋神武天皇の皇父、鵜鷯草葺不合尊の皇宮、即ち此所にて、其兩石相並ぶ地は、神武天皇御降誕の時、産舎を建られしをらん、今神幣を立て、是を標とす、此皇宮址の左右は、水田陸田相接す、又上古は、狹野權現社、及び神徳院、此所にありしといふ、是れ此皇居の邊に、神社を建られ、瓊々杵尊等を崇奉あり、後に、神武天皇を、其東掖に奉祀せしと見たり、前條狹野社に所述と、併せ考ふべし、權現洞とは、狹野權現社所在の故に、名を得たるならん、或云、昔時神徳院を愛に創立せしは、皇清和の天皇、皇宮の跡に、清和院あり、府に於ては、京都大中公大實明寺、本御の内類の治所跡に、神武天皇は、鵜鷯草葺不合尊

第四の皇子なり、此狹野の地に生れ玉へる故に、地名を取て、狹野尊と號し奉れり、日本書紀一書曰、先生彦五瀬命、次稻飯命、次三毛入野命、次狹野尊、亦號神日本磐余彦尊、所稱狹野者、是年少時之號也、撥平天下、奄有八洲、故復加號曰神日本磐余彦尊云々、又諸古書に、狹野皇子とも記せり、書紀集解曰、狹野は地名と、是なり、上古は、地名を以て名とせしこと、往々神代、卷等に見にたり、前條に記せる狹野權現も、亦地名に因て稱ずるなり、神武天皇此地に御降誕の實跡たるは、書紀の文にても、證據とするに足れり、

皇子河原方一里半四町餘、蒲牟田村にあり、此邊より水流れ出て、末は松八重川に入る、此所は皇居の蹟といひ傳ふ、神武天皇當邑狹野に御降誕あり、御年四十五歳に及んで、東征し玉ふなれば、蓋し神武皇太子たるの間に於て、此地

に東宮を建て居玉へる故、皇子河原といへるなるべし、神武御降誕所を距ること、西の方、凡一里二町餘なり、

松ヶ城地頭館より五町、高原村にあり、舊記等に、高原城とあるは、

是なり、山城にして、本丸、二丸、三丸、取添丸の名を分てり、高原、古來本藩の所領なりしに、中ごろ伊東氏掠取り、天文中までは、彼所有なりしが、同廿二年、北原氏の地となる、弘治永祿の比、北原と伊東と合戦ありて、復伊東氏に屬し、其族伊東勘解由是を守る、霧島神社祭禮の日に當り、動もすれば近邑曾於郡内大窪、田口の兩村を侵し、祭儀を妨く、大窪、田口兩村、隣接、在所霧島六所、天正四年丙子、松齡公、飯野に在て、狀を太守貫明公に告げ、高原を撃んとす、八月十六日、貫明公、鹿兒島を發し、十八日、飯野に入り、十九日、松齡公を先鋒とし、島津左衛門督歳久、島津中務大輔家久、島津右馬頭征久、島津圖

書頭忠長等を、左右後軍として、當邑に軍し、本營を耳附尾に布く、將士進んで、當城を攻む、城兵小河内口、當城の北地藏院口、當城の南に拒戦ふ、貫明公、策を運し、汲水の路を絶つ、城兵大に困む、公、陣を花堂村、當城の南に移す、二十日、伊東が援兵猿瀬川に來りて、敢て進まず、二十一日、家久忠長鎮守尾、當城の西三町許に屯す、時に當城守將勘解由、落合豊前、肥多木河内を質として、降を乞ひ、廿三日、勘解由、勘解由山、水源、左衛門尉に、作城を下りて、野尻に去る、貫明公、城に入る、是より我軍威大に日州に振ふ、伊東が諸軍畏怖し、七城を棄て遁れ去る、七城とは、高崎城、小林の三山、三山は、彼内木場、岩瀬須木の松尾、須師原、奈崎是なり、公、三山に入り、兵を諸城に残して、飯野に凱旋す、明年、我軍野尻を陥れ、進て佐土原を攻む、日州瓦解し、伊東義祐豊後に奔る、

○荒神社 城山の内にあり、神体を南都より下すといふ、

○耳附尾 高原村にて、松ヶ城の丑寅二町半許にあり、事前文に見ゆ、

物産

- 藥品類 柴胡 △紫根 △白朮 △金銀花 △人參 △茯苓 △根實
- 蔬菜類 香蕈 △丁蕈 △岩蕈 △川蕈 △木耳 △蕨薇 △葛粉
- 花卉類 猷歲菊 △映山紅 霧島山中特に多し、叢をなすと甚廣し、花さける時は、滿山錦のごとし、
- 樹木類 杉 △樟 △櫟 △椎 △櫛 △甜櫛 霧島山中に椎、櫛、甜櫛、果實甚多く産す、近郷の人民、來拾て食に充つ、或は焼酒を製す、毎年百石以上も得つべし、 △蚊母樹
- 飛禽類 鶉 △雉 △山鶉 △鷓鴣

三國名勝圖會卷之五十六終

走獸類 鹿 △野猪 △狼 △猿 △獺
 鱗介類 香魚 △鱒 △鯰 △鯉 △鯽 △斑魚 △鰻
 △鼈

三國名勝圖會卷之五十六終

三國名勝圖會卷之五十七目錄

日向國諸縣郡

高崎

山水

谷川

神社

宇賀神社

佛寺

幸樹院

舊蹟

龍虎山城

朝倉野

物產

神社合記 愛宕山大神大權現廟

海藏寺

柳城 細瀬關

古城合記 木城城

藥品類

蔬菜類

飛禽類

走獸類

鱗介類

高城

山水

高尾丸峯

國見嶺

庄内川 岩瀬川

觀音湍

神社

東霧島權現社

十握品劍

末社

濱下儀

春日神社

諏方神社

神社合記

霧島神社權現

三島神社

湯權若宮神社

取

長野神社

佛寺

勅詔院

東龍寺

石山寺 如意輪觀音行堂

記

高稱寺

舊跡

神世皇都

月山日和城 不動街

三俣城

古城合記

大樂 阿和井原ヶ冢

諏方街 六地藏

寶光

東霧島御陣營

舊蹟合記 石城山越洞井

物産

藥品類

蔬菜類

花卉類

樹木類

飛禽類

走獸類

鱗介類

山之口

山水

東嶽

青井嶽

東嶽川

古大内川

上去川

神社

三國名勝圖會 卷之五十七 尾山

走湯權現社 的野八幡宮尾牛社 洪宮 御手洗池及ひ池之

神社合記諏方社 熊野宮社 將軍廟社 天方神社

佛寺

修善寺 十輪寺 彌勒寺

瑞應寺 佛宇合記阿彌陀堂 勝軍地藏堂

舊蹟

山之口古城人丸堂 三俣城 城營合記古城 尾七城

田原之域上雀ヶ城 追之谷

物産

土石類 藥品類 蔬菜類

飛禽類 走獸類 鱗介類

勝岡

山水

津ヶ尾山 沖水川

神社

諏方神社 神社合記諏方社 若一王子社

佛寺

長久寺 梁新寺

舊蹟

城址合記古城 城 豐鹿丸城

三國名勝圖會卷之五十七

日向國

諸縣郡

高崎本府より當邑は寅卯の四年十八里半餘、地頭館前を田置村かに

山水

谷川 水源は高原霧島山に發し、當邑の西端より邑治下を通りて、東端に至り、北に折れて、庄内川に合し、西に向て當邑と高城等の境を長流す、北川當邑繩瀬村を過ぐ、因て其村に於て繩瀬川と呼ぶ、下流は當邑と高城野尻の交ひより高岡に出で、去川となる、

神社

宇賀大明神社

地頭館より午未方、五町餘、

朝倉村にあり、祭神倉稻魂命、當

邑の地は、高原郷の内なりしを、延寶四年、一箇の邑となるに及び、當邑を以て閩邑の總鎮守と敬禮す、其後大風洪水に値ひ、社殿廢墜し、元祿の年、再興せり、社傍に朝倉某なるもの居住して、社事を掌る、其祖先丹波國より勸請せしと云傳ふ、每歲九月廿八日、押領司氏祭祀を勤む、別當幸樹院、

神社合記

愛宕山大權現廟

前田村にあり、

神体圓鏡、面に神像を鑄出せり、

例祭十一月廿四日、勸請年歷傳はらず、天正十一年、山田新介有信、高原郷地頭となりて、高原に居る、當時當邑は、高原の内なり、山伏河野大聖院社譽なる者、有信へ隨從して爰に來り、當社の別當となり、後裔今に至り、其職を襲く、然れば近來の奉祀にあらず、△外達大明神祠 前田村にあり、白坂下總の靈を祭れり、下總は、北原氏が將にて、都城邑志和池城を守る、下總此地を掠すむ、天文十一年壬寅八月廿日、當郡高城邑

小山川原に於て戰死す、今農耕の神として、例祭八月廿日、土人躍りを興行す、

佛寺

龍虎山明王寺幸樹院

地頭館の辰方、一町餘、

前田村にあり、本府真言宗

大乘院の末なり、本尊不動明王、開山盛住法印、高原錫杖、院住僧、初し

めは本府曹洞宗福昌寺末なりしが、延寶の年、當邑を建られ

し時、高原真言宗錫杖院末となし、後に又大乘院の末とはな

りぬ、宇賀神社の別當にて、當邑の祈願所なり、

朝倉山海藏寺

地頭館より午の方、五町餘、

前田村にあり、飯野長善寺の末

にて、曹洞宗なり、本尊阿彌陀如來、開山耕山慈舜和尚、馬關寺、

第五世、享保元年、霧島山火あり、延て當寺に及ぶ、又文政五年閏

五月廿七日の夜、再び火災に罹り、緣記悉く燒亡し、來由隨て

存ぜず、

舊跡

龍虎山城 地頭節より西 朝倉村にあり、里俗に、元龜三年、九藤因幡守なる者所築といふ、天正四年八月、貫明公、伊東方伊東勘解由が守れる高原邑松ヶ城を陥るや、伊東方恐怖し、七城を棄て遁れ去る、其七城の中、高崎城あること、高原の卷に記すが如し、今是を邑吏に問ふといへども、其城審かならず、柳城 地頭節の東、二里半に近し 樋渡村にあり、慶長四年、庄内伊集院忠貞征伐の時、哨堡たりしと云ふ、舊記を按ずるに、是役入来院重時、是を成り、繩瀬に關を建て、兵を置く、六月、賊倉野七兵衛、山口將軍を率し、東霧島を襲んとす、東霧島は、高城の別地にて、御本營は、高星原河内、田尻を経て、繩瀬川を渡り、關を破て、水湧に至る、重時兵を分ち、天神山と迫戸に伏す、倉野が軍來る、重時、迫戸の伏を起して、前を遮り、天神山の伏をして、其後を

撃つ、於是衆却て寡に圍まれ、死する者數を知らず、倉野も亦鳥銃に中て死す、賊潰へ亂る、重時逃るを追ひ、數十人を斬て歸る、關址は、當城より、東南、四町許、繩瀬川より西、一町許の所にて、今其地に觀音堂あり、星原河内、柳城より一里十町餘 及び田尻、柳城より一里許 は、旁邑高城にあり、關址及び水湧、柳城より二町許 迫戸、水湧より四町許、天神山、迫戸より二町許、並に當邑樋渡村にあり、

○繩瀬關 前文に見ゆ、繩瀬とは、樋渡村に接せる村落にて、俗此兩村を繩瀬村と總稱す、

古城合記 木場城 樋渡村にあり、野岡なり、陣營の跡と見たり、△總城 江平村の原野に在り、江平村は、當邑の内には、當邑も、其所原野に於て、高岡にて、嶺平坦なり、朝倉野 地頭節より六町許、朝倉村にあり、霧島緣記に、二十卷平家

物語に、島津庄の内、朝鞍野といふ所とあるは、高原郷内の朝倉村と呼べる地の事なりといへり、即ち此原野なり、當邑は、元來高原郷内にて、朝倉村は、當邑に屬す、

物産

- 藥品類 柴胡 △紫根 △白朮 △瓜呂實 △縮砂
- 蔬菜類 丁蓴 △椎蓴 △木茸 △薯蕷
- 飛禽類 山鷄 △雉
- 走獸類 野猪 △貉
- 鱗介類 鱸 △いだ魚 △鼈

高城 本府より、頭置の方、拾八里半餘とす、三俣院の地、又三俣は、延喜式水口、俣岡作る、並し、庄内、川岩瀬、川水に派、

取るに

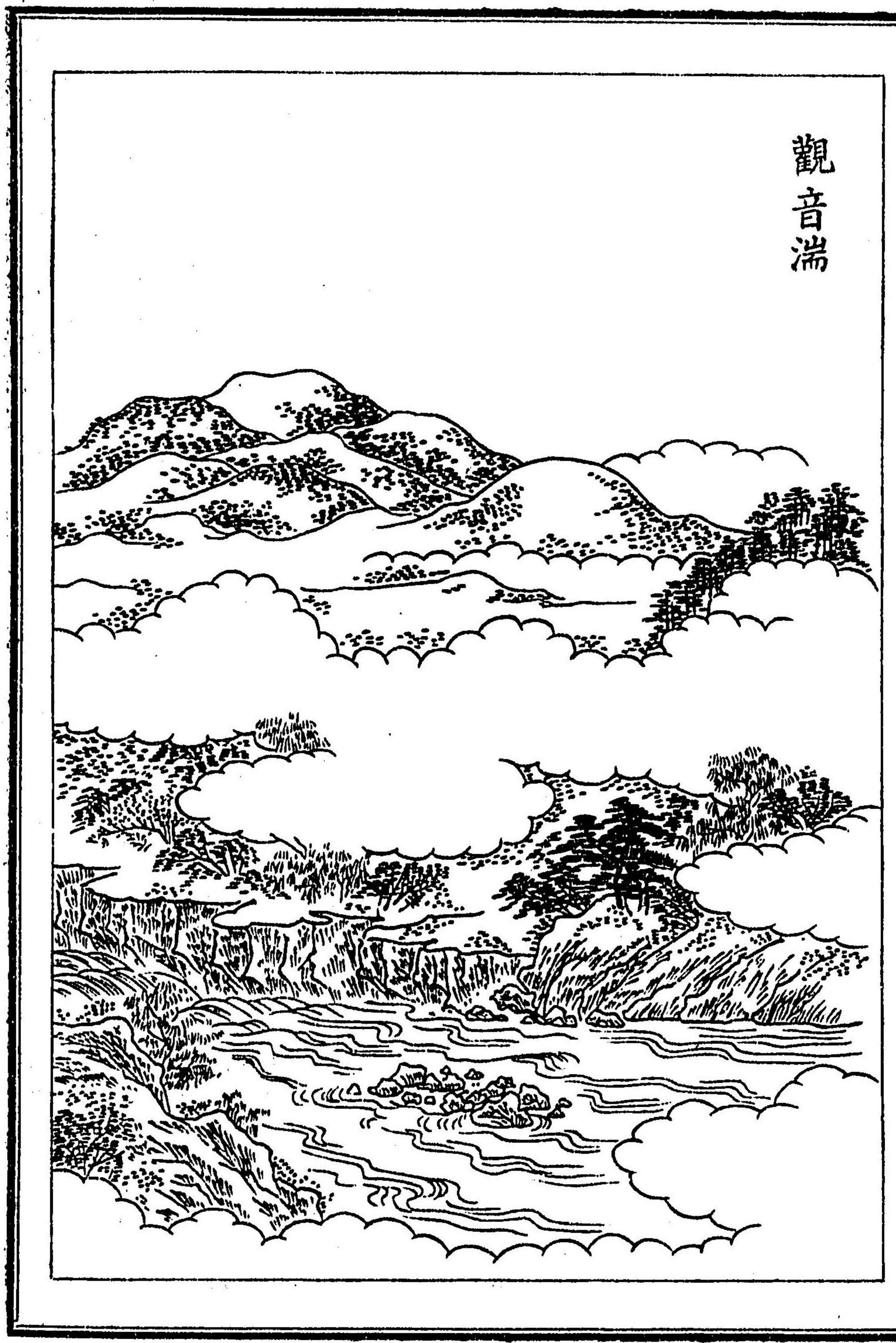
山水

高尾丸峯 地頭、三里餘、 宮原村にあり、連山の中、一峯特に尖起せり、當邑の内、第一の高峯なり、山下に古道あり、鬼山越といふ、野尻へ通ず、昔日伊東氏、都於郡の府より來往せる所なりとす、

國見嶺 地頭、三里餘、 宮原村にあり、連山の内、最高の嶺上なり、高岡地方へ往來の大道通ぜり、邦君、經歷し玉ふ時は、嶺上に行亭を建つ、四方豁然として、遠近を一望に収む、絶頂は高岡に分界す、

庄内川 上流は、都城邑より來て、當邑と高原別地、高崎、野尻、三邑の境を過て、高岡邑に入る、又當邑の内にて、諸溪水ありて、此川に注く、濶さ二十間、深さ四尺許あり、水勢頗る大にして、舟渡なり、當邑にては、高城川とも、水流川とも呼べり、又野尻

觀音湍



より、岩瀬川来て、當邑と野尻、高岡、三邑の境にて合流す、此より下流を去川といふ、

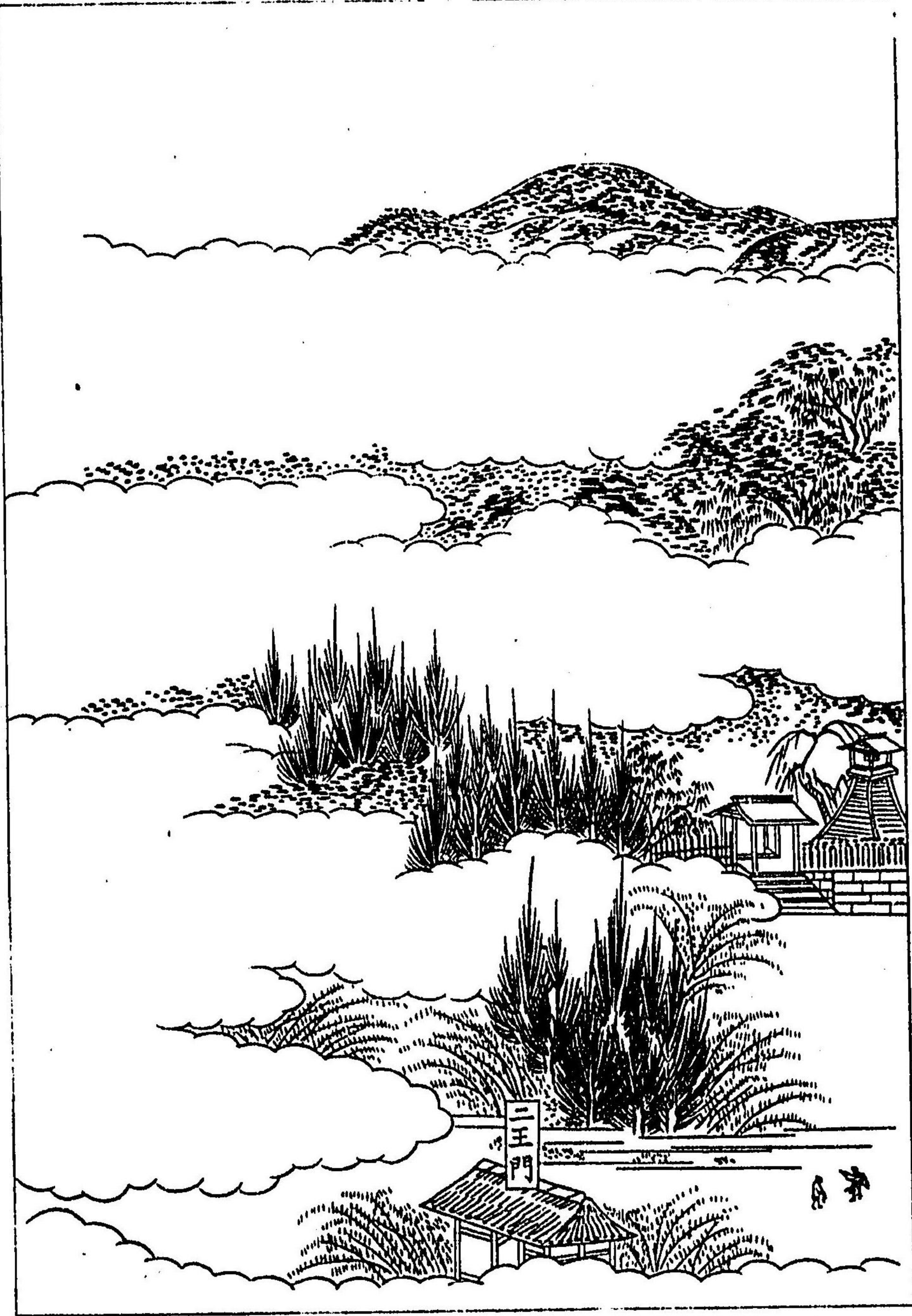
○岩瀬川 前文に見ゆ、

觀音湍地頭館より方、二里廿五町餘 宮原村にあり、庄内川の湍にして、潤さ五六間、長と四拾間許、石崑夾み峙ち、激水崑隙に潭をなし、清烈愛すべし、觀音湍とは、昔かし此邊觀音ありしや、今はなし、一名川添湍といふ、兩岸の山林、櫻藤ありて、花開く時は、清流に相映じ、風景佳勝なり、故に酒肴を携へて、遊覽の徒多しとぞ、

神社

東霧島權現社地頭館より西、方、二里廿丁餘 東霧島村にあり、此處霧島山の支山、長尾山にして、實に霧島の東脚に當る、因て東霧島權現と稱ず、かくて、此東の字、俗呼んでつまと唱ふ、凡そ物の端を

世につまといふ、則ち當社は、霧島東脚の山端に建つ、故に東の字を訓て、つまと唱ふるなり、一説に、東の訓あつたり、つ奉祀伊弉諾尊、合殿六座、瓊々杵尊、彥火々出見尊、葺不合尊、木花開耶姬、豊玉姬、玉依姬、是なり、神体十握劍、及び鏡六面、一説に、六座とし、東霧島六所、抑此地は、伊弉册尊、火神軻遇突智の權現社と號すといへり、伊弉册尊、火神軻遇突智を爲に灼れて、終り玉ふをば、伊弉諾尊、甚だ恨みて、軻遇突智を斬玉ひし址なりといふ、即ち諾尊の帯び玉へる十握劍を、當社の神體に崇む、其詳は下文の如し、此を以て、高城は、諾册尊舊都なる證とすべし、かく諾尊に由あるの地なる故、初しめ諾尊を奉祀あり、六座の合殿は、後の勸請なるべし、或曰、高城は、瓊々杵尊も、皇居の所なれば、瓊々杵尊の御時、諾尊を崇奉し玉ふならんとぞ、瓊々杵尊皇居の事は、下條神世皇都に詳なり、三代實錄に、天安二年冬十月廿二日己酉、授日向國從五



東霧島權現社



位上霧島神從四位下、又た延喜神名式に日向國諸縣郡一座、
 小霧島神社とあり、此三代寬錄延喜式所載或は是を高原狹
記より社撰集等にへども今當社とす、當社は霧島權現六社の一
 なり、霧島山の四方門の神社、別數に諸説ありて是と異なり、上古の
 神社は霧島山上火發して燒亡せしに、性空上人當山に登り、
 當社を再建し、別當寺を創立す、爾後文曆元年甲午十二月廿
 八日、又山上燃に、其火亦此社寺に及ぶ、或傳に享保の山火に見
也、然れども今社寺の傳と、土人の説を聞に、當社は享保の山
火に罹らずといへり、享保の山火は、曾於郡之卷、西峯の發
詳なり、往古は餘多の神領寄附あり、後世戰爭の時亡びし
 に、我代々の邦君殊に崇仰ありて、若干の祭田を喜捨し玉
 ふ、例祭二月中酉日、九月廿九日、十一月中酉日、當社より南、九
 町餘に八幡社あり、當社の行祠なり、二月の祭祀には、神輿を

昇て神幸の儀をなし、其行祠に至る、濱下りといふ、往昔九月
 の祭には、笠懸四十二騎あり、其後減して十二騎となり、又省
 て六騎となる、伊東氏干戈の後、斷絶せしとす、社司吉松氏、別
 當を勅詔院といふ、

○十握劍 前文に見にたる、伊非諾尊の御劍にして、本社深
 秘至寶の神體なり、長さ十把許、穂の握とは、順宗紀に、十握する
辭なり、古事記には、十握は又、十握の字を用ひ、神撰集、日向神代
系圖中に、伊非諾尊は、身には、又、十握の劍といふ、撰集、日向神代
國に、降し、玉ひし、降る、此寶劍は、又、其十握劍、天皇の社記云、寶永
御時、寶劍、蘇峯に降る、五年戊辰九月廿九日卯刻、東霧島廟火災あり、所傳の寶物、悉
 く烏有となれり、獨十握劍、屹然として煨燼の中より出て、少
 も燬ふ所なし云々と、

○末社 本社の左に、性空上人の兩侍童、乙若の社あり、是を
 護法善神と崇む、右に白山の社あり、社殿より石階を下るに、

左右善神社あり、又一万社、十万社あり、

○濱下儀衛の品 當社、毎歲二月中酉日、濱下儀衛の品若干あり、一忍穂井取壹人 一先拂二人 一寶幣二串 一金幣二串 一錦旗八流 一弓籠一具 一銅拍子一對 一笛一管 一鉦一錠 一大鼓一面 一十握御劔一振 一神輿一肩 一金瓔珞水引天井覆錦一通 一角金幡四箇 一鈴 十六口 一絹蓋一

○割裂神石 本社より辰巳方數十歩、故有谷といへる小池中にあり、一名裂盤、又魔石と呼ぶ、土人傳へ稱ず、此石古へ魔魅にして害をなす、是に因て霧島の神、十握の劔を把り、斬て三段となす、時に其一段は雷となりて飛去ぬ、二段はこの所に留り、おのく神となるといふ、日本紀一書曰、伊弉册尊次生、火神軻遇突智時、伊弉册尊爲軻遇突智所焦而終矣、又其一

書云、伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我所愛之妹者乎、則哭泣流

涕焉、遂拔所帶十握劔、斬軻遇突智爲三段、古事記、石折神、次男

神、是也此各化成神云々、又一書云、其一段是爲雷神、一段是爲大

山祇神、一段是爲高麗、又曰、斬軻遇突智時、其血激越染於天、八

十河中所在五百箇、榮石而因化成神、號曰磐裂神云々、是也、又

土人の説に、此神石は、伊弉諾尊の斬玉へる遺跡にして、三段

の内一段は、嘗て飛去て宮崎郡大島平原村にあり、土人崇敬

して神と崇む、往時或人東霧島神石を切し片段を、紙に寫し、

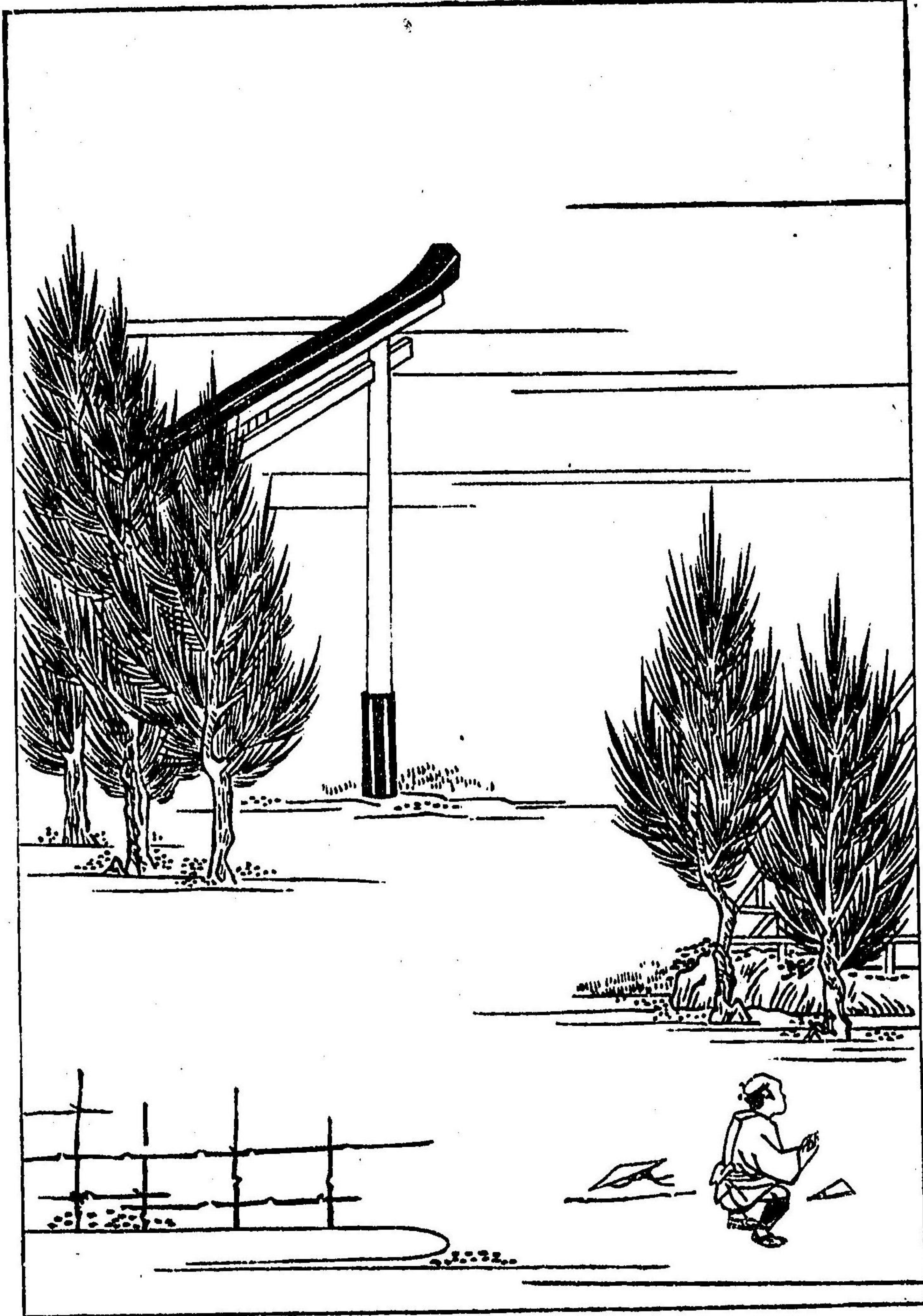
宮崎に齎し至りて合せ見るに、其屈曲せし處まで少しも違

はずといふ、今東霧島に現在残れる一段は、地を出ること、豎

九尺餘、横九尺五寸、厚一尺二寸、其一段は、地を出ること、豎横

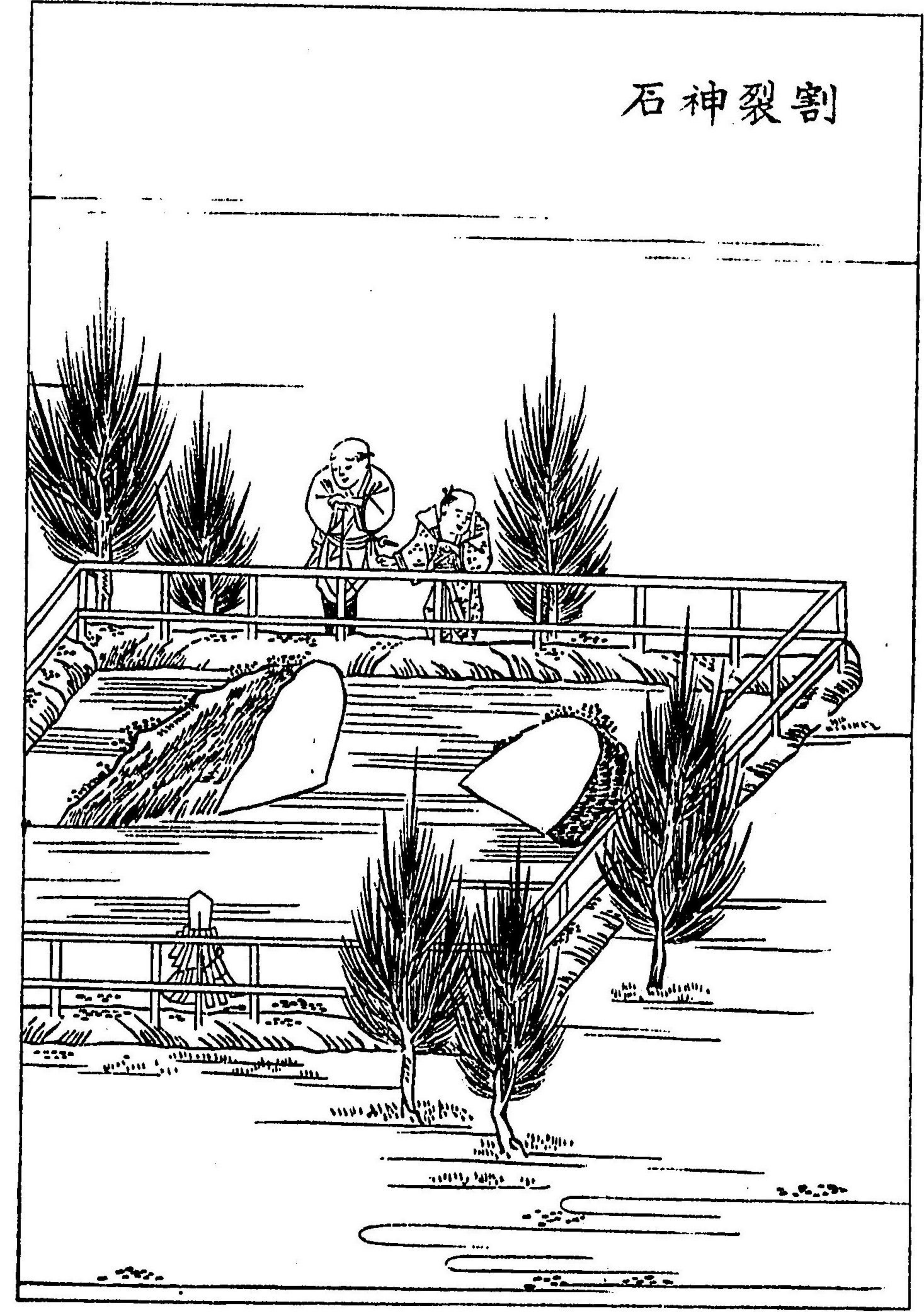
右に同じく、圍一丈八尺五寸あり、眞幸院の文字、延喜式に、眞

斫に作る、其斫字を用るは、霧島神十握劔を持し、眞に魔石を



十

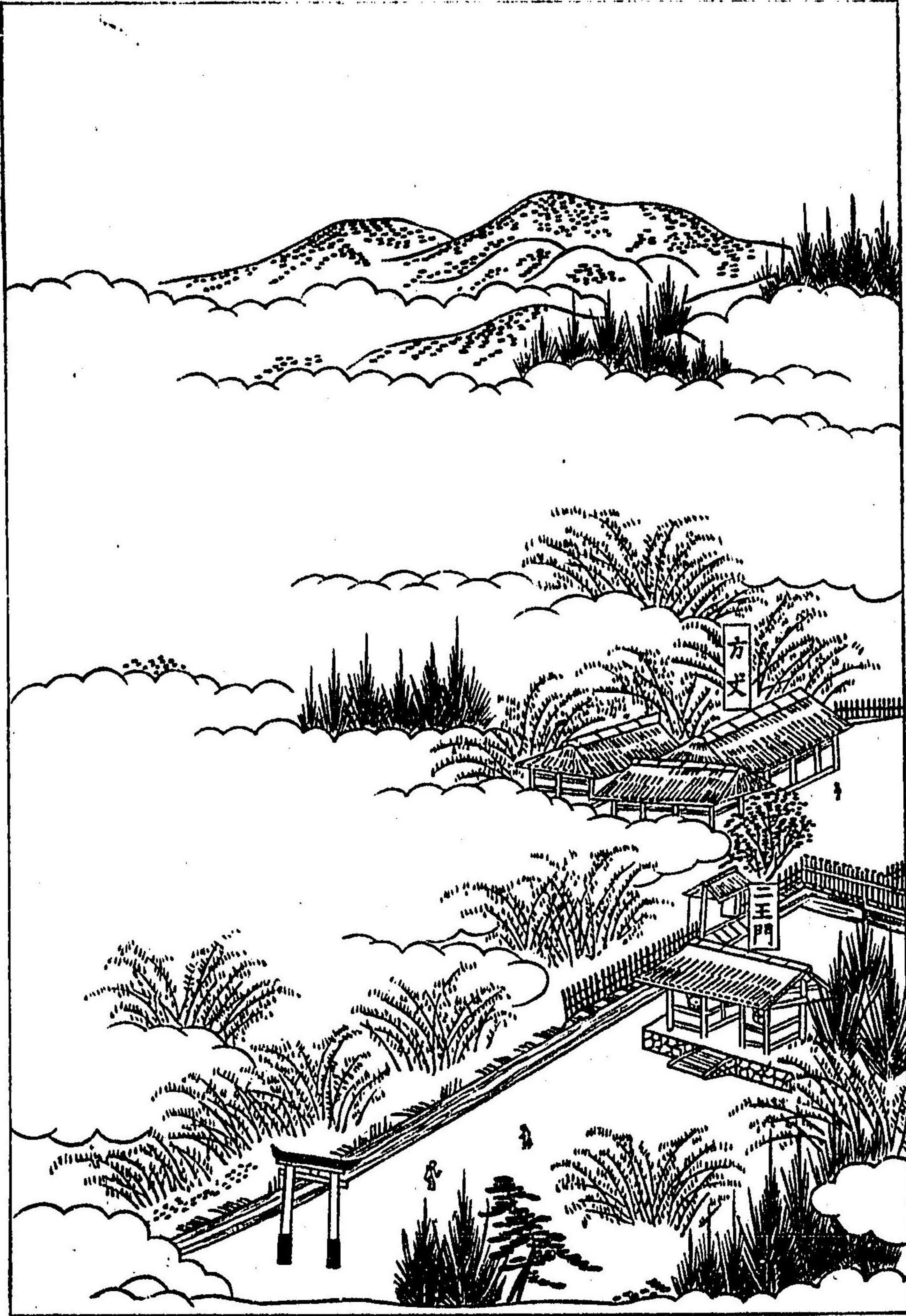
割裂神石



斬て三段となすといふに出る歟、其石、今尙儼然として此地に在り、然れども、三俣院に屬し、今の眞幸とは、高崎高原を隔て、相距ること五里許り、蓋後世境を濫るのみ、今の眞幸の方域は、飯野の卷首に詳なり、又高岡等に所謂去川の文字、延喜式に去飛に作る、其石一片は、宮崎郡に飛去れるに、今の去川は、其去飛の方に當る、故に其名を得たるべし、又此神石の一段の飛去し所在には、異説あり、別當勅詔院住僧龍意法印の筆記に、神石の事を記して曰、享保七年壬寅四月十六日、皇國遍歴の行者、常州の淨觀といふ者にあへり、彼行者語て曰、出雲國神門郡上町（おんたけ）里に一奇石あり、土人の傳へに、往古薩藩の霧島山より飛來れる石なり、大石を二に斬裂たる、一片の狀ありと、斯亦一奇説なり、暫く是を記して異聞を廣む、

春日大明神社（地頭館より、辰方、十二町餘） 大井手村にあり、祭神四座、天兒

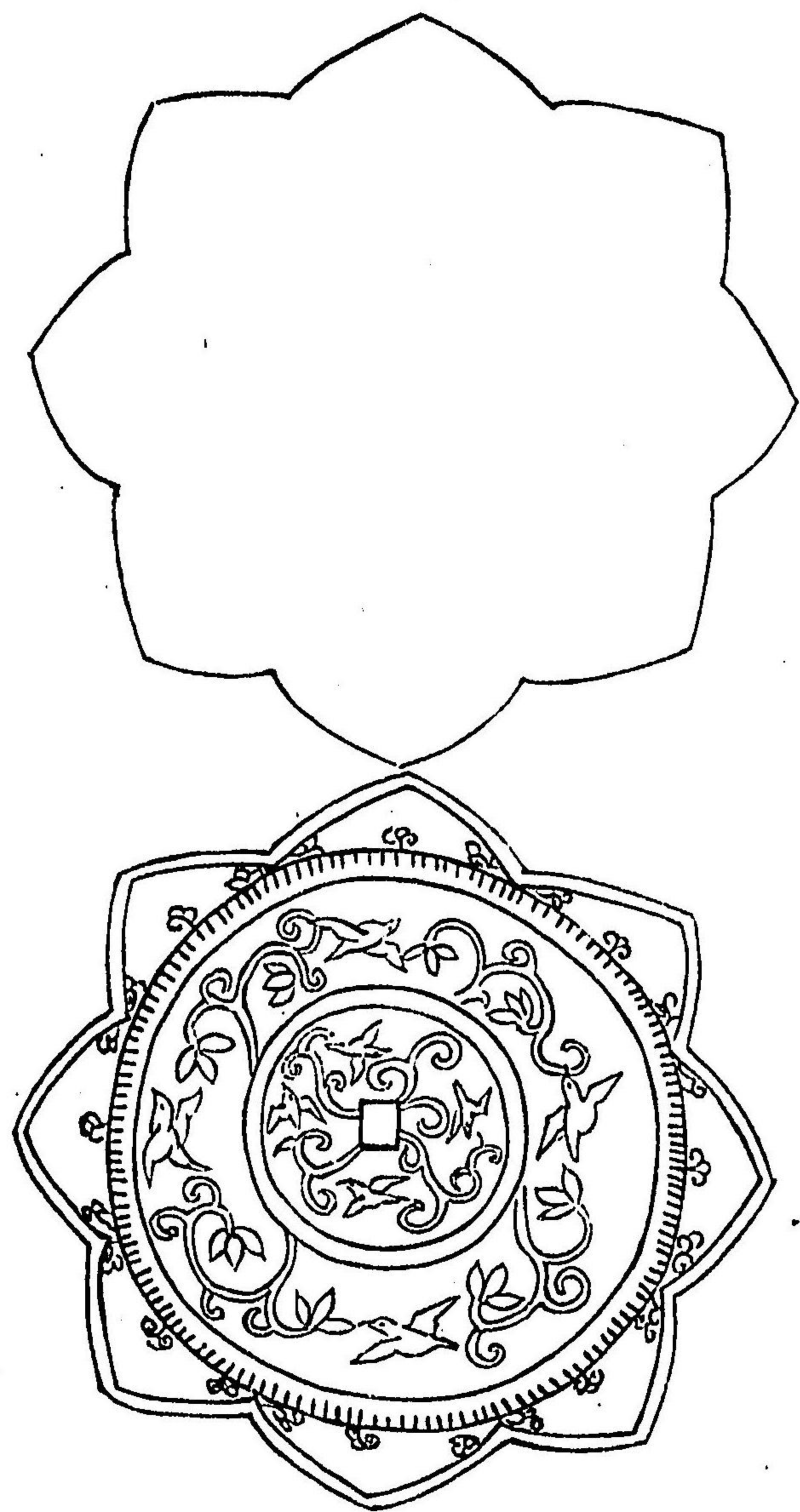
屋根命、鹿島大明神、香取大明神、天照姫神、是なり、各木像を安し、古鏡を藏む、當社は、村上天皇の御宇、天德二年、日州三俣院高城東山の麓に勸請し玉ふ、是荒古、瓊々杵尊垂跡の地なればなり、本田氏神社考云、春日社は、瓊々杵尊、高千穂嶽降臨の時、五部の神第一なり、三俣院庄内高城に、宮柱を立て、神籬を保ち、守護し玉ふ、此所垂跡根元の地なるへし云々と、是に據れば、天德二年、神託ありて、勸請せしならん、當社所建の地を、東山といふ、高千穂峯の東にありて、行程凡七里、高千穂峯に對して、東山といへるなるべし、今は春日山と呼べり、天文元年壬辰の歲、島津忠朝、北郷忠相等、伊東家高城守將八代長門守等と、不動街に戦ふ、時に春日山より白鳥二雙出て、戰場の上に飛降る、我軍以て神助とし、勇氣を増して奮戦す、大に敵兵を破り、長門守以下將長若干を斬る、故に 邦君も崇



春日神社



春日社古鏡



敬して、祭祀怠らず、同殿に佛像四軀を安置して、本地とす、藥師、地藏、觀音、文殊なり、別當寺創建するに及て、是を安置せしなるべし、明曆二年二月の舊記に、其佛像當國に下し時は、五体なり、日州那珂郡赤江の津に船着しが、此赤江は、春日社の領地なる故、釋迦一体を彼地に留て、春日大明神と崇むと見れたり、當社に扁額あり、春日宮の三字なり、往昔、近衛關白經過の時、手書して喜捨し玉ふといふ、例祭九月九日、十一月八日、當邑の總鎮守なり、社司末原氏、別當を東龍寺といふ、諏方上下大明神社地方十町餘、穗滿坊村にあり、勸請の年月詳ならず、天文十八年、社殿再興の棟札に、願主藤原忠相並忠親とあり、祭祀七月廿七日、別當寺を文殊寺といふ、社司は井上氏、

神社合記 霧島六所權現社 大井手村にあり、應永廿五年、建

伊祐は伊東氏なり

立せしといふ、△走陽權現社 穂満坊村にあり、元龜三年八月、大檀那時久並相久と記せる棟札あり、△諏方大明神社 石山村にあり、天正十四年、造立の棟札あり、△三島大明神社 宮原村にあり、越智氏河野某、豫州より下着して、貞治三年建立すと、再興の棟札に見たり、△若宮大明神社 宮原村にあり、元龜三年、再建の棟札に、大檀那時久並相久と記す、△長野大明神社 下川内村にあり、大永二年、再建の棟札あり、△八龍大明神社 宮原村にあり、大檀那尹祐、永正十三年丙子十二月廿日と記せる、再興の棟札あり、

佛 寺

東霧島山金剛佛作寺勅詔院 地頭館九町餘方 東霧島村、東霧島權現社の辰巳一町許にあり、本府大乘院の末にして眞言宗なり、本尊千手觀音、木座像 卽東霧島權現の本地とす、當寺は、

村上帝應和三年癸亥の歲、性空上人開基して、東霧島權

現社の別當とす、其後文曆元年、霧島山上發火の時、當寺燒亡せしは、既に神社の條に併せ記せり、金剛佛作の寺號は、

花園帝の御宇に勅賜なり、昔時は勅筆の額ありしに燒失し、

此燒失とは、何れの前條に在り、或は、東霧島社燒亡の説あること、前條に在り、或は、東霧島社燒亡の寺も同ならず、燒た今二王門に金剛佛作寺といへる額を掲ぐ、

又往古は、院號を錫杖院といひしに、元祿年中、勅詔院と改らる、性空上人開基以來、天台宗なりしに、慶長五年、眞言宗光明

院及瑜法印をして、當寺の住職となし玉ひしより、改めて眞言宗となる、光明院は、穆佐飯山寺の院號なり、及瑜は、彼寺の住

持なりしが、及瑜法印の事は、穆佐飯山寺に詳なり、穆佐邦君慈眼公、朝鮮の役に、

祈禱僧にて渡海し、命を全くして歸朝す、慶長五年より凡そ六年、當寺に住職す、其弟子性隆法印、當寺に嗣住す、性隆法印

も、勳功ありて、當寺の中興と稱ず、當寺は、慈眼公、伊集院忠
眞御征伐の時、曾て御本營となし玉へり、

○文書類 義天公御立願文一通 △節山公御寄進狀一通

△松齡公御立願文二通 △松齡公御書翰一通

○歡喜天像一牀像金 當寺の記録に、慈眼公朝鮮の役に、護

身の本尊なりしを、及瑜法印、軍中にて常に供養を修す、故に

當寺に傳はると見ゆ、

○寶器 鎗六本 當寺の舊記に、及瑜法印、朝鮮從軍の時拜

領す、其内一本は、慈眼公の御手鎗なりと見たり、△鎧

一領 前條に同しく、及瑜法印、朝鮮にて拜領せしとあり、

春日山三摩地院東龍寺地頭館より 大井手村にあり、本府大

乘院の末にて、眞言宗なり、本尊藥師如來木座像、左右に

村上帝の御宇、天徳二年、春日神社を勸請の時、建て別當とな

すといふ、今に其別當寺なり、開山傳燈阿闍梨俊賀、初天台宗
なり、密宗に改りし年月詳ならず、客殿に掛る鐘銘に云、至徳
元年甲子十一月廿七日、施人日向國三俣院北方春日社鑄治
壹口、大檀那沙彌正覺、大願主金剛佛子宥存云々、宥存は、當寺
の住僧なるべし、其世代は詳ならず、

龜石山石山寺子地頭館より 名山村にあり、本府福昌寺の末に

して、曹洞宗なり、本尊如意輪觀音大士古座像、開山を實庵融參

和尚といふ、初め當寺は、天台宗にて、開基時世詳ならず、由來

記を按ずるに、實庵和尚は、遠州濱松雲嵩寺開山洞嵩禪師の

法嗣なり、何所の人を知らず、應永の初或云、應永六年、當寺の東

南に當る松峯に來て、禪定を修す、一日石山村の樵夫、獵犬を

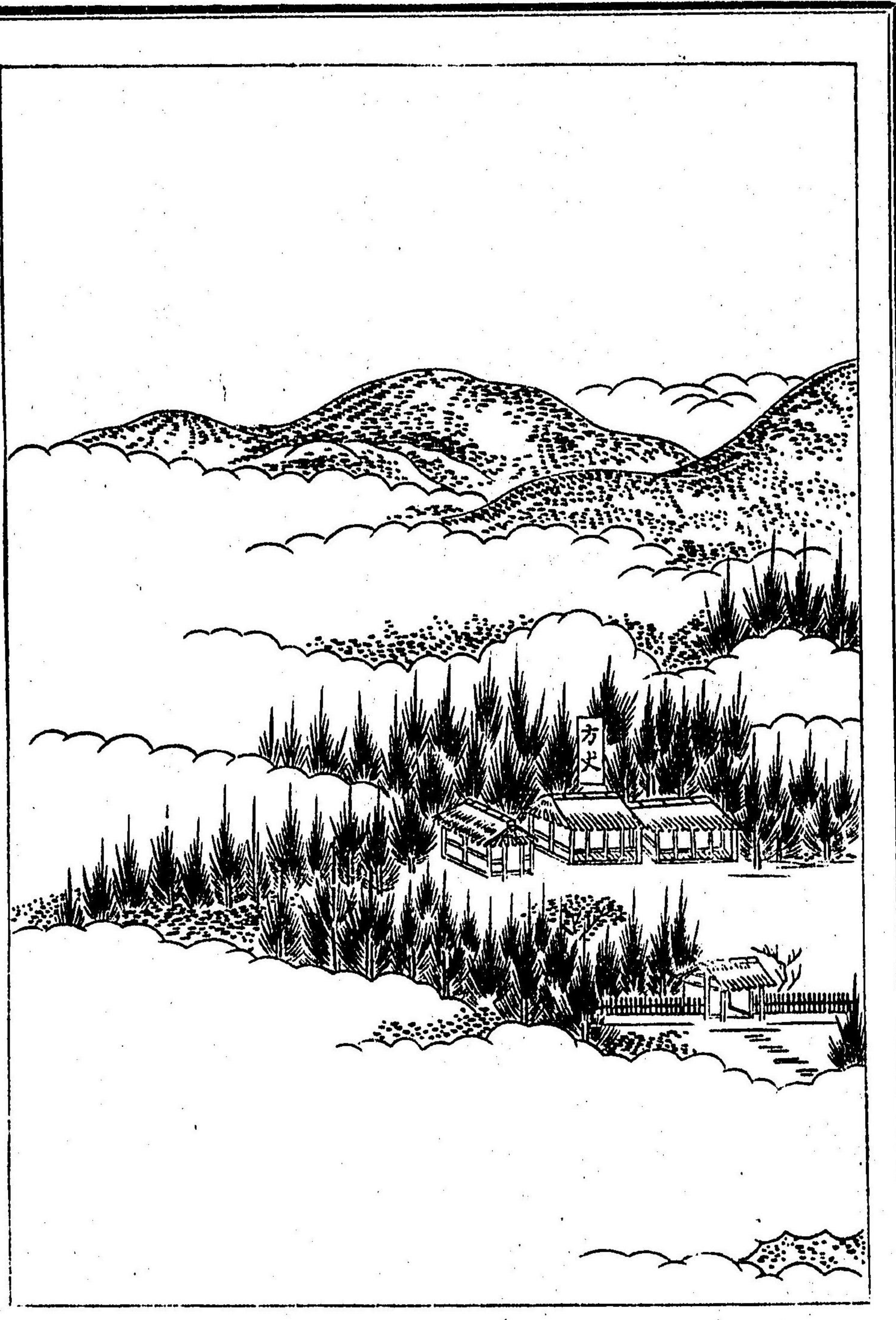
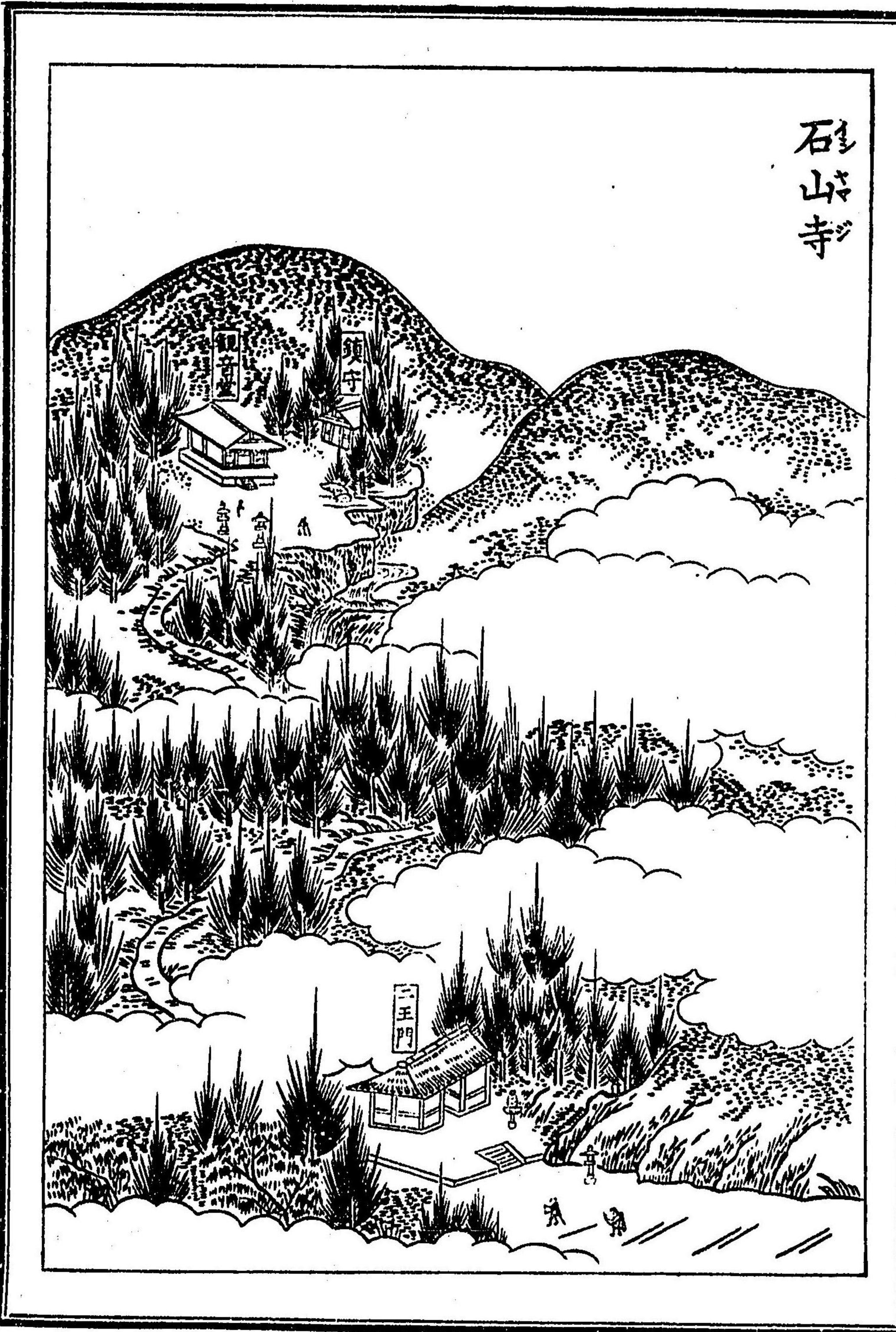
牽て山中に入る、師の道影怪異なるを看て、其犬類に吠て師

に逼る、樵夫亦弓を彎て害を加へんとす、師曰、止々、吾は無上

道を修する沙門なり、樵夫忽ち歸敬して罪を謝し、且曰、伏して願くは和尚、山を出て我等を濟度せよ、此山の西北に大慈堂あり、幽邃淨清の地なり、茅庵を結ぶに好しと、師其懇請に應ず、室和、道領、冢脇、高鳥の四民、家ことに二時の粥飯を供す、既にして殿堂門廡悉く備る、一日八化人來り參し、稽首拜言して云、大和尚大慈大悲、我等を度脫せよ、師云く、汝は何人ぞ、化人云、我等は天の八將にして、行疫の神なり、師即ち機に應じて接化すること凡一七日、化人等歡喜信受し、敬謝して、天形の星像一幅、瑠璃石袈裟の環一枚、蟲形青石一塊を獻ず、且本源赤身道見天化の八字を囑して曰、此八字每春書寫して、民門に置べし、其家は我等疫癘を除却すべしと、言畢て化し去る、是より師常に此八字の符咒を民人に授く、天形星像等は、當寺に珍藏す、本源赤身道見天化の八字は、鎮符として、

邦君に奉獻し、邦家の永福を禱る云々と、往古天台宗の時、石山寺と號し、星霜を歴しに、實庵和尚に至て、福聚寺と改め、曹洞宗の寺となる、其後住持光龍和尚が時、古來石山寺といへる寺號にて、鎮符札を獻ずる故に、安永四年、官に請て、舊の寺號に復す、其鎮符札は、毎年正月二十八日奉獻すとかや、本尊如意輪觀音堂は、寺後東南の山中、四町許にあり、其地樹木幽邃にして、石巖重疊し、瀾水流れ瀉きて、實に清淨の佛境なり、又此山中に奇石あり、龜形に類す、山號は是に因て名を得たり、或は實庵師の座禪石なりともいへり、石山寺の號は、蓋し江州石山寺の本尊如意輪觀音にて、當寺の本尊、是と同じきを以て名しなるべし、此地を石山村といへるも、亦寺號より出たるならん、此觀音禱るに、靈驗不思議なりとて、近邑はいふに及ばず、遠境よりも、常に參詣の徒絶ることなし、彼八

石山寺



字の鎮符札は、觀音の鎮符札と稱じて、是を請ふて歸らざる者なし、慈眼公、寬陽公、及び泰清世子、當寺の由來奇異なるを聞き給ひ、御參詣ありて、天形星像等四種の寶什を覽觀し給へりといふ、慈眼公、御覽觀の時、天形星像は、命ありて裝潢を修して、是を藏め玉へりとぞ、當寺の本堂には、釋迦如來を安置す、

○如意輪觀音堂 前文に見たり、

○實庵和尚行由記 此文は古月和尙が作なり、古月は、日久留米福聚寺等の開山にて、名僧の開創あり、寛延元年、藩本府大龍寺をして、古月を招く、古月大龍寺に來り、衆の爲に朝

說法教化す、四方及び、細息、其德を慕ひ、群趨して、古月を説、留錫凡百日に及ひ、佐土原に還る、實庵和尚が事蹟を、既す、前文に記す、其文を左に載す、

日州龜石山福聚禪寺開山實庵和尚略行由記

日州、三俣院、高城石山村、龜石山福聚禪寺開山始祖、實庵融公

禪師者、相傳、遠州濱松、雲岩開山、洞崑禪師之法嗣也、緣見于泉福無著和尚宗派、不記其本貫何處、村翁口碑云、應永之初、祖嘗於寺之東南上松峯、韜光晦跡、世人未知其卜居、石山村樵者牽獵犬入山、看祖道影怪異、犬頻吠、逼祖、樵者亦張弓欲加害、祖曰、止止、吾求無上道、沙門也、汝莫怪矣、樵者忽發心歸敬、設禮謝罪云、伏願大和尚爲度脫我等、出山遊人間、此山之西北有大悲堂、幽邃寂寞、好結茅蘆、祖即應懇請、室和堂領、塚脇、高鳥之四民、家供二時粥飯、漸而殿堂門廡且備成、堪仰古佛風規、一日八化人來參、稽首拜言云、大和尚大慈大悲、救濟我等、祖云、汝是何者、化人言、我等、天八將、而行疫神也、祖即應機接化、凡一七日、化人等歡喜信受敬謝、獻天形星像一幅、瑠璃石袈裟之環一枚、虫形青石一塊、本源赤身道見天化八字、且囑云、此八字每春筆簡置民門、其家門我等八將可却瘴氣、言畢化去、依是祖在日、每執行之、